

# 会計情報

Vol. 599  
2026.7

Accounting, Tax & Consulting

2027年3月期第1四半期決算の会計処理及び開示に関する留意事項

人的資本開示2026年開示府令改正・指針改訂の解説

サステナビリティに関する倫理規則の改正



# Contents

	ページ	
会計・監査	2	2027年3月期第1四半期決算の会計処理及び開示に関する留意事項 公認会計士 木村 寛人
	19	人的資本開示 2026年開示府令改正・指針改訂の解説 公認会計士 大橋 英生
	23	サステナビリティに関する倫理規則の改正 公認会計士 小林 大志
	28	ASBJ: 改正企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」等の公表(金融資産の消滅の範囲) 『会計情報』編集部
	29	SSBJ: 有価証券報告書におけるSSBJ基準への言及について(注意喚起)の公表 『会計情報』編集部
IFRS	30	iGAAP in Focus財務報告 Closing Out—財務報告及びサステナビリティ報告の重点領域(2026年5月更新版) トーマツIFRSセンター・オブ・エクセレンス
会計基準等開発動向	58	会計基準等開発動向 『会計情報』編集部

# 2027年3月期第1四半期決算の会計処理及び開示に関する留意事項

公認会計士 木村 寛人 きむら ひろと

本稿では、2027年3月期決算の第1四半期決算（2026年4月1日から2026年6月30日まで）の会計処理及び開示に関する主な留意事項について解説を行う。

2027年3月期に適用される新会計基準等には、下記IからIVがある。

## 【目次】

### 【2027年3月期に適用される会計基準等】

- I 改正移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」
- II 実務対応報告第47号「非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い」
- III 実務対応報告第48号「防衛特別法人税の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」
- IV 企業会計基準第37号「期中財務諸表に関する会計基準」等

なお、上記のほか、2027年3月期に早期適用が可能な会計基準等として、企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」等がある。本誌2024年11月号（Vol.579）12月号（Vol.580）及び2026年2月号（Vol.594）において解説しているため、そちらをご参照いただきたい。

また、「譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化」に関して、2026年6月2日に、改正企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」等が公表されている。当該改正基準等は、早期適用が認められ、早期適用については、2026年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首以後実施される金融資産の譲渡から適用することができるとされているため、2027年3月期第1四半期決算においても適用時期によっては影響する可能性があり留意を要する。

## I 改正移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」

企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という）は、2025年3月11日に、改正移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「本実務指針」という）を公表した。

### 1. 公表の経緯

本実務指針第132項では、企業が投資する組合等への出資の評価に関して、当該組合等の構成資産が金融資産に該当する場合には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という）に従って評価し、当該組合等への出資者である企業の会計処理の基礎とするとしている。この点、金融商品会計

基準は、市場価格のない株式について取得原価をもって貸借対照表価額とする（金融商品会計基準第19項）としているため、企業が投資する組合等の構成資産が市場価格のない株式である場合、これらについても取得原価で評価することとなる。

当該定めに関して、近年、ファンドに非上場株式を組み入れた金融商品が増加しており、これらの非上場株式を時価評価することによって、財務諸表の透明性が向上し、投資家に対して有用な情報が開示及び提供されることになり、その結果、国内外の機関投資家からより多くの成長資金がベンチャーキャピタルファンド等に供給されることが期待されるとして、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を時価評価するように速やかに会計基準を改正すべきとの要望が聞かれた。

こうした状況を受けて、ASBJで検討が行われ、本実務指針の公表に至った。

## 2. 本実務指針の概要

### (1) 範囲

本実務指針では、本実務指針第132項の定めにかかわらず、一定の要件を満たす組合等への出資は、当該組合等の構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式（出資者である企業の子会社株式及び関連会社株式を除く）について時価をもって評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とすることができるとされている（本実務指針第132-2項）。

この点、ASBJの審議の過程では、対象となる組合等の範囲に関して、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等を定義するか否かについて議論がなされたも

の、最終的に直接的な定義は行われていない。

#### (結論の背景)

対象となる組合等の範囲に関して、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等とそれ以外の組合等を明確に区分することは困難と考えられたため、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等を直接的に定義することは行わないこととした(本実務指針第308-3項)。

一方、組合等の構成資産である市場価格のない株式の時価の信頼性を担保するために、対象となる組合等の範囲に関して、次の要件が設けられている(本実務指針第132-2項)。

- ① 組合等の運営者は出資された財産の運用を業としている者であること
- ② 組合等の決算において、組合等の構成資産である市場価格のない株式について時価をもって評価していること

#### (結論の背景)

要件①は、市場価格のない株式の時価の信頼性を担保するためには、組合等の構成資産である市場価格のない株式の評価者に十分な能力が備わっている必要があると考えられることから、組合等の運営者が市場価格のない株式に対する投資を業として行っている者に限定すべきとして設けた要件である。ここで「組合等の運営者」とは、我が国におけるベンチャーキャピタルファンドの多くで用いられている投資事業有限責任組合の形態においては、無限責任組合員が該当すると考えられる。また、他の法形態に基づく組合等については、投資事業有限責任組合における無限責任組合員と類似の業務を執行する者が該当すると考えられる。

要件②は、我が国の実務における市場価格のない株式の時価評価に関する体制の整備状況についての懸念が監査人、財務諸表作成者及び財務諸表利用者から聞かれている中、組合等の決算において、組合等の構成資産である市場価格のない株式について時価をもって評価している場合には、市場価格のない株式の時価評価に関する体制の整備がなされていることが期待できることから、時価評価に関する懸念を一定程度緩和できるとして設けた要件である。ここで、「時価をもって評価している」場合とは、組合等が適用している会計基準により市場価格のない株式について時価評価が求められている場合のほか、市場価格のない株式について時価評価する会計方針を採用している場合が含まれると考えられる。また、時価評価の方法としては、企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」に基づいた時価

で評価する場合のほか、国際財務報告基準(IFRS)第13号「公正価値測定」又はFASB Accounting Standards Codification(米国財務会計基準審議会(FASB)による会計基準のコード化体系)のTopic 820「公正価値測定」に基づいた公正価値で測定している場合が含まれると考えられる(本実務指針第308-3項)。

#### (本実務指針第132-2項の定めを適用する組合等の選択に関する方針)

本実務指針第132-2項の定め適用にあたり、組合等への出資者である企業は、当該定めを適用する組合等の選択に関する方針を定め、当該方針に基づき、組合等への出資時に当該定め適用対象かどうか決定することとされており、当該定めを適用することとした組合等への出資の会計処理は、出資後に取りやめることはできないこととされている(本実務指針第132-3項)。

なお、当該方針については、原則として継続適用であるが、大きな状況の変化により見直すことはあり得るとされている。見直す場合、見直し後の方針は、方針を見直す前に出資された組合等には適用せず、方針を見直した後に出資された組合等に適用することとされている。

#### (結論の背景)

審議において、組合等の構成資産である市場価格のない株式の時価評価について、範囲に含まれるすべての組合等を適用対象とするか、組合等の単位で選択できるようにするかについて議論を行った。この点、組合等への出資の目的や性質が異なる場合があると考えられることから、範囲に含まれるすべての組合等について一律に適用対象とするのは必ずしも適切でないと考えられる。このため、組合等への出資者である企業が本実務指針第132-2項の定めを適用する組合等の選択に関する方針を定め、当該方針に基づき、組合等への出資時に本実務指針第132-2項の定め適用対象かどうか決定することとした。

また、企業の意思により自由に本実務指針第132-2項の適用を終了することを認めることは、会計処理の透明性や比較可能性の観点から適切ではないと考えられるため、本実務指針第132-2項の会計処理を出資後に取りやめることはできないこととした。

なお、本実務指針第132-2項の定めを適用する組合等の選択に関する方針については、原則として継続して適用すると考えられるものの、従来行っていなかった種類の組合等への新規の出資や重要な企業結合など、大きな状況の変化により見直すことはあり得ると考えられる。ここで、組合等への出資時に本実務指針第132-2項の定め適用対象かどうか決

定することとしていることから、見直し後の方針は、方針を見直す前に出資された組合等には適用されず、方針を見直した後に出資された組合等に適用されると考えられる（本実務指針第308-5項）。

#### （組合等が別の組合等に出資しているケース）

企業が直接出資する組合等について本実務指針第132-2項の定めを適用することを選択しており、かつ、ファンド・オブ・ファンズのように組合等が別の組合等に出資しているケースにおいては、組合等が出資する別の組合等ごとに、上述の本実務指針第132-2項の2要件を満たすか判定を行い、要件を満たした別の組合等についてのみ、その構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式（出資者である企業の子会社株式及び関連会社株式を除く）について時価をもって評価し、その組合等への出資者の会計処理の基礎とすることになるとされている（本実務指針第308-5項）。

#### （出資者である企業の子会社株式及び関連会社株式）

組合等の構成資産に出資者である企業の子会社株式及び関連会社株式が含まれる場合、その組合等への出資者の会計処理の基礎とするにあたり、これらの株式の時価をもって評価するかどうか問題となるが、本実務指針では、時価をもって評価する対象からは除かれている（本実務指針第132-2項）。

#### （結論の背景）

本プロジェクトにおいて、組合等の構成資産に出資者である企業の子会社株式及び関連会社株式が含まれることは想定しておらず、また、子会社株式及び関連会社株式については取得原価をもって貸借対照表価額とすることとされていること（金融商品会計基準第17項）を踏まえ、出資者である企業の子会社株式及び関連会社株式は時価をもって評価する対象から除くことを明確化した（本実務指針第308-5項）。

#### （組合等が連結子会社又は持分法適用会社に該当する場合の連結上の取扱い）

本実務指針第132-2項の定めを適用する場合において、組合等が連結子会社又は持分法適用会社に該当するときの連結上の取扱いについては明確化されていない。これは、本実務指針第132-2項の定めを適用する企業として主に想定されているのはリミテッド・パートナーシップ出資者であること、及び本実務指針の改正のプロジェクトは国内外の機関投資家からより多くの成長資金がベンチャーキャピタルファンド等に供給されること等が副次的な目的とされており、できるだけ速やかに会計基準を開発することが期待されていたことが理由とされている（「移管指針公開草案第15号（移管指針第9号の

改正案）『金融商品会計に関する実務指針（案）』に対するコメント」の「論点の項目」5）から8）についての「コメントへの対応」参照）。

#### （「総額法」及び「折衷法」の取扱い）

本実務指針第132-2項の定めは本実務指針第132項のいわゆる「純額法」の定めを前提としている。いわゆる「総額法」及び「折衷法」の取扱いについては、組合等が連結子会社に該当する場合の連結上の取扱いと密接に関連するものであることから、上記のとおり組合等が連結子会社に該当する場合の連結上の取扱いを明確化しないことに合わせて、取り扱わないこととされた（上記「コメントへの対応」参照）。

## （2）会計処理

上記(1)に記載のとおり、本実務指針では、本実務指針第132項の定めにかかわらず、一定の要件を満たす組合等への出資は、当該組合等の構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式（出資者である企業の子会社株式及び関連会社株式を除く）について時価をもって評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とすることができるとされている（本実務指針第132-2項）。

#### （結論の背景）

組合等の解散までに現金で清算されることが見込まれるため、組合等への出資者の貸借対照表において、組合等の構成資産である市場価格のない株式について時価をもって評価したものを組合等への出資者の会計処理の基礎とするのは、最終的に得られるキャッシュ・インフローの予測に資する観点から有用と組合等への出資者である企業が判断する場合があると考えられる（本実務指針第308-4項）。

ここで、組合等への出資者である企業が、最終的に得られるキャッシュ・インフローの予測に資する観点から有用と判断する場合もあれば、企業によってはそのような判断を行わない場合もあると考えられることから、時価評価の適用は強制ではなく、オプションとされている（「移管指針公開草案第15号（移管指針第9号の改正案）『金融商品会計に関する実務指針（案）』に対するコメント」の「論点の項目」26）についての「コメントへの対応」参照）。

また、評価差額の持分相当額は、当期の損益として処理せず、純資産の部に計上することとされている（本実務指針第132-2項）。

#### （結論の背景）

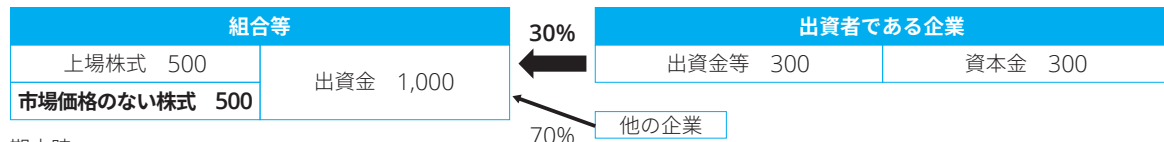
評価差額の持分相当額を当期の損益として処理するか又は純資産の部に計上するかについては、両者とも支持する意見が聞かれた。審議の結果、その他有価証券に関する会計処理など、他の現行基準との内的整合性を重視する観点から、市場価格のない株

式の評価差額の持分相当額を純資産の部に計上することとした（本実務指針第308-4項）。

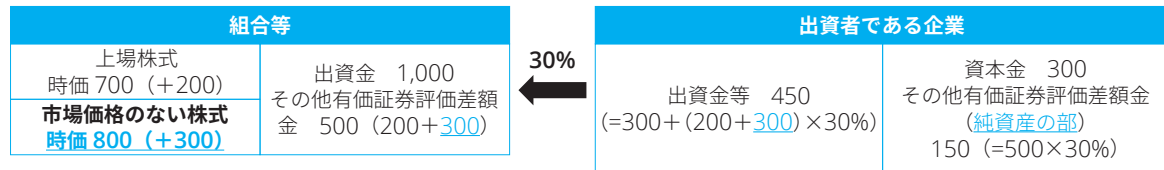
本実務指針第132-2項の定めを適用する場合の組合等への出資の会計処理のイメージは【図表1】のとおりである。

【図表1 本実務指針第132-2項の定めを適用する場合の組合等への出資の会計処理のイメージ】

出資時



期末時



(注) 上記イメージは、以下を前提としている。

- 組合等は、保有する株式を全て「その他有価証券」に分類している。
- 組合等への出資について、持分相当額を純額で取り込む方法（純額法）を適用する。
- 税効果は考慮していない。

#### （本実務指針第132-2項の定めを適用する場合の減損処理）

第132-2項の定めを適用する組合等の構成資産である市場価格のない株式については、市場価格のない株式等の減損処理に関する定め（本実務指針第92項）に代わり、時価のある有価証券の減損処理に関する定め（本実務指針第91項）に従って減損処理を行い、組合等への出資者の会計処理の基礎とすることとされている（本実務指針第132-4項）。

産に含まれるすべての市場価格のない株式（出資者である企業の子会社株式及び関連会社株式を除く）について時価をもって評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とする定め）を適用している旨

- ② 本実務指針第132-2項の定めを適用する組合等の選択に関する方針
- ③ 本実務指針第132-2項の定めを適用している組合等への出資の貸借対照表計上額の合計額

#### （結論の背景）

本実務指針第132-2項の定めを適用した場合についてのみ適用する減損処理に関する新たな定めを設けるのは過度な対応と考えられることから既存の定めを活用すると、本実務指針第132-2項の定めを適用する場合、組合等の構成資産である市場価格のない株式については、時価のある有価証券の減損処理に関する定め（本実務指針第91項）に従って減損処理を行い、組合等への出資者の会計処理の基礎とすることとした（本実務指針第308-6項）。

#### （結論の背景）

開示に関して、時価算定適用指針第24-16項は、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資（本実務指針第132項及び第308項）については、時価の注記を要しないこととし、その場合、注記していない旨及び時価算定適用指針第24-16項の取扱いを適用した組合等への出資の貸借対照表計上額の合計額を注記することとしている。

ここで、本実務指針第132-2項の定めを適用する場合には、これらの注記に併せて、当該定めを適用した影響を財務諸表利用者が理解できるように、本実務指針第132-2項の定めを適用している旨、当該定めを適用する組合等の選択に関する方針、及び当該定めを適用している組合等への出資の貸借対照表計上額の合計額を注記することとした。なお、本実務指針第132-2項の定めを適用している組合等への出資の貸借対照表計上額の合計額は、時価算定適用指針第24-16項の取扱いを適用した組合等への出資の貸借対照表計上額の合計額の内数に該当すると考えられる（本実務指針第308-7項）。

### （3）注記事項

本実務指針第132-2項の定めを適用する組合等への出資については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定適用指針」という）第24-16項で定める事項の注記に併せて、次の事項を注記することとされている。なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない（本実務指針第132-5項）。

- ① 本実務指針第132-2項の定め（組合等の構成資

#### (4) 適用時期等

##### ① 適用時期

本実務指針は、2026年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することとされている。

##### (結論の背景)

本実務指針第132-2項の定めを適用するにあたり、組合等への出資者である企業が定めた当該定めを適用する組合等の選択に関する方針によっては、方針に合致するすべての組合等を対象として、その構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式（出資者である企業の子会社株式及び関連会社株式を除く）について時価をもって評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とする準備を行うのに時間を要する可能性があると考えられる。このため、十分な準備期間を確保するように、本実務指針については、2026年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することとした（本実務指針第357項）。

##### ② 経過措置

本実務指針の適用初年度において、組合等の構成資産である市場価格のない株式について本実務指針第132-2項の定めを適用する場合、適用初年度の期首時点において組合等への出資者である企業が定めた方針に基づいて当該定めを適用する組合等を決定し、次の会計処理を行うこととされている（本実務指針第205-2項）。

- i. 適用初年度の期首時点において、本実務指針第132-2項の定めを適用する組合等の構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式（出資者である企業の子会社株式及び関連会社株式を除く）について時価をもって評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とする。この場合、適用初年度の期首時点での評価差額の持分相当額を適用初年度の期首のその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等に加減する。
- ii. 適用初年度の期首時点において、本実務指針第132-2項の定めを適用する組合等の構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式（出資者である企業の子会社株式及び関連会社株式を除く）について時価のある有価証券の減損処理に関する定め（本実務指針第91項）に従って減損処理を行い、組合等への出資者の会計処理の基礎とする。この場合、減損処理による損失の持分相当額を適用初年度の期首の利益剰余金に加減する。

##### (結論の背景)

組合等への出資者である企業が定めた方針に合致する組合等を過去に遡って決定することを求めるのは、実際には行っていなかった判断を事後的に求めることになることから、適切でないと考えられる。このため、本実務指針の適用初年度においては、本実務指針の適用初年度の期首時点において、組合等への出資者である企業が定めた方針に基づいて第132-2項の定めを適用する組合等を決定することとした。

会計処理の遡及適用に関しては、市場価格のない株式の時価の算定には見積りの要素が多く含まれ、事後的判断を利用せずに市場価格のない株式の時価を遡及的に算定することは実務上困難であると考えられること、及び過去に遡ってどの時点で時価のある有価証券の減損処理に関する定め（本実務指針第91項）に基づく減損処理が必要であったか識別することは困難であると考えられることから、本実務指針については、遡及適用を求めず、適用初年度の期首から将来にわたって適用することとした。この場合、本実務指針の適用後の当期純利益等への影響が適切となるように、経過措置を設けることとした（本実務指針第358項）。

## II 実務対応報告第47号「非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い」

ASBJは、2025年11月11日に、実務対応報告第47号「非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第47号」という）を公表した。

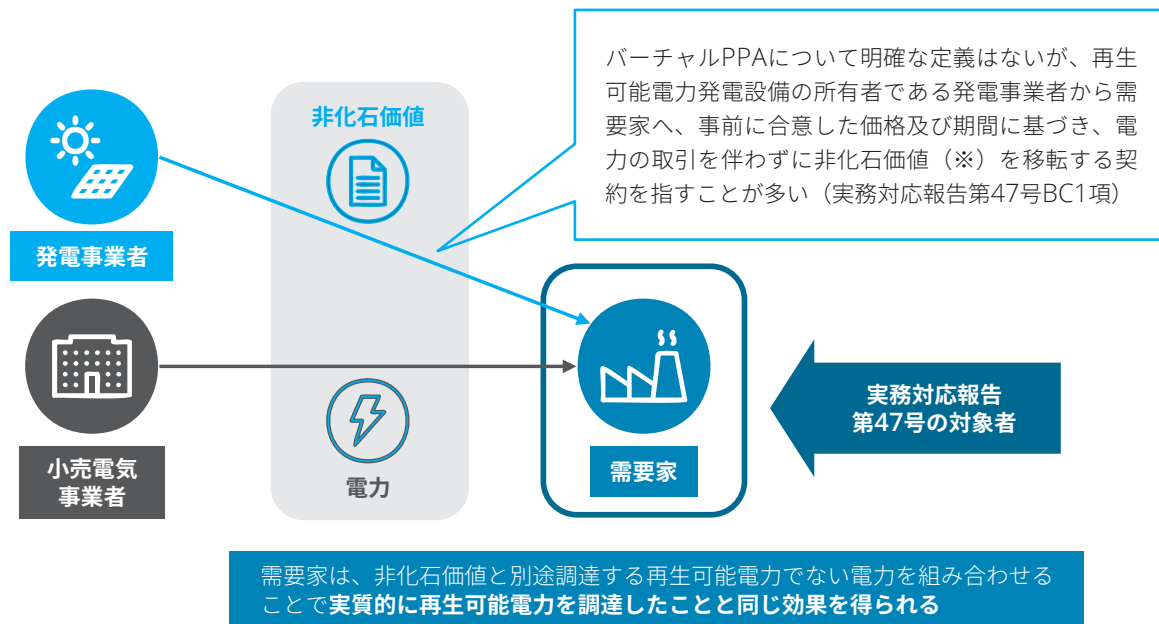
### 1. 公表の経緯

近年、多くの企業が脱炭素、低炭素化に向けた取組みを活発化させており、当該取組みの1つとして、いわゆるバーチャル電力購入契約（Virtual Power Purchase Agreement）（以下「バーチャルPPA」という）により取得した非化石価値と別途調達する再生可能電力でない電力を組み合わせることで実質的に再生可能電力を調達したことと同じ効果を得られる手法がみられる（実務対応報告第47号BC1項）（【図表2】参照）。

今後も各企業の環境意識の高まりとともに、バーチャルPPAの利用がさらに拡大することが見込まれる中、バーチャルPPAに関する会計上の取扱いが明確ではないとして、ASBJで検討が行われ、2025年11月11日に、実務対応報告第47号「非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い」が公表

された。

【図表2 パーチャルPPAのイメージ図】



【出典】 企業会計基準委員会研究員による解説「◇公表基準等の解説◇実務対応報告第47号『非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い』の概要」[図表1]を参照

（※）「非化石価値」とは、「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則」（平成22年経済産業省令第43号）第4条第1項第2号に規定するエネルギー源の環境適合利用に由来する電気の非化石電源としての価値のうち、「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」（平成21年法律第72号）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源を利用する電源としての価値をいう（実務対応報告第47号第5項(1)）。

## 2. 実務対応報告第47号の概要

### (1) 範囲

(対象とする者)

実務対応報告第47号では、非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計上の取扱いを定めている（実務対応報告第47号第1項）。需要家とは、以下の（適用する契約）に掲げる特徴を有する契約を締結する者のうち、非化石価値を自己使用目的で購入する者をいう（実務対応報告第47号第5項(2)）。

#### (結論の背景)

企業会計基準諮問会議に寄せられたテーマ提案では、以下の（適用する契約）に掲げる特徴を有する契約の当事者である需要家及び発電事業者の双方の会計上の取扱いを検討する場合には一定の時間を要することが予想される中、早期の対応が必要であることに鑑み、より広範囲に影響があると考えられる需要家の会計上の取扱いのみを検討することが提案された。これを踏まえて、ASBJは、実務対応報告第47号において需要家の会計上の取扱いを定めることとし、発電事業者の会計上の取扱いは定めないこととした（実務対応報告第47号BC5項）。

(適用する契約)

#### ① 発電事業者と需要家の相対の契約

実務対応報告第47号は、非化石価値取引において需要家による非化石価値の転売（子会社又は関連会社への融通を除く。以下同じ）が想定されておらず、発電事業者から需要家に電力の取引を伴わずに非化石価値を移転する契約のうち概ね次の特徴を有するものに適用する（実務対応報告第47号第2項）。

- i. 発電事業者と需要家の相対の契約である。
- ii. 需要家は、発電事業者との間で、契約で指定された再生可能電力発電設備の発電量に応じた量の非化石価値を購入する契約を締結する。
- iii. 需要家は、当該非化石価値を買い取る義務を負う。

#### (結論の背景)

企業会計基準諮問会議からの提言は、実務対応報告第47号の開発時点の我が国におけるパーチャルPPAに関する実務を考慮して当面の取扱いを定めた上で、実務の進展や国際的な会計基準の審議の動向を注視し、国際的な会計基準における取扱いがより明確になったこと等を契機として必要に応じて見直しを行うというものであった。これを踏まえて、

ASBJは、当面の取扱いを検討するにあたって、現在我が国において行われているバーチャルPPAの一般的な取引形態において需要家が取得する非化石価値の性質や取引条件等を基礎として、実務対応報告第47号を適用する契約の範囲について整理を行うこととした（実務対応報告第47号BC10項）。

## ② 特定卸供給事業者等と需要家の契約

実務対応報告第47号の開発時点の制度上、需要家は、発電事業者から購入する場合のほかに、電気事業法（昭和39年法律第170号）で規定された特定卸供給事業者<sup>1</sup>との直接取引においても非化石価値を購入することが認められている。特定卸供給事業者（これに準ずる者を含む）との取引についても、次の特徴を有する契約に実務対応報告第47号を適用する（実務対応報告第47号第3項）。

- i. 特定卸供給事業者等と需要家の相対の契約である。
- ii. 需要家は、特定卸供給事業者等との間で、再生可能電力発電設備で発電を行う者の再生可能電力発電設備を契約で指定し、当該再生可能電力発電設備の発電量に応じた量の非化石価値を特定卸供給事業者等から購入する契約を締結する。
- iii. 需要家は、当該非化石価値を買い取る義務を負う。

### （結論の背景）

特定卸供給事業者との取引はさまざまな類型があるが、特定卸供給事業者と需要家の相対で締結された非化石価値の移転に関する契約で、再生可能電力発電設備で発電を行う者の再生可能電力発電設備を指定した上で、当該再生可能電力発電設備の発電量

に応じた量の非化石価値を特定卸供給事業者から需要家が購入し、需要家が当該非化石価値を買い取る義務を負う場合には、実務対応報告第47号を適用して会計処理を行うことが考えられる。したがって、実務対応報告第47号第3項に列挙した特徴を有する契約に実務対応報告第47号を適用することとした。

ここで、需要家が非化石価値の移転に関する契約を締結する相手方になり得る者として、電気事業法における特定卸供給事業者の定義を満たす者のほか、電気事業法上の特定卸供給事業者の定義は満たさないが、複数の再生可能電力発電設備を束ねることで再生可能電力発電設備の発電変動を吸収し、安定した供給力として卸電力市場などへ電力の供給を行う者も挙げられる。このため、実務対応報告第47号では、このような役割を担う者を特定卸供給事業者に準ずる者として、特定卸供給事業者とまとめて「特定卸供給事業者等」と定義した上で、実務対応報告第47号を適用するにあたり、「発電事業者」を「特定卸供給事業者等」と読み替えるものとする定めを置くこととした。

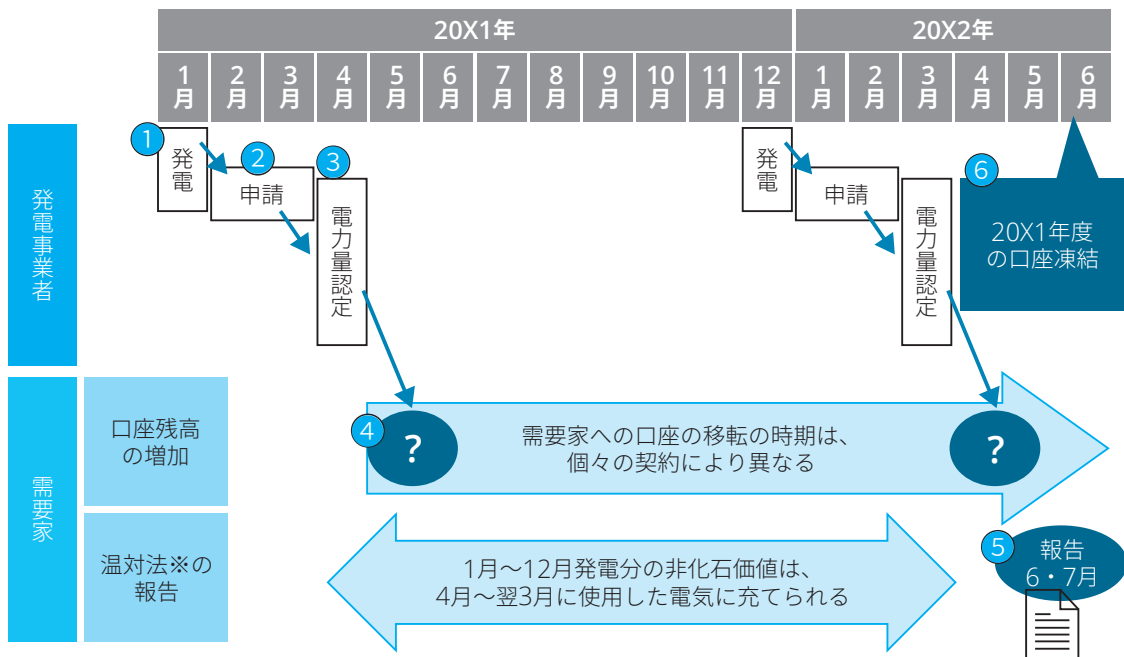
また、実務対応報告第47号の開発時点の制度上、特定卸供給事業者等は電気事業法上の発電事業者から非化石価値を調達するほか、それ以外の発電者から非化石価値を調達することも想定されているため、再生可能電力発電設備で発電を行う者は電気事業法上の発電事業者に限らないこととしている（実務対応報告第47号BC14項からBC16項）。

### <【参考】非化石価値取引の概要>

実務対応報告第47号の開発時点において、上述した(1)範囲一（適用する契約）－①発電事業者と需要家の相対の契約のiからiiiの特徴を有する契約に基づく非化石価値取引は、概ね以下から構成される（実務対応報告第47号BC23項）。

<sup>1</sup> 特定卸供給事業者とは、電気事業法第2条第1項第15号の4に規定する特定卸供給事業を営むことについて同法第27条の30第1項の規定による経済産業大臣への届出をした者をいう（実務対応報告第47号第5項(5)参照）。

【図表3 非化石価値取引の概要】



- (ア) 契約の締結
- (イ) 発電事業者による発電 (①)
- (ウ) 発電事業者による電力量の申請 (②)
- (エ) 国による電力量の認定 (③)
- (オ) 発電事業者の口座残高の増加
- (カ) 非化石価値の移転
- (キ) 需要家による対価の支払
- (ク) 需要家の口座残高の増加 (④)
- (ケ) 非化石価値の使用 (⑤)
- (コ) 口座の凍結 (⑥)

※「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年法律第117号) のこと

【出典】 企業会計基準委員会研究員による解説「◇公表基準等の解説◇実務対応報告第47号『非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い』の概要」[図表3]

## (2) 会計処理

### ① 非化石価値を受け取る権利及び対価の支払義務

需要家は、非化石価値を受け取る権利について、契約で指定された再生可能電力発電設備による発電が行わ

れ、かつ、金額を信頼性をもって測定できる時点(遅くとも国による電力量の認定時点)において、費用処理を行うとともに、対価の支払義務に係る負債を計上する(実務対応報告第47号第6項及び第7項)。

非化石価値を受け取る権利及び対価の支払義務に関する会計処理

(借) 費用 XXX (貸) 負債 XXX

#### (結論の背景)

実務対応報告第47号を適用する契約では、需要家が契約で指定された再生可能電力発電設備の発電量に応じた量の非化石価値を購入することをあらかじめ約束しているため、発電により将来非化石価値を受け取る権利及び対価の支払義務が需要家に生じていると考えられる。これを考慮すると、発電時点において需要家が非化石価値を受け取る権利及び対価の支払義務の会計処理を行うことが考えられる(実務対応報告第47号BC25項)。

しかしながら、国による電力量の認定時点より前は非化石価値の量が確定していないことや、発電時

点では発電事業者から需要家に発電量の通知が行われていない可能性があることから、発電時点において会計処理を行うことが実務的に困難な場合があることが想定されることから、発電が行われ、かつ、金額を信頼性をもって測定できる時点において会計処理を行うことを明確化した(実務対応報告第47号BC26項及びBC28項)。

一方、国による電力量の認定時点では、非化石価値の量が確定することとなり、契約内容や卸電力市場価格等に基づき価格についても情報を得ることができると考えられるため、遅くとも当該時点においては金額を信頼性をもって測定できるものとして取り扱うこととした(実務対応報告第47号BC28項)。

また、非化石価値及び非化石価値を受け取る権利は、会計上、資産を認識するという考え方があると考えられるが、将来の経済的便益の流入又は経済的資源の流出の削減を間接的にしか捉えることができず、将来の経済的便益の流入又は経済的資源の流出の削減をもたらすかどうかについて不確実性があると考えられることから、費用処理することとした（実務対応報告第47号BC34項）。

## ② 対価の差金決済を行う場合

対価の差金決済を行う場合において、卸電力市場価格が契約上の固定価格を上回ることにより、需要家が対価を受け取ることとなるときは、当該対価を費用から減額する（実務対応報告第47号第8項）。

### （結論の背景）

対価の差金決済を行う場合において、契約上の固定価格と卸電力市場価格の差額に電力量を乗じて得た金額を対価として決定することが一般的であると考えることを考慮すると、需要家が支払う対価がマイナスとなるのは、卸電力市場価格が当該契約上の固定価格を上回る場合であり、電力量がマイナスとなって需要家が発電事業者に対して非化石価値を引き渡す義務を負うことはない。このことを踏まえると、需要家は常に非化石価値を取得しており、その対価はプラスにもマイナスにもなり得るものと考えられる。このため、非化石価値を受け取る権利について費用処理することとしていることから、需要家が支払う対価がマイナスとなる場合には、マイナスの対価を費用から減額することとした（実務対応報告第47号BC37項及びBC38項）。

## ③ 子会社又は関連会社への非化石価値の融通

需要家はその子会社又は関連会社に融通する目的で非化石価値を購入する場合、需要家は、子会社又は関連会社へ融通する分も含めて費用処理を行った上で、需要家と子会社又は関連会社の取引について取引の経済実態を適切に表すように両者の合意内容に基づき会計処理を行う（実務対応報告第47号第9項、BC39項及びBC40項）。

## （3）開示

実務対応報告第47号では、開示に関する定めは設けられていない。

### （結論の背景）

非化石価値を自己使用目的で取得するという実務対応報告第47号の範囲では、次の理由から、特段の開示を求めないこととした。

① 実務対応報告第47号を適用する契約では、自己使用目的の下、自社の電力の消費量の範囲で

非化石価値を購入するものと想定される。実務対応報告第47号の開発時点で観察される契約における非化石価値の金額は、電力料金に比べて相対的に少額であり、財務諸表において、電力関連費用を区分して開示していない実務が多い中、非化石価値に関してのみ開示を求めた場合には、電力関連費用の一部のみが開示されることとなり、有用性は乏しいと考えられる。

② 自己使用目的で財又はサービスを購入する長期契約（例えば、商品や材料を購入する長期契約）については、実務対応報告第47号の開発時点の実務において特段の開示は求められていないと考えられる。

③ 実務対応報告第47号を適用する契約では、対価の差金決済を行う場合、卸電力市場価格が下落したときは、需要家の支払額が増加することとなるが、支払額は契約上の固定価格が上限となると考えられる。

ただし、実務対応報告第47号を適用する契約が財務諸表全体の観点から重要であり、利害関係者が企業集団又は企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる場合には、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）等に基づき、追加情報として開示することとなると考えられる（実務対応報告第47号BC43項からBC45項）。

## （4）適用時期等

### ① 適用時期

実務対応報告第47号は、2026年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することとされている。ただし、公表日（2025年11月11日）以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することができる（実務対応報告第47号第10項）。

### （結論の背景）

実務対応報告第47号の適用開始日より前に締結されている契約については、実務対応報告第47号の適用により会計処理の変更が生じる場合があると考えられる。したがって、一定の準備期間を確保するために、実務対応報告第47号については、2026年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することとした。ただし、企業会計基準諮問会議に寄せられたテーマ提案では、早期に会計処理を明確化することが要望されており、できるだけ速やかに適用可能とすることへのニーズは一定程度あると考えられることから、公表日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することができることとした（実務対応報告第47号BC46項）。

## ② 経過措置

適用初年度において、実務対応報告第47号を適用することによりこれまでの会計処理と異なることとなる場合、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱い、次の会計処理を行う（実務対応報告第47号第11項）。

- 需要家に生じた非化石価値を受け取る権利で、契約で指定された再生可能電力発電設備により適用初年度の期首までに発電が行われ、かつ、金額を信頼性をもって測定できるものについては、当該非化石価値を受け取る権利の金額を適用初年度の期首の利益剰余金に加減する。
- この場合、当該期首時点で国による電力量の認定時点が到来しているものに係る金額は、適用初年度の期首の利益剰余金に加減する金額に含めることとする。

### （結論の背景）

実務対応報告第47号を遡及適用する場合、どの時点で金額を合理的に見積ることが可能となるかを判断することになるが、当該判断にあたり用いた情報が対象となる過去の財務諸表が作成された時点で入手可能であった情報か、又はその後に判明した情報であるかどうかを判断することが困難な場合があることから、実務対応報告第47号の適用にあたっては、遡及適用を求めないこととし、適用初年度の期首時点で国による電力量の認定時点が到来しているものに係る金額は、適用初年度の期首の利益剰余金に加減する金額に含めることとした（実務対応報告第47号BC47項及びBC48項）。

## III 実務対応報告第48号「防衛特別法人税の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」

ASBJは、2026年2月27日に、実務対応報告第48号「防衛特別法人税の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第48号」という）を公表した。

### 1. 公表の経緯

2025年3月31日に成立した「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）において、「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」（令和5年法律第69号）が改正され、防衛特別法人税は法人税に対する付加税として、2026年4月1日以後に開始する事業年度から課されることとされた（実務対応報告第48号BC2項）。

この点、ASBJは、企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（以下「法人税等会計基準」という）等について、適用対象となる具体的な税金を挙げて当該税金について規定する税法を参照することにより特定するのではなく、適用対象となる税金に関する原則的な定めを置き具体的な税金を特定しない方法に見直すことにより、防衛特別法人税のような新たな税金の創設に対応することとし、基準開発を進めていた（実務対応報告第48号BC3項）。

この見直しの審議において、一定の周知期間又は準備時間を確保する観点から、改正後の法人税等会計基準等については、順調に最終化されたとしても、早くとも2027年4月1日に開始する連結会計年度及び事業年度の期首からの適用になることが考えられ、防衛特別法人税が課される初年度の2026年4月1日に開始する連結会計年度及び事業年度において、防衛特別法人税の会計処理及び開示に関して準拠すべき会計基準等が存在しないこととなると考えられた（実務対応報告第48号BC4項）。

このため、防衛特別法人税の取扱いについては、法人税等会計基準等の見直しに係る改正後の会計基準等とは別に、実務対応報告を公表することで短期的な対応を行うこととし、ASBJは、実務対応報告第48号を公表した（実務対応報告第48号BC5項）。

## 2. 実務対応報告第48号の概要

### （1）防衛特別法人税に関する会計処理及び開示

防衛特別法人税に関する会計処理及び表示については、地方法人税と同様に行うものとして、法人税等会計基準の定めに従う（実務対応報告第48号第7項及び第13項）。

### （結論の背景）

防衛特別法人税は、法人税額から基礎控除額を控除した額を課税標準として課すこととされているため、法人税に対する付加税という点において、地方法人税と共通の性質を有していると考えられる（実務対応報告第48号BC7項）。

防衛特別法人税に関する表示については、防衛特別法人税が地方法人税と共通の性質を有していることを考慮し、地方法人税と同様に行うものとして、法人税等会計基準の定めに従うこととした（実務対応報告第48号BC12項）。

### （2）税効果会計に関する会計処理

防衛特別法人税について、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に用いる税率は、地方法人税と同様に取り扱うものとして、企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（以下「税効果適用指針」という）第46項の定めに従う（実務対応報告第48号第8項）。

また、法定実効税率（税効果適用指針第4項(11)）については、地方法人税率と同様に防衛特別法人税率を考慮して算定する（実務対応報告第48号第9項）。

計算に用いる税率に関する定めについては、適用対象となる税金に関して具体的な税金を挙げて定めている（実務対応報告第48号BC8項）。

**（結論の背景）**

防衛特別法人税は、法人税に対する付加税として課されるものであることから、法人税その他利益に関連する金額を課税標準とする税金である法人税等に該当すると考えられるため、税効果会計の対象となる税金に含まれると考えられる。また、法定実効税率の定義並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の

なお、ASBJが2025年2月に公表した補足文書「2025年3月期決算における令和7年度税制改正において創設される予定の防衛特別法人税の税効果会計の取扱いについて」に記載されている防衛特別法人税率を考慮した法定実効税率の算式は、以下のとおりである（同補足文書第13項）<sup>2 3</sup>。

$\text{法定実効税率} = \frac{\text{法人税率} \times (1 + \text{地方法人税率} + \text{防衛特別法人税率} + \text{住民税率}) + \text{事業税率} + \text{事業税率(標準税率)} \times \text{特別法人事業税率}}{1 + \text{事業税率} + \text{事業税率(標準税率)} \times \text{特別法人事業税率}}$
--

**（3）グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示**

① 防衛特別法人税に関する会計処理

グループ通算制度を適用する場合において、防衛特別法人税に関する会計処理については、地方法人税と同様に行うものとして、実務対応報告第42号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（以下「実務対応報告第42号」という）の定めに従う（実務対応報告第48号第10項）。

個別財務諸表において、防衛特別法人税に係る通算税効果額は、当事業年度の所得に対する防衛特別法人税に準ずるものとして取り扱う（実務対応報告第48号第11項）。

② 税効果会計に関する会計処理

グループ通算制度を適用する場合において、防衛特別法人税に係る税効果会計に関する会計処理については、地方法人税と同様に行うものとして、実務対応報告第42号の定めに従う。

また、税効果会計に関する会計処理における防衛特別法人税に係る通算税効果額の取扱いについては、通算税効果額のうち地方法人税に係るものの取扱いと同様に実務対応報告第42号の定めに従う（実務対応報告第48号第12項）。

**（結論の背景）**

防衛特別法人税はグループ通算制度の対象となり、地方法人税と共通の性質を有していることを考慮し、グループ通算制度を適用する場合の会計処理については、地方法人税と同様に行うものとして、実務対応報告第42号の定めに従うこととした（実務対応報告第48号BC9項）。

また、防衛特別法人税に係る通算税効果額については、防衛特別法人税の額に相当する金額として、益金の額又は損金の額に算入されない金額であるため、個別財務諸表において、防衛特別法人税に係る通算税効果額は、当事業年度の所得に対する防衛特別法人税に準ずるものとして取り扱うこととした（実務対応報告第48号BC10項）。

**（結論の背景）**

グループ通算制度を適用する場合において、防衛特別法人税に係る税効果会計に関する会計処理については、防衛特別法人税が地方法人税と共通の性質を有していることを考慮し、地方法人税と同様に行うものとして、実務対応報告第42号の定めに従うこととした。

また、防衛特別法人税は地方法人税と共通の性質を有しており、防衛特別法人税に係る通算税効果額が損益通算や欠損金の通算等により生じるものであることは、通算税効果額のうち地方法人税に係るものと同様であるため、防衛特別法人税に係る通算税効果額の取扱いについては、通算税効果額のうち地方法人税に係るものの取扱いと同様に実務対応報告第42号の定めに従うこととした（実務対応報告第48号BC11項）。

2 防衛特別法人税の課税標準の計算において法人税額から基礎控除額として500万円を控除することが予定されているが、この算式においては考慮されていない。  
 3 ASBJが2026年1月に公表した補足文書（案）「我が国における課税対象利益を基礎とする税金及び税効果会計における税率に関する取扱いについて（案）」第9項においても、同様の算式が示されている。

### ③ グループ通算制度を適用する場合の表示及び注記事項

グループ通算制度を適用する場合の防衛特別法人税に関する表示及び注記事項については、基本的に地方法人税と同様に行うものとして、次のとおり実務対応報告第42号の定めに従う（実務対応報告第48号第14項から17項及びBC13項からBC16項）。

- 防衛特別法人税に関する表示及び注記については、地方法人税と同様に行うものとして、実務対応報告第42号の定めに従う。
- 個別財務諸表において、防衛特別法人税に係る通算税効果額に関する表示については、通算税効果額のうち地方法人税に係るものと同様に行うものとして、実務対応報告第42号の定めに従う。
- 連結財務諸表において、防衛特別法人税に係る繰延税金資産及び繰延税金負債に関する表示については、地方法人税に係る繰延税金資産及び繰延税金負債と同様に行うものとして、実務対応報告第42号の定めに従う。
- 防衛特別法人税に係る税効果会計に関する注記については、地方法人税と同様に行うものとして、実務対応報告第42号の定めに従う。

#### (4) 適用時期

実務対応報告第48号は、2026年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する（実務対応報告第48号第18項）。

##### (結論の背景)

防衛特別法人税は2026年4月1日以後に開始する事業年度から課されることから、実務対応報告第48号についても、2026年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することとした（実務対応報告第48号BC17項）。

## IV 企業会計基準第37号「期中財務諸表に関する会計基準」等

ASBJは、2025年10月16日に、企業会計基準第37号「期中財務諸表に関する会計基準」（以下「期中会計基準」という）及び企業会計基準適用指針第34号「期中財務諸表に関する会計基準の適用指針」（以下「期中適用指針」という）。また、以下、期中会計基準と合わせて

「期中会計基準等」という<sup>4</sup>を公表した。

## 1. 公表の経緯

金融商品取引法上の四半期報告書制度の廃止に伴い、2024年3月に、ASBJは、企業会計基準第33号「中間財務諸表に関する会計基準」（以下「中間会計基準」という）及び企業会計基準適用指針第32号「中間財務諸表に関する会計基準の適用指針」（以下「中間適用指針」という）。また、以下、中間会計基準と合わせて「中間会計基準等」という）を公表した。この中間会計基準等の検討にあたり、中間決算と四半期決算は同じ会計基準等に基づいて行うべきであるとの意見が聞かれたため、ASBJは、中間会計基準等の公開草案公表時に、今後の基準開発の方向性として中間会計基準等と企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」（以下「四半期会計基準」という）及び企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」（以下「四半期適用指針」という）。また、以下、四半期会計基準と合わせて「四半期会計基準等」という）を統合した会計基準等の開発を行うかについて意見を募集した。寄せられた意見を踏まえ、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下「連結財務諸表規則」という）第1条第1項第2号に規定する第一種中間連結財務諸表及び「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下「財務諸表等規則」という）第1条第1項第2号に規定する第一種中間財務諸表（以下「第一種中間財務諸表等」という）と金融商品取引所の定める規則に基づく第1四半期及び第3四半期の四半期連結財務諸表及び四半期個別財務諸表（以下合わせて「四半期財務諸表」という）の両方に適用可能となるように、中間会計基準等と四半期会計基準等を統合した会計基準等として、ASBJは、期中会計基準等を公表した（期中会計基準BC2項からBC6項）。

## 2. 期中会計基準等の概要

### (1) 期中会計基準等の適用範囲

期中会計基準等は、年度より短い期間の企業集団又は企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況について報告するために期中財務諸表を作成する場合に適用する。期中会計基準等の適用対象となる期中財務諸表には、金融商品取引法に基づく半期報告書において開示される第一種中間財務諸表等が含まれる（期中会計基準第3項及びBC21項）。

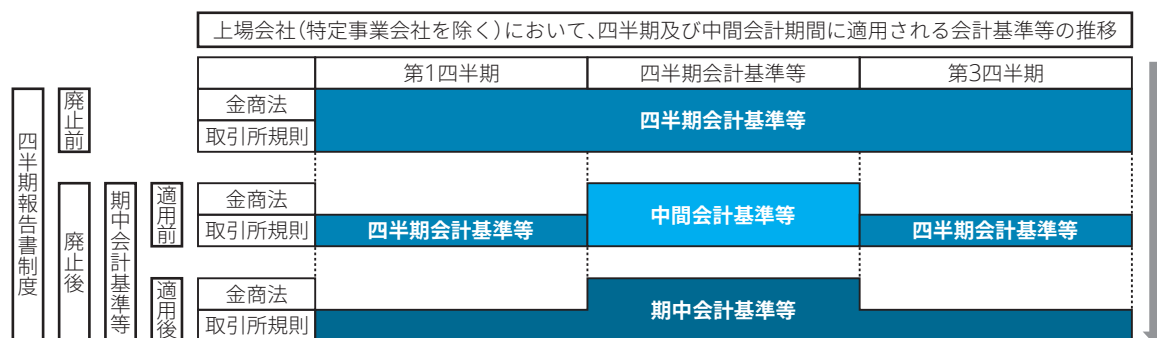
このため、上場会社（上場特定事業会社<sup>5</sup>を除く）においては、金融商品取引法に基づく第一種中間財務諸表

4 このほか、企業会計基準第38号「『中間連結財務諸表等の作成基準』の一部改正」（以下「中間作成基準等の一部改正」という）並びに関連する企業会計基準及び企業会計基準適用指針の改正が公表されている。

5 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）（以下「開示府令」という）第18条第2項に定める事業を行う会社を以下「特定事業会社」という（開示府令第4号の3様式の記載上の注意(5)a）。

等並びに金融商品取引所の定める規則に基づく第1四半期及び第3四半期の四半期財務諸表に期中会計基準等を適用することになる<sup>6</sup>。

【図表4 上場会社（上場特定事業会社を除く）における期中会計基準等の適用イメージ】



※ 図表内の「金商法」は「金融商品取引法」、「取引所規則」は「金融商品取引所の定める規則」のことを指す。

【出典】 企業会計基準委員会研究員による解説「◇公表基準等の解説◇企業会計基準第37号『期中財務諸表に関する会計基準』等の概要」【図表1】を参照

一方、金融商品取引法に基づく半期報告書において開示される第二種中間連結財務諸表及び第二種中間財務諸表（以下合わせて「第二種中間財務諸表等」という）については、従来から「中間連結財務諸表作成基準」、「中間連結財務諸表作成基準注解」、「中間財務諸表作成基準」及び「中間財務諸表作成基準注解」（以下合わせて「中間作成基準等」という）が適用されており、中間作成基準等及び中間作成基準等の一部改正が適用される（期中会計基準第3項ただし書き）ことから、期中会計基準等の適用対象となる期中財務諸表には、第二種中間財務諸表等は含まれない。

このため、上場特定事業会社においては、金融商品取引法に基づく第二種中間財務諸表等に中間作成基準等及び中間作成基準等の一部改正を適用し、金融商品取引所の定める規則に基づく第1四半期及び第3四半期の四半期財務諸表に期中会計基準等を適用することになる。

## (2) 期中会計基準等の検討の前提

期中会計基準等は、改正後の金融商品取引法に基づく第一種中間財務諸表等と、金融商品取引所の定める規則に基づく第1四半期及び第3四半期の四半期財務諸表の両方に適用可能となるように、中間会計基準等と四半期会計基準等を統合することを目的としているため、次のことを前提としている（期中会計基準BC13項）。

- 改正後の金融商品取引法に基づく半期報告書制度に適用できるように、期首から6か月間を1つの会計期間（中間会計期間）として作成する第一種中間財務諸表等に適用可能な会計処理を定めることを原則とする。

- 中間適用指針においては、四半期会計基準等に従い第1四半期決算を前提に第2四半期の会計処理を行った場合と、期首から6か月間を1つの会計期間（中間会計期間）として会計処理を行った場合とで差異が生じるものについては、会計処理の見直しにより企業の実務負担が生じることがないように従来の四半期での実務が継続して適用可能となる取扱いを定めていた（期中会計基準BC12項(3)）。この経過措置は、金融商品取引法等の一部改正法の成立日から施行日までの期間が短期間であることを理由に定めていたが、短期的な取扱いであるため経過措置としてそのまま残すことは困難であることから、個別に検討が必要であると考えられる。

## (3) 期中会計基準等の開発にあたっての基本的な方針

### ① 中間会計基準等と四半期会計基準等の統合

期中会計基準等は、個別に検討を行ったもの（後述の②から④）を除き、基本的に中間会計基準等と四半期会計基準等の定め及び考え方を引き継いでいる（期中会計基準BC17項）。本稿では、個別に検討を行ったもののみ、以下解説する。

### （結論の背景）

金融商品取引法改正後の特定事業会社以外の上場会社においては、金融商品取引法に基づく第一種中間財務諸表等と金融商品取引所の定める規則に基づく第1四半期及び第3四半期の四半期に係る財務情

6 金融庁は、2026年3月31日に、期中会計基準を連結財務諸表規則第1条第3項及び財務諸表等規則第1条第3項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準として指定している。また、日本取引所グループにおける「四半期財務諸表等の作成基準」（2026年4月1日以後に開始する事業年度又は連結会計年度の最初の四半期会計期間又は四半期連結会計期間から適用）においても、期中会計基準に準拠することとされている。

報の作成が求められている。この場合、期首から6か月間を1つの会計期間（中間会計期間）として第一種中間財務諸表等を作成したとき、四半期会計基準等に従い第1四半期決算を前提に第2四半期の会計処理を行ったときで差異が生じる可能性があるが、同じ企業が作成する期中財務諸表であるにもかかわらず金融商品取引法と金融商品取引所の定める規則のいずれに基づくかにより会計処理に不整合が生じることは適切ではないと考えられる（期中会計基準BC15項）。

このため、金融商品取引法に基づく第一種中間財務諸表等と金融商品取引所の定める規則に基づく四半期に係る財務情報の会計処理が同一の結果となるように、企業の報告の頻度（年次、半期、又は四半期）によって、年次の経営成績の測定が左右されてはならないとする原則を採用することが考えられる。この原則を採用した場合に会計処理に影響が生じる可能性のある項目は、中間適用指針において経過措置として定められた次の項目である（期中会計基準BC16項）。

- (1) 有価証券の減損処理及び棚卸資産の簿価切下げに係る方法
- (2) 一般債権の貸倒見積高の算定及び未実現損益の消去における簡便的な会計処理

## ② 有価証券の減損処理及び棚卸資産の簿価切下げに係る方法

期中会計期間末に計上した有価証券の減損処理に基づく評価損の戻入れ及び期中会計期間末における棚卸資産の簿価切下げについては、期中洗替え法による。

ただし、期中適用指針の適用前に中間適用指針又は四半期適用指針に基づき切放し法を適用していた場合には、継続して切放し法を適用することができる。この場合に、当期中会計期間を含む事業年度において、当期中会計期間末より前の期間に期中適用指針に基づき期中切放し法を適用しているときは、減損処理後の帳簿価額又は簿価切下げ後の帳簿価額を取得原価として当期中会計期間末に期中切放し法を適用する。期中切放し法を適用する場合には、その旨を注記する（期中適用指針第4項及び第7項）。

### （結論の背景）

期中会計基準等では、企業の報告の頻度（年次、半期、又は四半期）によって、年次の経営成績の測定が左右されてはならないとする原則を採用している。当該原則は、洗替え法とは整合していると考えられるが、企業の報告の頻度によって会計処理の結果が異なることになると考えられるため中間切放し法及び四半期切放し法とは整合しないと考えられる。このため、期中適用指針では期中洗替え法を原則とした（期中適用指針BC13項）。

一方、従前から期中会計期間末に切放し法を適用していた企業においては、これまで会計方針の選択にあたり年度と同様の会計方針を採用していたものであり、前項の理由により期中洗替え法が原則となるとしても、これまでの会計方針の選択の判断が必ずしも否定されるものではないと考えられる（期中適用指針BC14項）。

また、期中切放し法を認めないとした場合には、従前から切放し法を適用していた企業について、期中洗替え法への変更により追加的な負担が発生する可能性もあると考えられるが、コストの削減や開示の効率化という金融商品取引法の改正の趣旨を踏まえると、企業の追加的な負担が生じないように例外的な取扱いを認めることも必ずしも否定されるものではないとも考えられる（期中適用指針BC15項）。

## ③ 一般債権の貸倒見積高の算定における簡便的な会計処理

期中会計期間末における一般債権に対する貸倒見積高は、次のように算定することができる（期中適用指針第3項）。

- 一般債権の貸倒実績率等が前年度の財務諸表の作成において使用した貸倒実績率等と著しく変動していないと考えられる場合には、期中会計期間末において、前年度末の決算において算定した貸倒実績率等の合理的な基準を使用することができる。
- 期中において前年度の貸倒実績率等から著しい変動があり見直しを行った場合に、当該見直しを行った後の期中会計期間末において見直し後の貸倒実績率等と著しく変動していないと考えられるときは、当該見直し後の貸倒実績率等の合理的な基準を使用することができる。

## ④ 未実現損益の消去における簡便的な会計処理

連結会社相互間の取引によって取得した棚卸資産に含まれる期中会計期間末における未実現損益の消去にあたっては、期中会計期間末在庫高に占める当該棚卸資産の金額及び当該取引に係る損益率を合理的に見積って計算することができる。また、次のように計算することができる（期中適用指針第31項）。

- 前年度から取引状況に大きな変化がないと認められる場合には、前年度の損益率や合理的な予算制度に基づいて算定された損益率を使用して計算することができる。
- 期中において損益率の見直しを行った場合には、当該見直しを行った後の期中会計期間末から取引状況に大きな変化がないと認められると

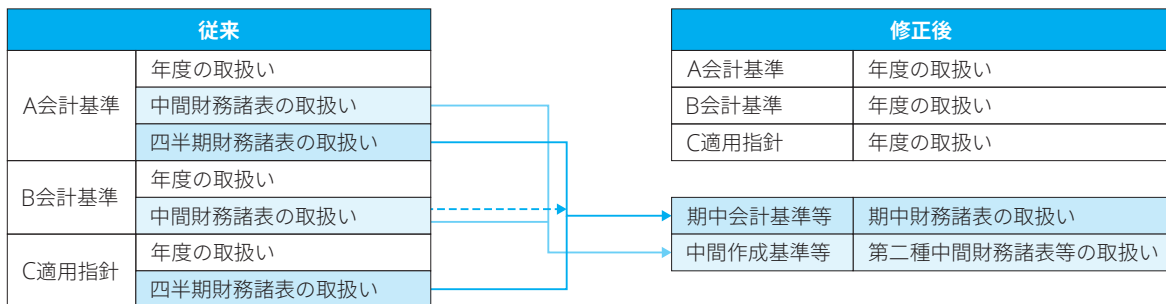
きは、見直した損益率や見直し後の合理的な予算制度に基づいて算定された損益率を使用して計算することができる。

⑤ 他の会計基準等についての修正  
(他の会計基準等についての修正の方針)

従来、中間会計基準等及び四半期会計基準等以外の他の企業会計基準及び企業会計基準適用指針（以下「他の企業会計基準及び企業会計基準適用指針」という）の一

部において、四半期財務諸表又は第二種中間財務諸表等の取扱いが定められていた。会計基準の改正等に伴う他の会計基準等の改正又は修正については、用語の置き換え等により対応することが一般的であるが、期中会計基準等の開発にあたり個別のテーマに関する企業会計基準及び企業会計基準適用指針については年度の会計処理及び開示を取り扱うものと整理し、他の企業会計基準及び企業会計基準適用指針において定めている四半期財務諸表の取扱いを期中会計基準等に取り込むこととした（期中会計基準BC19項）。

【図表5 他の企業会計基準及び企業会計基準適用指針の修正の方針】



【出典】 企業会計基準委員会研究員による解説「◇公表基準等の解説◇企業会計基準第37号『期中財務諸表に関する会計基準』等の概要」  
【図表5】を参照

一方、実務対応報告は「企業会計基準がない分野についての当面の取扱い、緊急性のある分野についての実務上の取扱いなど」<sup>7</sup>とされており、移管指針は「日本公認会計士協会が公表した企業会計に関する実務指針及びQ&Aを形式以外の変更を行わずに委員会に移管したものの（移管後、改正又は修正を行ったものを含む）」<sup>7</sup>とさ

れているため、実務対応報告及び移管指針において期中財務諸表に関する取扱いが定められている場合は、期中会計基準等及び中間作成基準等には取り込まず、実務対応報告及び移管指針についての修正等を行うこととした（期中会計基準等の「公表にあたって」参照）。

【図表6 会計基準等の種類と他の会計基準等についての修正の方法】

四半期又は中間の取扱いを定めた現行の会計基準等の種類	他の会計基準等についての修正の方法
企業会計基準 企業会計基準適用指針	期中会計基準等又は中間作成基準等に取り込む
実務対応報告 移管指針	用語の置き換え等

(他の企業会計基準及び企業会計基準適用指針が定める四半期の取扱いの期中会計基準等への取り込み)

上述の方針に従い、他の企業会計基準及び企業会計基準適用指針において定めている四半期財務諸表の取扱いを期中会計基準等に取り込むにあたっては、次のとおりとすることとした（期中会計基準BC19項）。

- 会計処理については、期中特有の会計処理及び簡便的な会計処理を除き、年度と同様の会計処理を行うこととなるため、四半期固有の取扱いを定めたもののみを期中会計基準等へ引き継ぎ、年度と同様の取扱いを定めたものは引き継

- がない。
- 注記事項については、期中会計基準等において開示が求められていない注記事項は原則として期中財務諸表において開示を要しないと考える旨を注記事項に関する基本的な考え方として示し、当該考え方に従って開示を求めるもののみを引き継ぎ、四半期財務諸表での注記を省略できるとの定めは引き継がない。

7 「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」第11条参照。

(他の企業会計基準及び企業会計基準適用指針が定める中間の取扱いの期中会計基準等への取り込み)

他の企業会計基準及び企業会計基準適用指針において第二種中間財務諸表等の取扱いを定めていたもののうち四半期財務諸表及び第一種中間財務諸表等の取扱いを定めていない取扱いについては、次のとおり期中財務諸表における取扱いを明らかにし、期中適用指針に取り込むこととした(期中会計基準BC20項)。

➤ 役員賞与の会計処理

期中財務諸表における役員賞与の会計処理は、財務諸表における会計処理に準じて処理する。ただし、役員賞与の金額が事業年度の業績等に基づき算定されることとなっているため期首からの累計期間において合理的に見積ることが困難な場合や、重要性が乏しいと想定される場合には、期中財務諸表においては、費用処理しないことができる(期中適用指針第15項)。

➤ 自己株式の処分及び消却

自己株式の処分及び消却の会計処理の結果、期中決算において、その他資本剰余金の残高が負の値になった場合の取扱いについては、その後の期中決算において、洗替処理を行う(期中適用指針第68項)。

#### (4) 適用時期等

##### ① 適用時期

期中会計基準等は、2026年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の最初の期中会計期間から適用する(期中会計基準第34項及び期中適用指針第72項)。早期適用の定めはない。

##### (結論の背景)

期中会計基準等は、できるだけ速やかに適用可能とすることへのニーズがあると考えられる。また、中間会計基準等と四半期会計基準等を統合しているため、個別に検討を行った取扱いを除き、基本的に中間会計基準等と四半期会計基準等の定め及び考え方を引き継いでおり、基本的に従前の取扱いを踏襲することになると考えられる。

ただし、個別に検討を行った取扱いのうち、有価証券の減損処理及び棚卸資産の簿価切下げに係る方法については、期中洗替え法が原則とされたことに伴い、従来切放し法を適用していた会社が期中適用指針の適用時に期中洗替え法に変更する場合には、会計方針の変更に該当すると考えられる。しかしながら、有価証券の減損処理及び棚卸資産の簿価切下げに係る方法として期中適用指針の適用前から中間適用指針及び四半期適用指針に基づき切放し法を適

用していた場合には、継続して切放し法を適用することができるとしているため、会計方針の変更が行われる場合は限定的であると考えられる。

以上を踏まえ、2026年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の最初の期中会計期間から適用することとした(期中会計基準BC45項からBC46項)。

##### ② 経過措置

期中会計基準等の適用初年度において、期中会計基準等の定めに従い会計方針を変更する場合には、新たな会計方針を適用初年度の最初の期中会計期間から将来にわたって適用する(期中会計基準第35項及び期中適用指針第73項)。

##### (結論の背景)

期中適用指針の適用に伴い、有価証券の減損処理又は棚卸資産の簿価切下げに係る方法を切放し法から期中洗替え法に変更する場合、新たな会計方針を過去の期間のすべてに遡及適用するときは、過去の期中会計期間に行った切放し法による計算を期中洗替え法により再計算することとなる。過去の期中会計期間について有価証券の銘柄ごと、又は棚卸資産の品目ごとに再計算することの実務負担を考慮し、有価証券の減損処理及び棚卸資産の簿価切下げに係る方法について期中洗替え法に変更する場合、期中適用指針の適用初年度においては、遡及適用をせず、適用初年度の最初の期中会計期間から将来にわたって適用することとした(期中適用指針BC32項)。

### 3. 補足文書「実務対応報告及び移管指針において定めている期中の取扱い」(以下「補足文書」という)の概要

補足文書<sup>8</sup>は、実務において参考となるように、実務対応報告及び移管指針において定めている期中財務諸表における会計処理及び開示に関する定めの内容を提供している。

期中会計基準等では、実務対応報告及び移管指針において期中財務諸表に関する取扱いが定められている場合は、期中会計基準等又は中間作成基準等には取り込まず、実務対応報告及び移管指針についての修正等を行うこととした。この点、審議の過程において、「期中会計基準等をみれば期中の会計処理や注記が分かるように、実務対応報告や移管指針で定められている期中の取扱いについても期中会計基準等に取り込むか言及すると、よ

<sup>8</sup> 補足文書は、実務において参考となる情報を提供することを目的としており、企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針を追加又は変更するものではなく、企業会計基準等の適用にあたって参考となる文書である。

り使いやすい基準等になると考える」との意見が聞かれた。

検討の結果、実務において参考となる情報を提供することを目的として、補足文書を公表し、実務対応報告及び移管指針において定めている期中財務諸表における会

計処理及び開示に関する定めの内容を提供することとした。

以 上

# 人的資本開示 2026年開示府令改正・指針改訂の解説

「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正による新たな開示の義務化、及び「人的資本可視化指針」の改訂による詳細なガイドラインの提供

公認会計士 おおはし ひでお 大橋 英生

## はじめに

2026年2月20日に企業内容等の開示に関する内閣府令等（以下「開示府令等」という）が改正され、2026年3月期の有価証券報告書から人的資本開示の拡充が義務化された。また、2027年3月期以降は、サステナビリティ基準委員会（以下「SSBJ」という）の基準（以下「SSBJ基準」という）によるサステナビリティ開示が制度化された。さらに、2026年3月23日には人的資本可視化指針（改訂版）が公表され、開示府令等の改正を踏まえた実務上のガイダンスが示されている。

本稿では、これらの内容を体系的に整理し、人的資本開示について現在どのような対応が求められているのかを解説する。

## 1. 背景

2026年における人的資本開示の拡充及びSSBJ基準による開示制度化の背景には、主として以下の要因がある。

### (1) 人的資本投資の重要性の高まり

日本の人的資本投資は諸外国と比較して低水準にとどまっている。他方で、労働供給制約や生成AIの急速な進展によるスキル需要の変化を踏まえると、企業価値の向上につながる質の高い人的資本投資の拡大は、従前にも増して重要となっている。

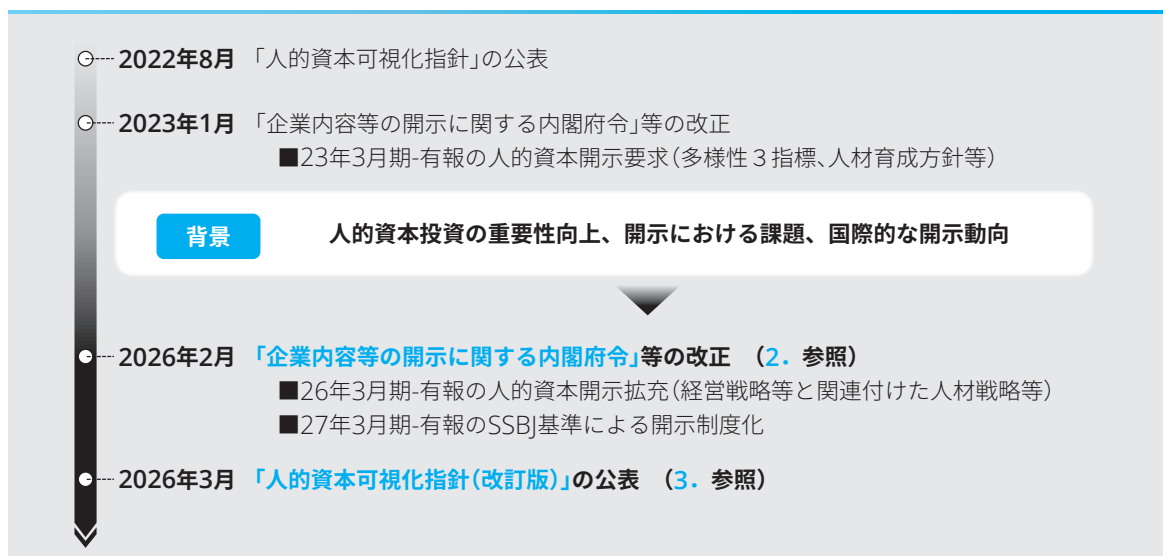
### (2) 現行開示における課題

2023年から有価証券報告書における人的資本関連開示が義務化された後も、「経営戦略の実現や財務指標の改善に向けた人的資本投資が行われているかを示す開示が不十分である」との指摘がみられた。

### (3) 国際的な開示動向

2023年6月の国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という）の基準（以下「ISSB基準」という）公表等を受け、人的資本を含むサステナビリティ開示は国際的に進展している。今回の開示府令等の改正及び人的資本可視化指針の改訂も、このような国際的潮流と整合する形で設計されている。

図表1 人的資本開示を巡る動き



※図表内の「有報」は「有価証券報告書」を指す（他の図表でも同様）。

## 2. 開示府令等の改正

### (1) 人的資本開示の拡充

2026年3月期以降の有価証券報告書において、新たに以下の3項目の開示が義務付けられた。

1. 連結ベースの経営方針及び経営戦略等と関連付けた人材戦略
2. 1の人材戦略を踏まえた従業員給与等の決定方針
3. 平均年間給与の対前事業年度増減率

### (2) SSBJ基準による開示の制度化

2027年3月期以降の有価証券報告書においては、東京証券取引所プライム市場上場企業を対象として、平均時価総額に応じて段階的にSSBJ基準による開示が義務付けられる。具体的には、平均時価総額3兆円以上の企業は2027年3月期以降、平均時価総額1兆円以上の企業は2028年3月期以降に適用対象となる。

SSBJ基準には人的資本に特化したテーマ別基準は設けられていないが、人的資本に関するサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する場合には、テーマ別基

準の1つである「一般開示基準」に従い、人的資本に関するガバナンス、戦略、リスク管理、指標及び目標の開示が求められる。

### 開示府令等の改正についての関連資料

- 「[企業内容等の開示に関する内閣府令](#)」等の改正 (2026年2月改正)<sup>1</sup>

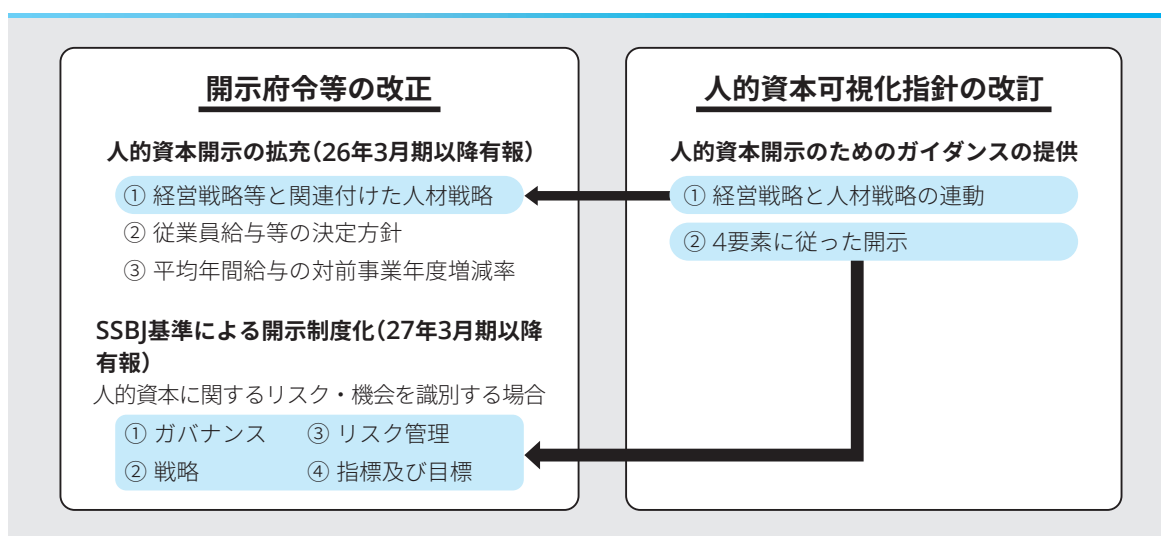
## 3. 人的資本可視化指針の改訂

開示府令等が「何を開示すべきか」という開示要求を定めるものであるのに対し、人的資本可視化指針（改訂版）は、「なぜ、どのように開示するか」という考え方の枠組みを提供する実務ガイダンスである。前者には法的拘束力がある一方、後者には法的拘束力はない。

今回の改訂では、開示府令等の新たな要件に対応する考え方として、主として以下の2点が示されている。

1. 経営戦略と人材戦略の連動
2. 4要素に従った開示

図表2 開示府令等の改正と人的資本可視化指針（改訂版）の関係



### (1) 経営戦略と人材戦略の連動

経営戦略と人材戦略の連動については、2022年に公表された人的資本可視化指針においてもその重要性が示されていた。しかし、現状の開示にはなお不十分な点があるとの指摘があり、また、質の高い人的資本投資の実践と開示の好循環を実現する必要があることから、今回の改訂版では、より具体的な考え方及び開示方法が詳細に解説されている。

経営戦略と人材戦略を連動させる方法として、以下の3段階が示されている。

1. 経営戦略における重要度の高い項目ごとに「ある

べき組織・人材の姿」を描く

2. 現状とのギャップを分析し、「必要となる人的資本投資」を整理する
3. 経営への影響度を踏まえて優先順位及び時間軸を設定した上で、人材戦略を策定する

その上で、可能な限り定量的な指標及び目標を設定し、人材戦略及び人的資本投資の進捗並びにその効果を把握し、財務及び人事の両面から一貫したストーリーとして開示することが求められる。指標の開示に当たっては、自社固有の「独自性のある指標」と、企業間比較に資する「比較可能性のある指標」とのバランスが重要と

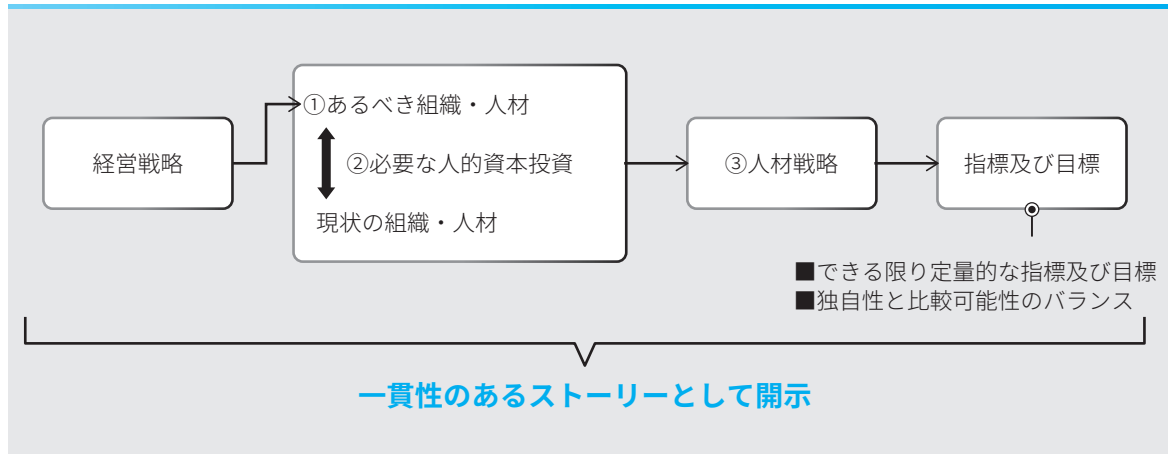
<sup>1</sup> <https://www.deloitte.com/jp/ja/services/audit-assurance/perspectives/corporate-disclosure-ordinance-revision-japan.html>

なる。

なお、上記1及び2の検討に際しては、ISSB基準における「依存・影響」及び「リスクと機会」の考え方を参照し、取り込むことが提案されている。これにより、あ

るべき人材像と必要な投資内容をより論理的に特定し、人的資本関連のリスク及び機会を明確化した上で、投資家にとって有用な開示につなげることが可能となる。

図表3 経営戦略と人材戦略を連動させた開示



## (2) 4要素に従った開示

SSB基準では、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る人的資本関連のリスク及び機会を識別した上で、4要素、すなわちガバナンス、戦略、リスク管理、指標及び目標に従った開示が求められる。

前記(1)のとおり、経営戦略に連動するよう構築された人材戦略と指標及び目標の開示は、投資家から強く期待される内容である。そして、ガバナンスはそれらを監督する体制として、リスク管理はリスク及び機会を識

別・評価・優先順位付け・モニタリングするプロセスとして、それぞれ人材戦略並びに指標及び目標と関連付けて開示することにより、4要素が一体となった開示が構成される。

人的資本可視化指針（改訂版）の別紙では、各要素について、SSB基準の開示要求に照らし、投資家が期待する開示内容及び開示例も参考情報として示されている。

図表4 4要素の開示への投資家の期待

⊕ ガバナンス	⊕ 戦略	⚠ リスク管理	Ⓜ 指標及び目標
人的資本リスク・機会をモニタリング、管理、監督するためのガバナンスのプロセス、統制、手続	人的資本リスク・機会を管理する企業の人材戦略	人的資本リスク・機会を識別、評価、優先順位付け、モニタリングするためのプロセス	人材戦略に関して企業が用いている指標及び目標
以下を監督するプロセス、統制、手続 ■経営戦略・ビジネスモデルと整合した人材戦略になっているか ■戦略に結びつく人的資本関連の指標及び目標になっているか	経営戦略・ビジネスモデルを牽引する要因となる人的資本の獲得、形成及び投資戦略（人材戦略）	経営戦略・ビジネスモデルの人的資本への依存・影響関係の維持可能性や不測の事態や変化を識別、評価、優先順位付け、モニタリングするためのプロセス	企業自身が人材戦略の進捗状況の把握に用いている指標及び目標（独自指標と比較可能指標を組み合わせた開示）

## 人的資本可視化指針の改訂についての関連資料

- [「人的資本可視化指針（改訂版）」の公表<sup>2</sup>](#)

<sup>2</sup> [https://www.deloitte.com/content/dam/assets-zone1/jp/ja/docs/services/audit-assurance/2026/jp-crd-japan-20260324.pdf?icid=learn\\_more\\_content\\_click](https://www.deloitte.com/content/dam/assets-zone1/jp/ja/docs/services/audit-assurance/2026/jp-crd-japan-20260324.pdf?icid=learn_more_content_click)

#### 4. 企業が取るべき対応

企業に求められるのは、既存の開示に新たな要求事項を単純に追加することではない。本改正及び改訂が問うているのは「経営戦略と人材戦略が実質的に連動しているか」である。自社の経営戦略と現行の人材戦略を照合し、その連動を示すストーリーを見直す契機、さらには人材戦略を見直す契機として捉えることが、実質的な対応の出発点となる。

とりわけ、生成AIを実装した事業及び業務への変革を検討し、「あるべき組織・人材」を問い直すことが重要となっている。あるべき人材像を定義し、現状との

ギャップを分析し、必要な人的資本投資を人材戦略に組み込む一これ投資家の求める開示の核心となる。

その上で、人材戦略の進捗を測る指標及び目標を可視化し、定点で市場に語ることが重要となる。人的資本が差別化の重要な領域となる今、人材戦略は競争戦略の中核を成す。経営戦略と整合した人材戦略と指標及び目標を掲げ、その実行及び結果を継続的に開示できる企業は、資本市場及び労働市場の双方から信頼を獲得し、新たな資金及び人材を引き寄せることで、企業価値の向上につなげることができる。

以上

# サステナビリティに関する倫理規則の改正

公認会計士 こばやし ひろし **小林 大志**

日本公認会計士協会（以下「JICPA」という）は、2026年4月30日付で、7月の定期総会で承認されることを前提として倫理規則の改正を行う旨を公表し、改正案を仮公表した。

本稿では、本改正案のうち、特に重要と考えられる事項を取り上げて解説する。

## 1. 改正の背景

サステナビリティ情報に対する関心が世界的に高まっていることを受けて、国際会計士倫理基準審議会（以下「IESBA」という）は2025年1月、サステナビリティ保証業務を行う際の国際倫理基準（国際独立性基準を含む）を公表した。

また、我が国においても、サステナビリティ情報の開示と保証の制度化に向けた議論が金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」で行われ、2026年1月に同グループがとりまとめた報告が公表された。

これらの状況を受けて、JICPAは、IESBAが公表した国際倫理基準を参考に、サステナビリティに関する規定を新設するなど、倫理規則を改正することとした。

サステナビリティ情報に対する保証業務を行う際に要求される倫理・独立性の基準は、既存のパート1からパート4とは別に、パート5として新たに設けられた。また、パート1からパート4についても、主にサステナビリティに関する規定を追加する等の改正が行われた。

図表1 改正倫理規則の構成

<b>パート1</b> <b>倫理規則、基本原則及び概念的枠組みの遵守</b> (全ての会員—セクション100~199)		<b>パート5</b> <b>サステナビリティ</b> <b>保証業務に</b> <b>おける倫理に</b> <b>関する規則</b> (セクション 5100~5600)
<b>パート2</b> <b>組織所属の会員</b> (セクション200~299) (パート2は、会計事務所等 所属の会員が会計事務所等と の関係に基づき専門業務を 実施する際にも適用される。)	<b>パート3</b> <b>会計事務所等所属の会員</b> (セクション300~399)	
<b>独立性に関する規則</b> (パート4A及び4B) パート4A—監査及びレビュー 業務における独立性 (セクション400~899) パート4B—監査及びレビュー 業務並びにパート5の独立性に関する 規則の対象となるサステナビリティ 保証業務以外の保証業務における 独立性 (セクション900~999)		
<b>用語集</b>		

(JICPA「倫理規則・倫理規則実務ガイダンスの改正概要」より)

## 2. サステナビリティに関する倫理規則の概要

今回の改正で新たに設けられたサステナビリティに関する規定のうち、サステナビリティ保証業務を行う際に要求される独立性の基準は、監査業務を行う際に要求されるのと同等の高い水準のものである。

ただし、サステナビリティ保証業務のすべてが、この新設のパート5の独立性規定の対象となるものではない

点にまず留意する必要がある。後述2. (1)の特定の規準を満たすサステナビリティ保証業務のみがパート5の独立性規定の適用対象となり、特定の規準を満たさないサステナビリティ保証業務を行う場合は、従来通り、パート4Bの独立性規定を適用することになる。

一方、サステナビリティ保証業務を行う際に要求される倫理の基準は、サステナビリティ保証業務がこの特定の規準を満たすかどうかにかかわらず、パート5の規定が適用されることになる。

図表2 パート5（倫理・独立性）の適用関係

	倫理	独立性
特定の規準を満たすサステナビリティ保証業務	パート5 (セクション5100~5390)	パート5 (セクション5400~5600)
特定の規準を満たさないサステナビリティ保証業務		パート4B

(JICPA「倫理規則・倫理規則実務ガイダンスの改正概要」より)

### (1) パート5の独立性規定の適用対象か否かの判断規準

パート5の独立性規定は、保証対象のサステナビリティ情報が、次のいずれにも該当する場合に適用される(5400.3b項)。

- (1) 一般目的の報告の枠組みに準拠して報告される
- (2) 次のいずれかを満たす
  - ① 法令等に準拠して提供することが求められている
  - ② 投資家その他の利用者による意思決定を支援する目的で公開される

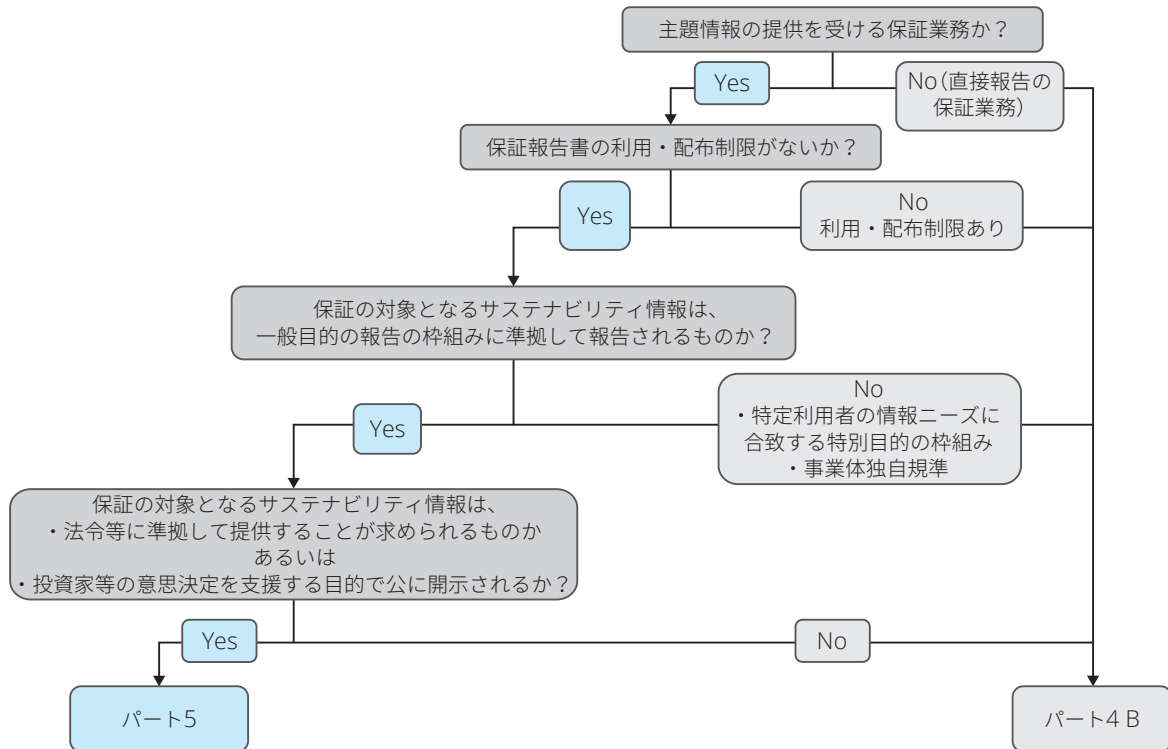
また、パート5の独立性規定は、主題情報の提示を受ける保証業務のみに適用され、直接報告による保証業務には適用されない(5400.3d項)。

さらに、パート5の独立性規定が適用されないサステナビリティ保証業務の例として、次のものがあげられている(5400.3e項)。

- (1) 保証対象のサステナビリティ情報が、次のいずれかに準拠して報告されるサステナビリティ保証業務
  - ① 特定の利用者の情報に対するニーズを満たすように策定された枠組み
  - ② 事業体が独自に開発した規準
- (2) サステナビリティ保証報告書に利用と配布の制限が付されているサステナビリティ保証業務

これらの規定の適用関係をまとめると、保証対象となるサステナビリティ情報の類型ごとや保証業務の性質ごとに、下記のように整理されると考えられる。

図表3 サステナビリティ保証業務に関する独立性規定の適用関係



(上記規定をもとに筆者作成)

例えば、金融商品取引法の下で有価証券報告書で開示されるサステナビリティ情報に対する保証業務は、当該情報が一般目的の報告の枠組みであるサステナビリティ基準委員会が公表する報告基準（SSB基準という）に基づき開示され、法令に準拠して提供することが求められるものであり、保証報告書の利用や配布・開示について特段の制限が付されるものではなく、主題情報が依頼人から提供されるものであることから、新設のパート5が適用されることになる。

## (2) 業務執行責任者等担当者の長期関与とローテーション

サステナビリティ保証業務の業務執行責任者のローテーションについて、財務諸表監査の場合と同等の規定が設けられた（セクション5540）。

すなわち、依頼人が社会的影響度の高い事業体（PIE：Public Interest Entity）である場合には、原則として累積して7報告期間を超えて主要な担当社員等として関与してはならず、また、監査業務とサステナビリティ保証業務の両方を通算する規定が導入されている。また、下記のように、関与期間中に担った役割に応じて、関与を外れた後のクーリングオフ期間を設けることとされている。

図表4 依頼人がPIEである場合のクーリングオフ期間

7報告期間関与後のクーリングオフ期間

筆頭業務執行責任者	5 報告期間
審査担当者	3 報告期間
その他の主要な担当社員等	2 報告期間

累積した7報告期間において複数の役割で関与した場合のクーリングオフ期間

筆頭業務執行責任者として累積4報告期間以上関与	5報告期間
審査担当者として累積4報告期間以上関与	3報告期間
筆頭業務執行責任者及び審査担当者として累積4報告期間以上関与し、かつ ①筆頭業務執行責任者として3報告期間以上関与 ②①以外の組合せ	①5報告期間 ②3報告期間
上記以外の組合せ	2報告期間

(JICPA「倫理規則・倫理規則実務ガイダンスの改正概要」より)

さらに、当該改正の発効時に関する規定として、ローテーション規定を適用するにあたっては、本改正が発効する以前に依頼人に対して財務諸表監査業務やサステナビリティ保証業務の主要な担当社員等として関与していた期間を考慮することとされている（R5540.10a項）。累積関与期間の起算時点が本改正発効時ではない点に留意する必要がある。

なお、本改正を円滑に適用するため、本改正発効時点ですでに6報告期間以上継続して主要な担当社員等として関与している状況の宥恕規定として、一定の条件を満たす場合に限り、さらに2年間の継続関与が認められる（R5540.10a項）。

### (3) 非保証業務の提供や報酬関連情報に関する、ガバナンスに責任を有する者とのコミュニケーション等

サステナビリティ保証業務の依頼人がPIEである場合の規定として、財務諸表監査を行う場合と同等の規定が設けられた。その規定には、非保証業務を提供する際のガバナンスに責任を有する者への説明と事前了解（R5600.23項）、自己レビューという阻害要因を生じさせる非保証業務の提供禁止（R5600.17項）、報酬関連情報に関するガバナンスに責任を有する者への説明（R5410.23項）、報酬関連情報の開示（R5410.31項）などが含まれる。

「サステナビリティ情報に関してガバナンスに責任を有する者」については、「サステナビリティ情報の報告プロセスの監視を含む、事業体の戦略的方向性と説明責任を果たしているかどうかを監視する責任を有する者又は組織」と定義されており、必ずしも監査役等のみが想定されているわけではない。業務実施者は、上記のような事前了解や報酬関連情報の説明等のコミュニケーションを行う相手方となるガバナンスに責任を有する者について、依頼人とあらかじめ合意しておくことが考えられる。

ただし、同一の依頼人に対して財務諸表監査とサステナビリティ保証業務の両方を行う場合に限らず、実務的には監査役等が上記の役割を担うことが適切と考えられる旨が、JICPAが改正案と合わせて公表している「コメント対応表」で言及されている。

なお、財務諸表監査における報酬関連情報の開示については、本誌2024年2月号（Vol.570）「監査報告書における報酬関連情報の開示に関する概要と実務上の対応（改正倫理規則への対応）」を参照されたい。

### (4) 違法行為への対応

すべてのサステナビリティ保証業務において、サステナビリティ保証業務の依頼人、ガバナンスに責任を有する者、経営者及び従業員等によって実施される違法行為を対象として、サステナビリティ保証業務の実施者から外部監査人への違法行為又はその疑いを伝達すること、あるいは伝達の要否について検討することが定められている（セクション5360）。

### (5) バリューストック・チェーン構成単位に対する独立性

サステナビリティ保証業務の業務実施者は、バリューストック・チェーン構成単位について実施する保証作業が特定の要件を満たす場合、当該バリューストック・チェーン構成単位に対する独立性を保持することが必要になる（セクション5405、5406）。ただしこの取り扱いには2年間適用が猶予される（附則3）。

### (6) 外部の専門家の作業の利用

サステナビリティ保証業務だけでなく、財務諸表監査業務や非保証業務の過程で、外部の専門家の作業を利用することがある。このような場合、当該外部の専門家の適性・能力・客観性を評価することが必要とされている（セクション390・5390）。

特に監査やサステナビリティ保証業務等の保証業務の過程で外部の専門家の作業を利用する場合、外部の専門家の客観性に関する利害関係者の高い期待に応えるべく、客観性を評価する際の詳細な検討事項が定められている。

加えて、外部の専門家の作業の結果を利用できない状況についても定められている。

### (7) 適用日

本改正規定は、2027年4月1日から施行し、サステナビリティ保証業務については同日以降開始する報告期間

又は同日以後の特定の日におけるサステナビリティ情報に対するサステナビリティ保証業務から、財務諸表監査業務については同日以後開始する事業年度の監査業務から、それぞれ適用される（一部規定を除く）。

### 3. 金融審議会で検討されている倫理の基準との関係

JICPAの倫理規則は、会員である公認会計士が適用対

象とされている一方、金融審議会で議論されたいわゆる制度保証（有価証券報告書で開示されるサステナビリティ情報に対する保証業務）の担い手は公認会計士に限られないとされており、今後、制度保証の担い手全般に対して適用される倫理の基準が策定されることも想定されるため、留意されたい。

以 上

# ASBJ：改正企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」等の公表（金融資産の消滅の範囲）

『会計情報』編集部

企業会計基準委員会（ASBJ）は、2026年6月2日に改正企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」等を公表した。

我が国では、金融資産の譲渡において、その譲受人が企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）（注4）の要件を充たす特別目的会社である場合、2026年改正前の金融商品会計基準では、当該特別目的会社が発行する「証券」の保有者を当該金融資産の譲受人とみなして金融商品会計基準第9項(2)の金融資産の消滅の認識要件を適用するとされていた。

この点に関して、2024年12月に、譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化について検討することが企業会計基準諮問会議よりASBJに提言された。

これを受けてASBJでは、2025年12月より審議

が開始され、2026年6月2日に以下の改正企業会計基準及び改正移管指針が公表された。

- 改正企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」
- 改正移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」
- 改正企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」

詳細については、ASBJのウェブページ（[改正企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」等の公表 | 企業会計基準委員会](#)）を参照いただきたい。

以上

# SSBJ：有価証券報告書におけるSSBJ基準への言及について（注意喚起）の公表

『会計情報』編集部

2026年5月29日、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）は、有価証券報告書におけるサステナビリティ関連記載事項の開示にあたり、SSBJ基準のすべてのために準拠していない場合であっても有価証券報告書においてSSBJ基準に言及している例が見受けられることから、有価証券報告書におけるSSBJ基準への言及について、SSBJの考え方を伝えることを目的とした文書「有価証券報告書におけるSSBJ基準への言及について（注意喚起）」を公表した。

本文書では、SSBJ基準のすべてのために準拠し

ていないにもかかわらず、SSBJ基準に準拠しているかのような誤解を生じさせる可能性がある表現を用いてSSBJ基準に言及することは適切ではないと考えられる、とされている。また、本文書は、有価証券報告書を提出するすべての企業に適用されることが適切であると考えられる、とされている。

詳細については、SSBJのウェブページ [有価証券報告書におけるSSBJ基準への言及について（注意喚起）の公表](#) を参照いただきたい。

以 上

## iGAAP in Focus財務報告

## Closing Out—財務報告及びサステナビリティ報告の重点領域（2026年5月更新版）

注：本資料はDeloitteのIFRS Global Officeが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。

この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレター<sup>1</sup>をご参照下さい。

## トーマツIFRSセンター・オブ・エクセレンス

企業は、マクロ経済及び地政学的環境による重大な不確実性に依然として対処している。投資家及び規制当局は、企業がこの困難な状況にどのように対処しているかについて透明性を確保することを期待している。

本iGAAP in Focus「Closing Out」では、現在の環境を考慮して、関連性がある可能性のある財務報告及びより幅広い企業報告の問題を示し、規制上の焦点となる分野及び会計基準の最近の変更、一貫性があり、比較可能で適時なサステナビリティ関連情報に対する投資家の需要の高まりについても強調している。

## マクロ経済と地政学的環境

## 地政学的リスク及び不確実性

地政学的リスク及び不確実性は、財務報告において引き続き考慮すべき要因である。これらは、直接的に（例えば、地政学的緊張の影響を受ける地域で事業を行っている企業にとって）又は間接的な方法を含め、さまざまな方法で企業に影響を与える可能性がある。間接的な影響には、エネルギー市場のボラティリティ、サプライチェーンの問題、その他のマクロ経済の不確実性（インフレ、金融市場の混乱、借入コストの上昇又は銀行業務の制限のような）が含まれる。

企業は、これらの影響がビジネスの業績、財政状態及び財務諸表で提供する開示に与える影響を検討する必要がある。企業の事実と状況に基づいて企業に関連性がある可能性のある考慮事項は、本文書の関連性があるセクションで扱っている。

関税の導入及び変更、また世界貿易への他の影響は、財務報告の複数の側面に影響を与える可能性がある。

例えば、既存及び新規の／提案された関税は、すべて

の企業（輸入企業及び輸出企業）に、次のように影響を与える可能性がある。

- 供給コストの増加。これは、為替の調整及び代替の供給源を見つける及び／又はコストを顧客に転嫁する能力により、利益マージンに影響を与える可能性がある。
- 価格戦略の変更。これは、価格の感応度が高い製品に対する消費者の需要に影響を与える可能性がある。
- 新しい機器、技術及び施設への設備投資の遅延又は削減、又は事業の移転による設備投資の増加
- サプライチェーンを適応させるための物流コスト及び移行コストの増加
- 在庫レベル及びそれに伴う保管コストの一時的な増加又は関税を回避するために輸送中に足止め又は紛失した棚卸資産
- 「不可抗力」条項又は類似の契約条項の発動による契約の取消し又は修正
- 訴訟費用の増加、例えばサプライヤーと顧客との間の紛争によるもの

関連性がある可能性のある考慮事項は、本文書の関連性があるセクションで扱っている。

## 世界貿易

さらに、現在の世界貿易の状況は、インフレ、外国為替レートの変動、商品価格の変動、金融市場の混乱、借入金利の上昇などのマクロ経済の不確実性の一因となっている。

その結果、企業は、関税の影響を直接的又は間接的に受けるかどうかにかかわらず、将来のキャッシュ・フローの予測及び財務諸表の作成に使用されるその他の見積もりに関連する重大な課題に直面する可能性がある。例えば、財務報告の以下の側面が影響を受ける可能性がある。

- 非金融資産の減損。例えば、上記で強調したサプライチェーンの課題により、企業は棚卸資産を正味実現可

<sup>1</sup> 英語版ニュースレターについては、IAS Plusのウェブサイトをご参照いただきたい。

(<https://www.iasplus.com/en/publications/global/newsletters/igaap-in-focus/2026/closing-out>)

能価額に評価減することが要求されるかどうかを評価することが要求される可能性がある。さらに、関税の変更は、IAS第36号「資産の減損」を適用する減損テストが要求されることを示している可能性がある。

- 不利な契約の引当金。例えば、棚卸資産価格の増加を顧客に転嫁できない場合
- 金融資産の減損。企業は、新たな不確実性の源泉を組み込む、又は考慮するシナリオに異なるウェイト付けを帰属させるために、モデルに変更が要求されるかどうかを検討する必要がある場合がある。
- 法人所得税、特に繰延税金資産の回収可能性、及び期中財務報告における見積年次実効税率
- 収益認識
- 継続企業

これらの各領域、及びその事実と状況に基づいて企業に関連性がある可能性のあるその他の領域については、このニュースレターで取り上げられている。さらに、急速に変化する環境では、企業は、報告期間の末日の後、財務諸表の承認日より前に利用可能になった情報を慎重に評価しなければならない（後発事象を参照）。

さらに、企業は、関税の直接的な影響を受ける企業に経済的支援を提供するために導入される可能性のある政府のスキームをモニターし、関連する会計上の影響を考慮しなければならない。

#### IEEPAに基づき課された米国の関税の還付

2026年2月20日、米国連邦最高裁判所は6対3の決定で、トランプ大統領が複数の国からの輸入品に関税を課す大統領令を発令した法律である国際緊急経済権限法（IEEPA）は、大統領に関税を課す権限を与えていないという判決を下した。

多数意見は関税の還付については言及しなかった。IEEPAに基づいて徴収された関税のうち、還付の対象となり得る総額は1,650億米ドルを超える。最高裁判所の判決を受けて、この点に関してはその後、いくつかの動きがあった。

- 2026年3月4日、米国国際貿易裁判所（CIT）は、米国税関・国境警備局（CBP）に対し、徴収済みのIEEPA関税を還付しなければならないこと、及びまだ課税確定（liquidated）していない輸入申告についてIEEPA関税の徴収を停止することを命じた。本判決に対する控訴の期限は、2026年6月6日である。
- 4月20日、CBPは統合通関管理・処理（CAPE）申告システムの運用を開始した。これにより、輸入企業は、未確定（unliquidated）又は90日間の任意再確定（voluntary reliquidation）期間内の輸入申告について、還付申請のための申告を提出することができる。これは、「フェーズ1」

と呼ばれている。CBPは、将来のフェーズに関してCAPE申告をいつ提出できるようになるかについて、現時点では情報を提供していない。

- 2026年5月26日付の裁判所への提出書面において、CBPの通商プログラム担当エグゼクティブ・ディレクターであるBrandon Lord氏は、現時点までに潜在的還付金および認定済み還付金の合計約850億米ドルが処理のために受理されていることを示した。また、同氏は2026年5月22日までのデータとして、利息を含む認定済み還付金206億米ドルの支払手続が進められていることを示した。

影響を受ける企業は、判決前に課された関税の還付の可能性を含む動向を引き続きモニターすべきである。

関税の還付に係る資産の認識は、報告日現在において、企業の個別の状況に照らし、多くの場合独立した法律専門家の助言を含む適切な証拠によって裏付けられている必要がある。

- 当該還付を受ける法的に強制可能な権利の「存在」が、ほぼ確実（virtual certain）の水準で立証できる（偶発資産に関するIAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の要求事項を適用）。
- 還付の受領の可能性が高い（probable）こと、かつ、その「金額」が信頼性をもって測定できる。

報告日後の事象は、通常、それより前の時点ではほぼ確実な権利が存在したことを示す証拠にはならない。

企業にとって重大である場合には、行った判断に関する開示、並びに、資産の表示及び関連する損益の明確な説明を行うことが適切である可能性が高い。

デロイトUSのHeads Up<sup>2</sup>に詳細が示されている。

#### 全般的なインフレと金利上昇

地政学的及びマクロ経済の環境の不確実性は、インフレの上昇に寄与する可能性がある。

非金融資産の減損に関して、IAS第36号は、資産が減損している可能性を示す兆候として、市場金利の上昇を識別している。これは常に当てはまるとは限らない。例えば、市場金利の上昇が問題となっている資産の割引率に影響を及ぼさない場合（例えば、短期金利の変動が長期資産に要求される収益率に影響を及ぼさない場合）、又は企業が顧客に請求する価格を通じて、より高い金利を回収することを見込んでいる場合、又は金利の上昇が小さく、資産の回収可能価額が帳簿価額を上回るヘッド

2 IAS Plusのウェブサイト参照いただきたい。（<https://www.iasplus.com/en/publications/member-firms/united-states/heads-up-1/2026/supreme-courts-ruling-on-tariffs>）

ルームについて懸念が生じることがない場合である。しかし、減損損失の可能性は見逃してはならず、金利の一般的な上昇は、完全な減損レビューが要求されるかどうかを適切に検討することにつながるはずである。

インフレは、廃棄義務のような長期引当金の測定に影響を与える可能性がある。企業は、引当金の測定に使用するインプットが、インフレの影響を組み込む際に整合したアプローチに従うことを確保しなければならない。インフレの影響を含む名目キャッシュ・フローは名目レートで割引くべきであり、インフレの影響を除いた実質キャッシュ・フローは実質レートで割引かなければならない。

インフレとその結果としての生活費の増加は、製品が手頃な価格でなくなる可能性がある（生産コストの増加又は顧客の購買力の低下のいずれかのため）。正味実現可能価額への棚卸資産の評価減、及び利益を得て販売できない棚卸資産の購入コミットメントに関する不利な契約の引当金の認識が要求される場合がある。インフレ、特に昇給率は、IAS第19号「従業員給付」に基づいて会計処理される確定給付債務の測定に織り込まれる重要な数理計算上の仮定でもある。インフレが見積りの不確実性の主要な発生要因である場合、企業は、感応度分析のような、IAS第1号「財務諸表の表示」125項から133項で要求される情報を開示する必要性を検討しなければならない。

金利とインフレの両方が、IFRS第16号「リース」に基づくリース負債及び使用権資産の測定に影響を与える可能性がある。また、借手の債務返済能力が低下するため、信用損失への追加のエクスポージャーにつながる可能性があり、その結果、次のようになる。

- 借手の生活費の増加により債務不履行のレベルが増加する可能性があるとして予想される場合、IFRS第9号「金融商品」に基づいて認識されることとなる予想信用損失が増加する。金融機関が使用する予想信用損失モデルの変更、又はそれらのモデルを補完するための「マネジメント・オーバーレイ」には、財務諸表の利用者が将来のキャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に対する信用リスクの影響を理解できるようにするための開示を伴わなければならない。
- 金融機関以外の企業において、顧客が未払額の支払いに苦闘し、不良債権の増加が見込まれる場合、予想信用損失はより重大（significant）になる。

## エネルギー価格の変動及び電力購入契約の利用

エネルギー価格の変動及び気候変動の影響を低減するための対策を講じる法域を背景に、企業は電力購入契約（PPA）のような再生可能エネルギーの長期契約を締結することが増えている。

フィジカルPPAは、再生可能エネルギー発電施設（風力発電所や太陽光発電所など）で発電された一定量の電力を、一定期間にわたって固定価格で購入することに合意する契約である。通常、再生可能エネルギー発電施設

の所有者又は運営者である売手は、買手の敷地又は買手に代わって送電網に電力を供給することに合意する。通常、買手は再生可能エネルギー発電事業者から再生可能エネルギー・クレジット（REC）も受け取る。再生可能エネルギー源から発電される電力の時期／量は予測可能でない可能性があり、PPAで契約した電力の一部が買手が必要としない時期に生産された場合、買手は売却することが要求される。

PPAがIFRS第16号に基づく発電設備のリースであるかどうか、そうでない場合、契約がIFRS第9号2.4項の「自己使用」の要求事項を満たしているかどうか（その場合、PPAはIFRS第9号に基づくデリバティブではなく未履行契約として会計処理される）の評価を含む、フィジカルPPAの適切な会計処理の評価は複雑になる可能性がある。PPAをどのように会計処理するかの評価では、例えば、買手が売却する電力の頻度又は量が自己使用の要求事項を満たさないかどうかを判断する際に、経営者が重大な判断を下すことが要求される場合がある。したがって、買手は、企業の会計方針を適用する過程で行った判断のうち、財務諸表で認識されている金額に最も重大な影響を与えているものに関する、IAS第1号122項の開示要求を検討しなければならない。さらに買手は、PPAの主要な条件（例えば、価格、期間及び契約電力量）と、契約を締結する企業の目的を開示することを検討しなければならない。

また企業は、発電量ごとの契約の固定価格と定期的な決済日における電力のスポット市場価格との差額を反映した金額で、定期的に現金で純額決済するバーチャル電力購入契約（VPPA）を締結する場合もある。通常のVPPAでは、フィジカルPPAと同様に、買手は特定の数のRECを受領する。

フィジカルPPAと同様に、VPPAがIFRS第9号2.4項の「自己使用」の要求事項を満たしているかどうかの評価が要求される。しかし、VPPAでは、契約に基づいて引き渡されるのはRECのみであり、その結果、「自己使用」の評価はRECにのみに関連する。電力価格にリンクする変動価格要素は、密接に関連していない組込デリバティブを表す。RECの購入が「自己使用」の要求事項を満たし、未履行契約として会計処理される場合、密接に関連していない組込デリバティブは、純損益を通じて公正価値（FVTPL）で別個に会計処理される。理論的には、密接に関連していない組込デリバティブをスポット・レートによる可能性の非常に高い電力の購入のヘッジ手段として利用するヘッジ関係を確立できるかもしれないが、実務上、契約の量（想定元本）の変動性により、達成される可能性は低い。

2024年12月、IASBは、再生可能電力を購入し引渡しを受ける一定の契約に適用されるIFRS第9号における自己使用及びヘッジ会計の要求事項を修正する「自然依存電力を参照する契約」を公表した。  
— [主な新たな会計上の要求事項](#)を参照。

## 不確実性と財務報告

### 不確実性のある時代における開示

不確実性のある時代に報告する際、財務諸表の利用者に、不確実性が企業の財政状態及び財務業績に与える影響を理解できるようにする、関連性がある企業固有の情報を提供することが特に重要である。これには、企業が不確実性の影響にどのように対処したか、また財務情報を作成する際に行われた主要な仮定及び判断に不確実性をどのように組み込んだかについての適切な洞察が含まれる（以下を参照）。

この情報を開示する際に、企業は、例えば「地政学的な不確実性」への一般的な言及を避け、代わりに、それらに影響を与える実際の進展及び事象、判断及び仮定について具体的に説明しなければならない。また、企業は、見積り及び測定に使用されるリスク及び仮定、及び年次報告書の他の場所に含まれる情報に一貫性を確保する必要がある。

さらに、IFRS会計基準の具体的な開示要求を準拠することに加えて、IAS第1号31項により要求されるように、財務諸表の利用者が、特定の取引、その他の事象及び条件が企業の財政状態及び財務業績に与える影響を理解できるようにする必要がある場合、企業は追加の開示を提供すべきかどうかを検討しなければならない。これには、関連性があるすべての事実と状況の判断及び考慮が要求される。

財務諸表の公表が承認される前に実施される「一歩下がった (stand back)」の評価により、財務諸表に開示された情報をより広い視点から総合的に検討することが可能になる。

### 重大な判断及び見積りの不確実性の主要な発生要因の開示

企業の特定の状況に応じて、本ニュースレターで解説している領域の多くは、IAS第1号122項から133項によって開示が要求される可能性がある、項目又は取引の特性、又はその測定に関する見積りの不確実性の発生要因に対する重大な判断が生じる可能性がある。

合理的に考え得る結果の範囲に基づく感応度分析を含む、主要な仮定について提供する開示は、報告日における状況を反映しなければならない。主要な仮定又はそれらの仮定に対する合理的に考え得る変化の範囲が、修正を要しない後発事象の結果として重大な影響を受ける場合、財務上の影響の見積りを含む、当該変化に関する情報を別個に提供しなければならない。

見積りの不確実性に関しては、翌事業年度中に資産及び負債の帳簿価額に重要性のある修正の重大なリスクがある（したがってIAS第1号125項に基づく開示が要求される）見積りと、より長い期間にわたって資産及び負債に影響を及ぼす可能性のある（したがって、当該項の範囲に含まれないが、別個に開示することが有用である可能性がある）見積りとを区別することも重要である。

企業は、不確実性が翌事業年度中に解消されない場合であっても、当該期間内に仮定を修正することは、資産の帳簿価額への重要性がある修正についての重大なリスクを生じさせる可能性があることに留意すべきである。

見積りの不確実性の高品質の開示を行う上では、以下のことも重要である。

- 重要性がある修正のリスクがある特定の量を定量化する。
- 利用者が経営者の最も困難、主観的又は複雑な判断を理解できるようにするために、仮定及び／又は不確実性の説明に十分な粒度を提供する。（これは、提供する情報が企業固有であることを要求する。）
- 他の見積りの開示及び関連する感応度を、重大な見積りと明確に区別し、それらの関連性を説明する。
- 重大な見積り（本ニュースレターで解説されている経済的要因により、前報告期間よりも広範になる可能性がある）について、意味のある感応度及び／又は合理的に考え得る結果の範囲を提供する。これらは、特定のIFRS会計基準で要求されるものに限定するべきではない。
- 投資家はその影響を完全に理解するためにこの情報を必要とする場合、重大な見積りの基礎となる仮定を定量化する。
- 不確実性が未解決のままである場合、過去の仮定の変更を説明する。

最後に、重要性がある会計方針の開示は、企業固有のもの、すなわち、企業が適用する会計方針及び評価方法を含めなければならない。

### 継続企業

経済的圧力又は変化により、ビジネス・モデルが実行不可能になったり、必要な資金調達へのアクセスが制限されたりする可能性がある。このような状況では、報告日から少なくとも12か月間継続企業として存続できないかどうかを評価する必要がある。（一部の法域では、現地の規制によりこの期間が延長される場合がある）。この評価を行うにあたり、経営者は財務諸表の承認日までに入手可能なすべての情報を考慮に入れる必要がある。

企業が「継続企業」であるかどうかを評価するには、通常、次の要因を考慮することが要求される。

- 予測される業績が、企業の利用可能な借入枠に対して適切なレベルのヘッドルーム及び関連性があるローンの特約条項の遵守につながるかどうか。
- 予測可能な将来に対して十分なコミットされた借入枠の利用可能性、及び貸手がこの資金を提供できないという兆候があるかどうか。

経営者は、新たな世界貿易の圧力及び他のマクロ経済及び地政学的な不確実性が企業の特定の状況、特に既存及び新規の資金調達ファシリティへのアクセスを含む現在及び潜在的なキャッシュのリソース、ファクタリング及びリバース・ファクタリング契約に与える影響を考慮

しなければならない。そのようなファシリティ及び契約へのアクセス及び使用は開示しなければならない。

経営者が、企業が継続企業としての存続能力に対して重大な疑義を生じさせるような重要性がある不確実性を発見した場合には、IAS第1号25項は、企業が財務諸表においてそれらの重要性がある不確実性を開示することを要求している。開示は例えば、不確実性がいつどのように具体化するか、及びそれが企業の資源、営業、流動性、及び支払能力に与える影響を説明するなど、企業自身の状況に固有のものでなければならない。企業が継続企業であるかどうかを判断する際に使用する仮定は、財務諸表の他の領域で使用される情報（例えば、流動性リスク管理の開示、非金融資産の減損、繰延税金資産の認識）と整合していなければならない。現在の不確実性を考慮すると、企業は、とりわけ、現在及び予想される収益性に関連する幅広い要因を考慮する必要がある。

ある企業が、計画した軽減策の実行可能性及び有効性を含むすべての関連性がある情報を考慮した上で、IAS第1号25項に基づく開示が要求される継続企業としての存続能力について実質的な疑義を生じさせる重要性がある不確実性がないと結論づける場合がある。しかし、現在の環境では、その結論に達するには、考慮すべき結果の範囲及びそれらの結果に割り当てられた確率について重大な判断が必要になる場合がある。さらに、起こり得る結果の範囲及びそれが企業の将来の営業に与える影響は広範囲にわたる可能性があり、起こりうる結果を多かれ少なかれ加重すると、重要性がある不確実性の存在に関する企業の結論に違いが生じる可能性がある。

2014年7月のIFRICアップデートで示されたように、企業が継続企業として存続する能力について重要性がある不確実性がないと結論付けたが、この結論に達するのに重大な判断を要する場合、重大な判断の開示が要求される。このような開示は、財務諸表の利用者に、流動性、実行可能性及び支払能力に対する圧力を理解するための十分な情報を提供するために重要である。

IASBは、2021年に継続企業の評価及び関連する開示要求に関する教育的資料を公表し、2025年に更新した。このガイダンスは、デロイトのiGAAP in Focus「IFRS財団は、継続企業の評価に関連するIFRS会計基準の要求事項に関する教育的資料を更新」<sup>3</sup>に要約されている。

## 非金融資産の減損

### IAS第36号の要求事項の対象である資産

IAS第36号の要求事項の対象となる資産の範囲は、広範囲にわたる。これには、有形固定資産（取得原価又は再評価額で計上）、無形資産（取得原価又は再評価額で

計上）、のれん、使用権資産（取得原価で計上した場合）、投資不動産（取得原価で計上した場合）、生物資産（取得原価で計上した場合）、及び持分法を使用して計上された関連会社及び共同支配企業に対する投資が含まれる。企業の個別の財務諸表では、(IFRS第9号に従って会計処理されたものを除く)子会社、関連会社、及び共同支配企業に対する投資もIAS第36号の要求事項の対象となる。

特定の資産（のれんを含む）について年次の減損テストを実施する要求事項に加え、IAS第36号は、各報告期間の末日（期中報告日を含む）に、(IAS第36号の適用範囲に含まれる)資産が減損する可能性があることを示す兆候があるかどうかを評価することを、企業に要求している。本基準は、資産が減損している可能性があるかどうかを評価する際に、企業が考慮する必要がある内部及び外部の兆候を定めている。これらの兆候は、網羅的なリストを意図したものではない。企業は、現在のマクロ経済環境や地政学的な環境が自社の事業に与える影響など、自社の事実と状況を考慮し、報告日に減損テストを実施すべきかどうかを評価する必要がある。新しい関税又は関税の引上げ又は地政学的緊張、及びそれらが販売、供給コスト及び事業の再編などの項目に与える影響は、資産が減損している可能性があるという兆候を引き起こす可能性がある。それで減損損失が認識された場合、それにつながった事実と状況は開示しなければならない。

企業は、非金融資産の回収可能価額を見積る際に、割引キャッシュ・フローにしばしば依存する。キャッシュ・フローの予測、成長率及び割引率を慎重に検討することは、減損の計算の裏付け可能性及び合理性の観点から重要である。

予測キャッシュ・フローは、報告日時点で存在していた条件について合理的に知り得たことに基づくべきである（重要なのは、使用価値の計算の場合、報告日に企業がまだコミットしていなかったリストラクチャリングの影響を除外することである）。したがって、企業は、報告日における新しい関税又は既存の関税の変更（例：税率の増減、適用の延期）によって、主要なインプット（例えば、販売価格及び数量、売上総利益率）が直接的及び間接的にどのように影響を受けるかを合理的に見込み得るかを検討しなければならない。報告日に制定されている関税に加えて、報告日におけるキャッシュ・フローの予想される変動が合理的で裏付け可能な仮定に基づいている場合、報告日にまだ制定されていない関税を企業が反映することも適切である可能性がある。報告日後の新しい関税又は既存の関税の変更の発表の影響についての解説は、**後発事象**を参照いただきたい。

起こり得る結果の範囲によっては、以下で詳しく解説するように、将来のキャッシュ・フロー及び回収可能価

3 本誌2025年11月号iGAAP in Focus財務報告「IFRS財団は、継続企業の評価に関連するIFRS会計基準の要求事項に関する教育的資料を更新」を参照いただきたい。

額の経営者の最善の見積りを達成するために、複数のシナリオ及び確率加重の期待アプローチを使用することが適切な可能性がある。減損分析において将来のキャッシュ・フローに関する不確実性を織り込むことには、重大な判断が要求される。関連性がある場合、企業は、関税の予想される直接的及び間接的な影響が減損分析にどのように反映されているかについて、明確な開示を提供しなければならない。

使用する割引率は、市場参加者が同様のリスクの投資に期待するレートの推定値である。このような不確実性のある時代には、経営者は、資産（又は資金生成単位（CGU））の回収可能価額を見積るために必要な予算及び予測を作成する際に重大な課題に直面する可能性がある。経営者は、期待キャッシュ・フロー・アプローチを使用することが、回収可能価額の見積りにおける不確実性の複数の側面を反映する最も効果的な手段であると判断する場合がある。このアプローチは、単一の期待される結果ではなく、可能性のあるキャッシュ・フローに関するすべての期待を反映している。期待キャッシュ・フローのアプローチは、将来キャッシュ・フローの推定値に確率を割り当てることに大きく依存するが、それでも、インプットに関するそのような判断は、より恣意的であり、調整の量を裏付ける証拠となる根拠がない割引率に「不確実性」のリスク・プレミアムを追加するよりも、より透明性が高く、基礎となる商業的期待により容易に結びつく可能性がある。企業は、二重計上又は省略を避けるために、キャッシュ・フローの見積り及び適切な割引率の選択に整合した仮定が使用されていることを確認しなければならない。割引率及びキャッシュ・フローに使用される仮定は、特定の計算の中で内部的に整合し、また異なる目的で実行される計算間でも整合していなければならない。

のれん又は耐用年数が確定できない無形資産がCGUに含まれる場合、IAS第36号は、CGUの回収可能額を測定するために使用した主要な仮定に関する情報の開示を要求しており、これには、各主要な仮定に割り当てた値を算定するために使用するアプローチ、及びそれらが過去の経験又は外部情報源を反映しているか（又は異なるか）が含まれる。さらに、新たな進展又は不確実性は、主要な仮定についての合理的に考え得る変更により、CGUの帳簿価額が回収可能額を上回ることとなり、IAS第36号134項(f)に基づく開示が必要になる可能性があるかどうかの評価に影響を与える可能性がある。

上記に加えて、減損テストの実施に用いる主要な仮定は、重大な見積りの不確実性の発生要因となる可能性が高く、したがって、IAS第36号が要求する情報は、IAS第1号125項から133項が要求する情報（のれんの減損テストに関して要求されるもの以外の感応度分析のように）によって補足する必要があるかもしれない。

デロイトのA Closer Look「IAS第36号非金融資産の減損-リマインダーとホット・トピック」<sup>4</sup>は、IAS第36号の適用に関する一般的な質問に回答し、潜在的な落とし穴に対処し、本基準の特定の主要な要求事項をリマインドしている。

## 棚卸資産の評価

関税のような輸入税は、関連する棚卸資産の原価に反映しなければならない。

IAS第2号「棚卸資産」を適用して、棚卸資産は、その原価と正味実現可能価額（NRV）のいずれか低い方の金額で測定される。NRVは、「通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要する原価の見積額及び販売に要するコストの見積額を控除した額」と定義される企業固有の測定値である。不確実性のある経済環境では、NRVの計算はより難しくなり、より詳細な方法又は仮定が要求される可能性がある。新しい関税又は関税の引上げの結果として、棚卸資産項目のNRVは、仕掛品の作業を完了するための原価の見積額の増加、又は顧客への価格を引き上げることができないことを含め、多くの理由でその原価を下回る可能性がある。IAS第2号は、棚卸資産の評価減、又は以前の評価減の戻入の開示も要求している。

さらに、サプライチェーンの混乱が正常生産能力で生産設備を運転する能力に影響を与える場合、製造業の企業は、固定製造間接費の吸収のための実務を再評価しなければならない可能性がある。IAS第2号は、変動製造間接費は、生産設備の実際使用量に基づいて各生産単位に配賦することを要求している。また、生産設備の正常生産能力に基づいて、各生産単位に固定製造間接費を配賦することを要求しており、生産水準が異常に低い又は遊休設備のために配賦しなかった固定製造間接費は、発生したときに費用として認識される。

## 金融リスクの開示

### 金利、為替及びインフレ・リスク

前述のように、現在の世界貿易及び地政学的状況は、インフレ、外国為替レートの変動及び借入金利の上昇のような、マクロ経済の不確実性の一因となっている。

関連性がある場合、企業は、マクロ経済環境の変化が金融リスク・エクスポージャーにどのように影響するか（特定のローン・コミットメントのような、財政状態計算書で認識されていない一部の金融商品から生じるエクスポージャーを含む）、及びこれらのリスクをどのように管理するかを説明することが期待されている。

例えば、変動金利の金融負債により金利リスクに晒されている企業は、合理的に可能性のある金利の変動によって純損益及び資本にどのような影響があるかを示す感応度分析を提供する必要がある。企業は、適切な場合

4 デロイト トーマツのウェブサイトを参照いただきたい。(https://www.deloitte.com/content/dam/assets-zone1/jp/ja/docs/perspectives/audit-assurance/2023/jp-ifs-igaapinfocus-20230503.pdf)

には、合理的に可能性のある金利の変動の範囲が、最近の金利の変動を反映していることを確保しなければならない。異なるクラスの金融商品に対して別個の感応度分析を提供することが適切な場合がある。

IFRS第7号「金融商品：開示」40項(c)で要求されているように、企業が感応度分析の作成に使用する手法及び／又は仮定を変更する場合（例えば、マクロ経済環境の変化に対応して）、当該変更は変更の理由とともに開示される必要がある。

同様に、ボラティリティの高い市場は、リスクの集中度を高める可能性がある。例えば、その借手が借換リスクに晒されている金融機関の場合である。企業は、リスク・エクスポージャーの増加に関して追加情報を開示しなければならないかどうかを検討しなければならない。

### 流動性リスク

企業の流動性リスクを財務諸表の利用者が理解することに役立つように、IFRS第7号は、金融負債の契約上の満期を表形式で開示することを要求しており、重要なことに、流動性リスクをどのように管理しているかの説明を要求している。IFRS第7号B11D項は、満期分析に割引前の契約キャッシュ・フローを反映させ、元本と利息の両方の支払いを含めることを要求している。

企業がサプライヤーに支払うはずだった時期よりも遅い時期に金融機関に支払うオプションを通じて流動性リスクを管理する、サプライヤー・ファイナンス契約によって提供される延長したファイナンスの条件に依存する企業は、当該契約の影響が適切に開示されていることを確認しなければならない。IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」44F項は、サプライヤー・ファイナンス契約が企業の負債及びキャッシュ・フローに及ぼす影響、並びに流動性リスクへのエクスポージャーを、財務諸表の利用者が評価できるようにする情報の開示を要求している。（例えば、契約条件、財務諸表への影響。）実際、金融機関が当該契約を撤回した場合、特に企業がすでに財政難に陥っている場合、企業の負債を決済する能力に悪影響を与える可能性がある。同様の考慮事項は、売掛金を上回るファクタリング契約への依存に関しても関連性がある場合がある。

激動の市場環境では、価格の急速かつ大幅な変動により、マージン・コールが発動される可能性が高くなる。関連性がある場合、企業は流動性リスク管理の一環として、当該リスクの影響を説明しなければならない。

また、インフレ率と金利の上昇は、融資契約に含まれる特約条項(covenants)を遵守する企業の能力に影響を与える可能性がある。この場合、企業は、非流動に分類されている負債が報告期間後12か月以内に返済すべきものとなる可能性があるというリスクを財務諸表利用者が理解できるようにする情報を開示するIAS第1号76ZA項の要求事項を検討しなければならない。

### 公正価値測定及び開示

現在の地政学的及びマクロ経済状況では、公正価値は不確実性のレベルが高まる可能性があり、また、報告日における公正価値の決定には注意が要求される。

IAS第10号「後発事象」では、修正を要しない後発事象の例として、報告日から財務諸表承認日までの投資の公正価値の下落を挙げている。このような下落は、通常、報告日における投資の状況を反映するのではなく、報告期間後に発生した状況に起因する。そのため、企業は報告日時点において財務諸表で認識されている（又は開示されている）金額を調整しないが、この日以後の公正価値の変動について追加の開示が要求される場合がある。市場価格が容易に確認できる相場のある投資の場合、報告日での公正価値とその価値のその後の変動を区別するのは簡単である。しかし、相場のない投資についてはそうではない可能性があり、公正価値の測定及び開示は、報告日時点のマクロ経済状況（不確実性を含む）、及び市場参加者が当該投資の価格付けに使用するであろう要因を反映することが重要である。さらに、企業は、以前に使用した方法又は仮定を変更することが要求される場合がある。

例えば、これまで比較可能な取引に基づいて投資不動産の公正価値を決定していた企業は、不動産市場の活動が低下しているため、関連性のあるデータが限定されていることに気付く可能性がある。その結果、企業は、比較可能な取引アプローチを使用して見積もった公正価値が、その状況における価値の合理的な範囲内にあることを確認するために、追加の評価方法を適用する必要がある場合がある。使用した評価技法及び仮定について、明確で企業固有の情報を提供しなければならない。また、企業は、（評価技法の変更及び公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替のような）評価測定の重大な変更、及び当該変更の理由を説明する、IFRS第13号「公正価値測定」91項の要求事項を考慮する必要がある。さらに、企業は、還元利回り（capitalisation rate）及び／又は収益率（rate of return）のようなすべての主要なインプットの開示に注意し、開示がIFRS第13号の開示目的に準拠していることを確認する必要がある。

IFRS第13号の開示要求は、開示目的でのみ実施される公正価値測定にまで拡大することを覚えておくことに価値がある。例えば、IFRS第7号25項は、償却原価で測定された金融資産及び金融負債の公正価値を開示することを企業に要求している（帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている場合を除く）。IFRS第13号で要求される開示には、公正価値ヒエラルキーのレベル、公正価値ヒエラルキーのレベル2及び3に含まれる金融商品の公正価値測定の評価技法及びインプットの説明が含まれる。上記のように、公正価値測定技法の重大な変更及びその理由を説明しなければならない。さらに、金利が上昇する環境下では、金融商品（特に固定金利の債券）の帳簿価額が公正価値に近似しているという結論は、もはや適切ではない可能性がある。

最後に、IFRS第13号93項は、企業が定期的に公正価値で測定される金融資産及び金融負債のレベル3公正価値測定に関して、追加情報を提供することを要求している。この情報には、観測可能でないインプットの1つ以上を合理的に考え得る代替的な仮定を反映するように変更すると公正価値が著しく変化する場合の定量的情報、当該変更の影響、及び当該変更の影響をどのように計算したかが含まれる。不確実性の状況では、合理的に考え得る代替的な仮定の範囲は広がる可能性がある。感応度の開示は、企業の財務諸表の利用者に意味のある情報を提供するために、十分に詳細でなければならない。

### IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」

関税は財を輸入する購入者に課せられるコストであるが、IFRS第15号の適用にあたり、企業（売手）が顧客との契約をどのように会計処理するかについて多くの経路で影響を与える可能性がある。

関税の直接的及び間接的な影響の結果として、企業は、一定の期間にわたり充足される履行義務を履行する際に、より高いコストを負担することが見込まれる場合がある。企業が現在までに生じたコストを、履行義務の完全な充足に向けての進捗度を測定するためのインプット法として使用している場合、状況の変化に応じて進捗度の測定値を更新しなければならない。報告日時点で完成までのコストを見積る際には、企業は関税の予想される影響（例えば、予想される新しい関税、既存の関税の引上げ又は引下げ、又はそれらの一時的な停止。報告日後の新しい関税又は既存の関税の変更の発表の影響についての解説は、**後発事象**を参照いただきたい。）を考慮に入れなければならない。完成までの見積りコストが増加することにより、完成率及び認識した収益の累積額の両方が減少する可能性があり、これは見積りの変更として会計処理し、重要性がある場合、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の39項を適用して開示する。

顧客との契約の中には、コストの増加（例えば、関税の引上げの結果として）が顧客への価格設定に自動的に反映する価格調整条項が含まれている場合がある。このような価格調整条項は、IFRS第15号に記載されているように、変動対価として会計処理される。しかし、契約にコストの変動に対応するメカニズムが含まれていない場合、顧客が支払うべき価格の潜在的な上昇の影響は、契約が変更されるまで取引価格に反映されず、契約が変更された時点でその影響を契約変更として会計処理しなければならない。

売上税とは異なり、価格調整を通じて顧客に転嫁される仕入先に課せられる関税（既存の契約条件又はその再交渉の結果にかかわらず）は、第三者のために回収する金額を構成しないため、そのような調整は（事実と状況に基づき、変動対価又は契約変更のいずれかとして）取引価格に反映しなければならない。

現在の地政学的及びマクロ経済の不確実性は、契約に

基づいて支払うべき金額を支払う顧客の能力に影響を与える可能性がある。その結果、予想信用損失が影響を受ける可能性があり、企業は、顧客が支払いができない可能性が、顧客との契約が収益を認識するためのIFRS第15号の条件を満たしているという結論に影響を与える可能性があるかどうかを検討する必要があるかもしれない。このようなシナリオでは、状況に適切な変化が生じるまで、さらなる収益認識が妨げられる場合がある。また、企業は、契約の再交渉、譲歩の付与（例えば、輸入者である顧客と関税の負担を分担する）、又は契約の取消しを行う場合があり、これにより、企業は契約変更又は価格譲歩に関するIFRS第15号の要求事項を検討することが要求される。

該当する場合、企業は、顧客との契約から生じる収益の会計処理（例えば、契約変更の会計処理を評価する際）において行われた重大な判断及びこれらの判断の変更、重大な見積り（例えば、変動対価に関連して）を開示し、これらの財務諸表への影響を説明しなければならない。さらに、企業は、地政学的又はその他の不確実性により、収益の分解に関する開示を変更することが要求されるかどうかを検討する必要がある可能性がある。

最後に、契約に損失が予想される場合、企業は、IAS第37号に従って、不利な契約の引当金を認識すべきかどうかを評価する必要がある。

### 不利な契約の引当金

世界貿易の変化により、契約による義務を履行するための不可避的なコストが、受け取ると見込まれる便益を上回り、その結果不利な契約となる可能性がある。IAS第37号は、不利な契約に関する引当金の認識を要求している。

報告日に締結されている契約で、不利な契約の引当金が必要となる可能性のあるものの例には、以下のようなものが含まれる。

- 関税の対象となる輸入品の購入契約
- 仕入先が負担するコストが増加した場合の自動価格調整を含む購入契約
- 収益契約（例えば、契約を履行するために必要なコストが関税の対象となる場合）

不利な契約に対して認識される引当金は、契約から解放されるための最小の正味コスト、すなわち、以下のうちいずれか低い方を反映しなければならない。

- 契約履行のコスト
- 契約不履行により発生する補償又は違約金

契約から解放されるための最小の正味コストを決定する際に、企業は、特定の特別な状況で違約金が生じることなく契約を終了することを認める契約条件（「不可抗力条項」）に注意を払わなければならない。輸入者が負担する関税が変更されたときに制定できるような不可抗力条項が契約に含まれている場合、企業はさらなる義務を回避できるため、契約は不利ではない可能性がある。

IAS第37号は、「その法律がほぼ確実に制定されると

いう十分な客観的証拠が存在する場合には、新しい法律の可能性の影響を既存の義務の測定の際に考慮に入れる。」ことを要求している。本基準は、「多くの場合、十分に客観的な証拠は、新しい法律が制定されるまでは存在しない。」ことに留意している。したがって、企業は通常、報告日に制定されている関税に基づいて、契約が不利であるかどうかを評価し、契約が不利である場合には、不利な契約の引当金を測定しなければならない。不利な契約の引当金の評価及び測定に使用する他のインプットが見込まれる金額（例えば、契約に基づき「受け取ると見込まれる便益」が、販売価格又は量の見込まれる変更をどの程度反映しているか）をどの程度反映すべきかを評価するには、判断が要求される。

### リストラクチャリング引当金

地政学的及び経済の不確実性に直面している企業は、さまざまな形態のリストラクチャリング（事業の売却、事業の閉鎖又は移転など）に関与することがあるかもしれない。IAS第37号は、厳格な規準を満たす場合、かつその場合にのみ、リストラクチャリングのコストの引当金を要求している。

### 金融商品

#### 予想信用損失

IFRS第9号を適用して、予想信用損失（ECL）は、営業債権、負債性金融商品、リース債権、契約資産、引受ローン・コミットメント及び金融保証から生じるキャッシュ不足の現在の確率加重計算を反映している。ECLの見積りでは、現在の地政学的及び経済環境が借手の返済能力に与える影響、特にインフレ、金利上昇、新しい関税又は関税の引上げ、企業の収益性の低下及び家計所得の減少から生じる影響を考慮しなければならない。信用スプレッドの全般的な拡大は、エクスポージャーが12か月ECLから全期間ECLに移行する可能性を高めることにつながる。これは、現在の不確実性のあるマクロ経済環境及び地政学的環境が、エクスポージャーが最初に認識された時点の信用リスクと比較して、信用リスクの著しい増大を招いた可能性があるという事実を反映している。これは、特定のセクター及び地域へのエクスポージャーが、インフレ率及び金利及び外国為替レートが他のセクターに比べて不均衡な負担を強いられることを反映して、より集中する可能性がある。

報告日後の新しい関税又は既存の関税の変更の発表の影響についての解説は、**後発事象**も参照いただきたい。

#### ヘッジ会計

取引がキャッシュ・フロー・ヘッジ関係のヘッジ対象として指定されている場合、企業は、その取引が「可能性の非常に高い予定取引」であるかどうか、そう

でない場合は、いまだ発生することが見込まれるかどうかを検討する必要がある。そのため、現在の地政学的及び経済環境は、ヘッジ会計を適用する企業の能力に影響を与える場合がある。例えば、金利上昇の結果として発生することがもはや見込まれない将来の債務の発行をヘッジするために金利スワップを使用する場合がある。

企業が、予定取引の可能性がもはや非常に高くはないが、発生がまだ見込まれると判定する場合、企業は、将来に向かってヘッジ会計を中止しなければならない。その他の包括利益にこれまで認識された利得又は損失は、予定取引が発生するまでキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に留保される。予定取引の発生がもはや見込まれない場合には、企業は、ヘッジ手段に関してキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金で認識された利得又は損失の累計額を直ちに純損益に振り替えなければならない。

さらに、信用リスクの増大により、ヘッジ手段とヘッジ対象の間の経済的関係から生じる価値変動に信用リスクの影響が著しく優越する場合、ヘッジ関係が、ヘッジ有効性の評価を満たさなくなる可能性がある。そのため、企業は、例えば、現在の環境を理由に相手方のデフォルト・リスクが高まること、ヘッジ会計の中止につながるかどうかを評価する必要がある。

関連性がある場合、企業は、報告期間中及び報告期間の末日のヘッジ関係の有効性に関する詳細な開示、及び中止したヘッジ関係に関する情報を提供することを検討する必要がある。

### 財務諸表における気候関連リスク

しばらくの間、規制当局は、企業が直面する主要なリスクと不確実性の説明とともに、企業の事業の業績及び財政状態の進展、バランスのとれた包括的な分析を提供する際に、気候関連事項とその影響に特に注意を払うよう企業に求めてきた。

財務諸表の情報と年次報告書の他の場所で提供される情報との間のつながり（connectivity）を達成することで、企業は財務業績及び財政状態の包括的かつ統合された見通しを提供することができる。気候関連事項の文脈では、つながりは、財務諸表の利用者が気候変動から生じる企業のリスクと機会をよりよく理解するのに役立つ。また、企業がグリーンウォッシングと認識されるリスクを低減することにも役立つ。

欧州証券市場監督局（ESMA）は2023年10月に「The Heat is On : Disclosures of Climate-Related Matters in the Financial Statements」<sup>5</sup>と題するレポートを公表した。このレポートでは、年次財務報告書の中でつながりを識別するために使

5 ESMAのウェブサイトを参照いただきたい。（[https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/2023-10/ESMA32-1283113657-1041\\_Report\\_-\\_Disclosures\\_of\\_Climate\\_Related\\_Matters\\_in\\_the\\_Financial\\_Statements.pdf](https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/2023-10/ESMA32-1283113657-1041_Report_-_Disclosures_of_Climate_Related_Matters_in_the_Financial_Statements.pdf)）

用される4つのハイレベルの原則を解説している。

1. 一貫性 (Consistency and coherence) : 仮定が、年次財務報告書の異なる構成要素の中で、また構成要素間で一貫しているように見えるか?
2. 補完性 : 年次財務報告書の非財務セクションに含まれる情報と財務諸表の間に補完性があるか?
3. 相互参照 : 年次財務報告書の異なる構成要素内及び構成要素間のリンクはあるか?
4. 繰返しの回避 : 情報は具体的で財務諸表の理解に有用であるか、それとも単に年次財務報告書の非財務セクションの内容を繰り返すだけであるか?

また、ESMAのレポートは、企業が財務諸表における気候関連事項に関して、より関連性があり透明性の高い情報をどのように提供するかについて、執行機関の見解を示している。特に、本レポートでは、ESMAの一般的な執行優先事項と一貫する気候関連開示の例を提供している。本レポートは欧州の発行企業を対象としているが、取り扱っているテーマは他の法域の企業にも関心を寄せている。

2025年11月、IASBは、「財務諸表における不確実性に関する開示」を公表し、企業が財務諸表における不確実性の影響を報告するために、IFRS会計基準の要求事項をどのように適用するかを例示する、6つの設例をIFRS会計基準に追加した。これらの設例は主に気候関連の不確実性に焦点を当てているが、示されている原則及び要求事項は他のタイプの不確実性にも同様に適用される。

特に、これらの設例は、気候又は他のリスクから生じる財務諸表への重要性がある影響がないこと自体が (IFRS会計基準で具体的に要求されている範囲を超えて) 開示及び説明が要求される可能性があることを強調している。特に、年次報告書の他の箇所に記載されている記述又は広範な業界の要因が、合理的な利用者に他の情報と財務諸表との間の重要性がある不整合に気づく結果となる可能性がある場合である。

しかし、財務諸表に付随する資料に将来の計画に関する情報が含まれていることは、必ずしも財務諸表に追加すべき重要性がある情報であることを意味するものではない。これらのシナリオに示された原則を適用するためには、とりわけ、潜在的なリスクの重要性について慎重に判断する必要がある。

デロイトのiGAAP in Focus「IASBは、財務諸表

における気候関連シナリオを用いた不確実性の開示についての設例を公表」<sup>6</sup>では、これらの設例をさらに解説している。

#### 情報の一貫性

企業は、年次報告書の他の箇所でも気候関連事項に重点が置かれている程度が、財務諸表に適用された判断及び見積りに気候関連事項がどのように反映されているかを一貫しているかどうかを検討しなければならない。財務報告の目的で使用される予測は、報告日における企業の戦略計画及び計画された行動を反映し、報告日における最良の見積りに基づかなければならない (例えば、短期又は中期の行動が、年次報告書に反映されている記載された長期的な脱炭素化コミットメントを達成するために必要な場合)。特に、温室効果ガスの排出削減及び脱炭素化計画のような、気候関連コミットメント及び目標に焦点を当てなければならない。関連性がある場合、企業は財務諸表において、計画された投資及び移行計画の時期及び財務上の影響を開示しなければならない。企業の気候関連計画の議論に短期的なコミットメントと長期的な計画及び願望の両方が含まれる場合、これらを互いに区別し、どの確定コミットメントを企業の予算及び会計上の仮定に組み込むかを明確にすることが重要である。

気候関連事項に重要性がある場合、IFRS会計基準が当該事項に明示的に言及していなくても、財務諸表の作成において考慮されることが期待される。投資家又は規制当局は<sup>7</sup>、気候関連事項が、財務諸表にどのように影響するか、どの程度影響するか (又は影響しないか) についての説明なしに、(例えば、減損テストで) 検討されたことを記述する定型的な開示 (boilerplate disclosures) に満足すると仮定することはできない。例えば、投資家は、財務報告に使用される企業の予測がパリ協定の目標と一致しているかどうかを理解することを望んでいる。<sup>8</sup>異なる気候変動の軌道の下で可能性のあるシナリオ及び可能な結果の範囲は複数ある。企業は、使用する仮定を明確にし、感応度分析をより有効に使用することが重要である。

該当する場合、企業は、(感応度分析を含む) 減損テスト又は認識された引当金において使用した仮定と、気候関連のコミットメント、計画及び/又は戦略との間のずれを説明しなければならない。例えば、このようなずれは、企業の気候関連コミットメントが、IAS第37号を適用して推定的義務を生じさせず、関連する引当金が認識されていない場合に生じる可能性がある。

6 本誌2026年2月号iGAAP in Focus「IASBは、財務諸表における気候関連シナリオを用いた不確実性の開示についての設例を公表」を参照いただきたい。

7 例えば、2023年3月にESMAによって公表された最近の報告「第27回EECSの施行データベースからの抜粋」(項目VII及びVIII)を参照いただきたい。

8 デロイトのA Closer Look「気候変動に関するパリ協定に沿ったコーポレート・レポート・レポート・レポートに対する投資家の需要」が、より詳細に解説している。

## 非金融資産の減損

気候関連リスク（物理的リスク又は移行リスク）に対するエクスポージャーは、減損の兆候である可能性がある又は資産又は資産グループの回収可能価額を算定する際に使用する見積キャッシュ・フローに影響を与える可能性がある。気候関連リスクが予測キャッシュ・フロー又は割引率に与える影響は、IAS第36号に基づく開示が要求される重要な仮定となる可能性があるが、その場合、主要な仮定及びその予測が企業の将来のキャッシュ・フローに与える影響についての説明を提供しなければならない。

例えば、減損テストの実施に用いるインプットが気候関連事項と関連し、重要な仮定として識別された場合、企業は、使用した定量化された仮定の開示（例えば、アウトプットの価格設定を通じて炭素コストを回収する企業の予想される能力、又は特定の資産の置換えの時期及び金額を含むカーボン・プライシング）、及びそのような定量化の基礎又は情報源（外部証拠に、より大きくウェイト付けしなければならないことに留意する）、関連性がある場合には、感応度分析を考慮しなければならない。

同様に、気候関連事項が、資産の回収可能価額の見積りに用いた事業計画の仮定、事業計画を超えて考慮した期間及び（割引率及び成長率のような）使用した財務上の仮定に影響を与える場合にも開示が要求される場合がある。

さらに、IAS第36号は、CGUの使用価値がCGUの資産から生じると見込まれる便益の現在のレベルを維持するために必要なキャッシュ・アウトフローを含めるが、資産の拡張に関連するキャッシュ・アウトフローは除外することを要求している。場合によっては、この2つを区別することは（例えば、脱炭素化計画の一環として）容易ではなく、開示すべき重要な仮定を表す場合がある。

## 財務諸表の他の分野

また企業は、気候関連事項が財務諸表に与える影響を評価する際に、以下の特定のトピックを考慮する必要がある場合がある。

- 企業が、気候関連事項が事業及び／又は資産及び負債の測定に重要性がある財務上の影響を与えると見込まれないと結論付けた場合、規制当局は、特にエクスポージャーの高いセクターで事業を行っている場合、実施した評価、行った判断及びそのような結論に達するために使用した期間を開示することを期待している。当該開示は、企業の具体的な状況に合わせて調整しなければならない。
- 法的に要求される又は任意で炭素排出量を相殺することを決定した企業は、その結果としての財務業績、財

政状態及びキャッシュ・フローに与える影響について、関連する財務諸表の表示科目を含む、適切な開示が行われることを確認しなければならない。これには、例えば、関連する財務諸表項目（例えば、温室効果ガス（GHG）排出枠又はカーボン・オフセットの資産及び／又は排出量引当金）の認識、測定及び表示に使用する会計方針、企業が参加するスキームの主要な条件と性質（スキームが強制か又は任意かを含む）、及び取得した、所有する、負っている、消費した又は売却した炭素排出枠又は再生可能エネルギー証書の数量が含まれる。

2024年10月、ESMAは、カーボン・プライシング・プログラムに関連する財務諸表の考慮事項に関する企業の意識を高めることを目的とした公表文書「Clearing the Smog: 財務諸表における炭素排出枠」<sup>9</sup>を公表した。

本文書は、企業が参加した、又は参加する予定のカーボン・プライシング・プログラムの契約上の特徴、及び企業（そのインダストリー又はセクター）が従う可能性のあるその他の要求事項又は規制を慎重に分析するよう企業に促している。契約上の特徴及び商品が異なることにより、会計処理も異なる場合がある。検討すべき論点には以下が含まれる。

- カーボン・プライシング・プログラムは、IFRS会計基準における資産の定義を満たす権利を生じさせるか？その場合、資産の性質、認識の時期及び測定はどうか？
- 企業は炭素排出枠を取得する義務を有するか？その場合、負債はいつ認識しなければならないか？どのように測定しなければならないか？
- カーボン・プライシング・プログラムが生み出す収益又は費用の項目の性質は何か、また、これらの金額はどの時点で認識しなければならないか？
- カーボン・プライシング・プログラムに関連するキャッシュ・フローは、キャッシュ・フロー計算書においてどのように分類しなければならないか？
- 財務情報の利用者がカーボン・プライシング・プログラムの影響を理解するためには、どのような開示が必要か？
- グリーン・ファイナンス（例えば、ESGインデックス・ローンの発行）を行う金融機関は、財務諸表の利用者が影響を理解し、これらの金融商品に関連する特定のリスクの性質及び程度を評価するために必要な情報の開示を検討する必要がある（例えば、金融商品の主要な特性、帳簿価額、満期、環境規準、それらの金融商品に関連する特定のリスク、キャッシュ・フロー

<sup>9</sup> ESMAのウェブサイト参照いただきたい。（[https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/2024-10/ESMA32-483087481-68\\_Statement\\_Clearing\\_the\\_smog\\_-\\_Accounting\\_for\\_Carbon\\_Allowances\\_in\\_the\\_FS.pdf](https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/2024-10/ESMA32-483087481-68_Statement_Clearing_the_smog_-_Accounting_for_Carbon_Allowances_in_the_FS.pdf)）

への影響及び感応度、及びこれらのリスクをどのように管理しているか)。また、企業の会計方針の適用に重大な判断が伴う場合、例えば、ESG連動金融資産の契約上のキャッシュ・フローが元本及び／又は元本残高に対する利息の支払であるかどうかを評価する場合にも、開示が要求される場合がある。

IFRS第9号及びIFRS第7号の最近の修正（**主な新たな会計上の要求事項**参照）により、金融資産の契約上のキャッシュ・フローが基本的な融資の取決めと整合的であるかどうかを企業がどのように評価するかに関する要求事項が変更された。これは、ESGにリンクする要素を有する金融資産にこれらの要求事項を適用することを支援することを目的としており、そのような金融商品が償却原価で測定される可能性が高まる。

さらに、気候関連リスクは、金融機関が顧客に提供する金融商品の信用リスク・エクスポージャーに影響を与える可能性があり、これは、金融商品から生じる信用リスクについてIFRS第7号35A項から36項で要求される開示を行う際に考慮する必要があるかもしれない。

デロイトのA Closer Look「気候変動に関するパリ協定に沿ったコーポレート・レポート・レポーティングに対する投資家の需要」<sup>10</sup>は、気候に関する投資家の期待の背景と、どの要求事項がIFRS財団の公表物である「In Brief: IFRS基準と気候関連の開示」<sup>11</sup>及びIASBの教育的資料「気候関連事項が財務諸表に与える影響」<sup>12</sup>によって強調されているか、及びそれらの要求を実務においてどのように適用する可能性があるかについて提供している。

さらに、2024年4月、IFRS解釈指針委員会は、財務諸表における気候関連コミットメントの影響を評価するために実施すべき分析を説明するアジェンダ決定を公表した。

## サステナビリティ報告の動向

### 国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）

ISSBの目的は、資本市場のサステナビリティ情報ニーズを満たす高品質なサステナビリティ開示基準を開発することである。

現在までに、ISSBは、最初の2つの基準を公表している。IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」及びIFRS S2号「気候関連開示」である。

●IFRS S1号は、一般目的財務報告の主要な利用者が企業に資源を提供することに関連する決定を行う際に有用である、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を企業が開示するための全般的な要求事項を示している。

●IFRS S2号は、一般目的財務報告の主要な利用者が企業に資源を提供することに関連する決定を行う際に有用である、気候関連リスク及び機会に関する情報を識別、測定及び開示するための要求事項を示している。

両基準は、2024年1月1日以後開始する事業年度に発効し、作成者にサステナビリティ関連財務開示と財務諸表を合わせるためのさらなる期間を認める実質的な移行の救済措置がある。基準は2024年1月1日に発効するが、法域が基準をアドプションしたときのみ強制適用されることになる。デロイトの「法域ごとのIFRSサステナビリティ開示基準のアドプション」<sup>13</sup>は、ISSB基準をアドプションした又はアドプションする過程にある法域の概要を提供している。

デロイトのiGAAP in Focusサステナビリティ報告「ISSBが、最初のIFRSサステナビリティ開示基準を公表」<sup>14</sup>は、IFRS S1号及びIFRS S2号の主要な要求事項を解説している。さらに、IFRS S1号及びIFRS S2号を適用する企業を支援するために利用可能である、ISSBスタッフによって開発された権威のない教育的資料<sup>15</sup>がある。

2つの基準の公表後に、

●2025年12月、ISSBは、「温室効果ガス排出の開示に対する修正」（IFRS S2号の修正）を公表した。これには、追加的な救済措置を提供し、特定の温室効果ガス排出の開示要求からの既存の救済措置を明確化するためのIFRS S2号の修正が含まれている。iGAAP in

10 デロイト トーマツのウェブサイト参照いただきたい。(https://www.deloitte.com/content/dam/assets-zone1/jp/ja/docs/perspectives/audit-assurance/2022/jp-ifrs-igaapinfocus-20220325.pdf)

11 IASBのウェブサイト参照いただきたい。(https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/news/2019/november/in-brief-climate-change-nick-anderson.pdf)

12 日本語訳についてASBJのウェブサイト参照いただきたい。(https://www.asb-j.jp/jp/iasb\_activity/press\_release/y2023/2023-0704.html)

13 IAS Plusのウェブサイト参照いただきたい。(https://www.iasplus.com/en/publications/global/special-topics/sustainability/issb-adoption-tracker)

14 本誌2023年9月号iGAAP in Focusサステナビリティ報告「ISSBが、最初のIFRSサステナビリティ開示基準を公表」を参照いただきたい。

15 日本語訳についてSSBJのウェブサイト参照いただきたい。(https://www.ssb-j.jp/jp/activity/educational-materials.html)

Focusサステナビリティ報告「ISSBは特定の温室効果ガス排出の開示要求に対するIFRS S2号の修正を最終化」<sup>16</sup>では、本修正の詳細を説明している。

- 2026年3月、ISSBは公開草案『SASBスタンダード』及び『IFRS S2号産業別ガイダンス』に対する修正案を公表し、包括的なレビューのためにISSBが優先的に検討してきたSASBスタンダードである、「農産物」、「食肉・家禽及び乳製品」及び「電気事業者及び発電事業者」のSASBスタンダードの修正を提案した。ISSBはまた、修正が提案されている3つのSASBスタンダードの気候関連の内容との整合性を維持するために、「IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス」の結果的修正を実施するかどうかについても協議している。EDのコメント募集期間は、2026年7月24日までである。iGAAP in Focusサステナビリティ報告「ISSBは3つのSASBスタンダードおよび『IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス』に対する修正を提案」<sup>17</sup>には、この提案の詳細が解説されている。

## 重大な域外への広がりをもつ法域の動向

### 欧州連合の企業サステナビリティ報告指令（CSRD）及び欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）

CSRDは、投資家、市民社会、その他の利害関係者向けの企業のマネジメント・レポートのサステナビリティ報告を改善し、それによって欧州グリーンディール及び国連の持続可能な開発目標（SDGs）に沿った完全に持続可能で包括的な経済及び金融システムへの移行に貢献することを目的としている。

2022年12月にEU官報に掲載されたCSRDは、ESRSに従って、その範囲に含まれる異なる種類の企業に対する開示義務の発効日を指定した。「Wave 1」企業は、2024年1月1日以後開始する期間に、ESRSを適用することが要求された。

その後、2025年2月に欧州委員会（EC）は、企業のサステナビリティ報告及びデューデリジェンス報告の負担を大幅に軽減することを目的としたいくつかの法案（「オムニバスパッケージ」）を公表した。

2025年4月に「ストップ・ザ・クロック法案」が最終化された後（加盟国による法制化を条件とする）、「Wave 1」企業は、2025年及び2026年の会計年度についても報告を継続する（ただし、一部についての報告義務を免除する加盟国のオプションが国内法に法制化された場合を除く）が、当初のCSRDに基づく既存の報告

要求を適用することは要求されない。しかし、「Wave 1」企業は、2025年11月に最終決定された「クイック・フィックス」修正により、2024年に適用された報告レベルを2025年及び2026年についても維持することが認められている。

2026年2月に法律の「コンテンツ案」部分が最終化された後（及び加盟国の法制化が条件）：

- EUの規制市場に上場しているEU企業又はグループ及び非EU企業は、事業年度中の純売上高が4億5000万ユーロ超で、平均従業員数が1,000人を超える場合に、CSRDの範囲に含まれ、2027年会計年度から報告が要求される。

上記の閾値を満たさない「Wave 1」企業は、2027会計年度から報告が要求されない。

- 4億5000万ユーロ超の純売上高をEU域内で計上する第三国企業の、EUを拠点とする子会社又は支店は、当該子会社又は支店が2億ユーロ超の売上高を計上する場合、2028会計年度から、第三国の親会社のグループレベルでのサステナビリティ情報を公表し、アクセス可能にすることが要求される。

デロイトのiGAAP in Focus欧州サステナビリティ報告「特定の企業サステナビリティ報告及びデューデリジェンスの要求事項に関するオムニバスパッケージを最終化」<sup>18</sup>は、CSRDの他の変更、EUタクソノミ規則及び企業のサステナビリティデューデリジェンス指令（CSDDD）の変更を含む、オムニバスパッケージのコンテンツ案の最終化に関する詳細を解説している。

さらに、包括的提案には、2023年12月にEU官報に掲載された委任法を通じて公表されたESRSを改訂するというコミットメントが含まれていた。2025年3月、ECはEFRAGに対し、ESRSの簡素化に関する技術的助言を提供することを要請し、2025年12月、EFRAGはECに技術的助言を提出した。デロイトのiGAAP in Focus欧州サステナビリティ報告「EFRAGが欧州サステナビリティ報告基準の改正案を欧州委員会に提出」<sup>19</sup>は、技術的助言についてさらに詳しく解説している。

2026年5月、ECは技術的助言を検討の上、ESRSを修正することを提案する委任法案を公表した。IAS Plusの記事「ECが改正ESRSに関する委任法案に関するフィー

<sup>16</sup> デロイト トーマツのウェブサイト参照いただきたい。（<https://www.deloitte.com/content/dam/assets-zone1/jp/ja/docs/services/audit-assurance/2026/jp-crd-igaapinfocus-20251212.pdf>）

<sup>17</sup> デロイト トーマツのウェブサイト参照いただきたい。（<https://www.deloitte.com/content/dam/assets-zone1/jp/ja/docs/services/audit-assurance/2026/jp-crd-igaapinfocus-20260331.pdf>）

<sup>18</sup> デロイト トーマツのウェブサイト参照いただきたい。（<https://www.deloitte.com/content/dam/assets-zone1/jp/ja/docs/services/audit-assurance/2026/jp-crd-igaapinfocus-20260226.pdf>）

<sup>19</sup> デロイト トーマツのウェブサイト参照いただきたい。（<https://www.deloitte.com/content/dam/assets-zone1/jp/ja/docs/services/audit-assurance/2025/jp-crd-igaapinfocus-20251209.pdf>）

ドバックを求める」<sup>20</sup>は、技術的助言に対してECが行った的を絞った修正を解説している。委任法案のコメント期間は、2026年6月3日までである。

委任法の採択は2026年第2四半期に予定されている。修正ESRSは、CSRDに基づくサステナビリティ報告要求の対象となるすべての企業に対し、2027年1月1日以後開始する事業年度から適用される。現行のサステナビリティ報告制度の下で2026事業年度のサステナビリティ報告要求の対象となる企業は、既存のESRSを適用する代わりに、2026事業年度について修正後ESRSを適用することが認められている。

またECは2026年5月、バリューチェーン上の企業向けのサステナビリティ報告に関する任意の基準案についてコンサルテーションを開始した。本基準の詳細はIAS Plusの記事「ECが任意のサステナビリティ報告基準についてのコンサルテーションを実施」<sup>21</sup>で紹介されている。コンサルテーションの期間は2026年6月3日までである。

## 「Wave 1」企業による報告

本セクションでは、当初のCSRDの下での既存の報告要求に基づく報告を継続する「Wave 1」企業に関連性がある考慮事項について解説する。

ESRSの最初のセットには、以下が含まれる。

- 以下を取り扱う2つの横断的基準：
    - サステナビリティ関連情報を作成及び表示する際に企業が準拠すべき全般的な要求事項（ESRS 1）。これには、ダブル・マテリアリティの原則を使用して報告する重要性の評価を実施する要求事項が含まれる。
    - 活動のセクターに関係なく（すなわち、セクター共通）、サステナビリティのトピック横断的に、すべての企業に適用される全般的な開示（ESRS 2）
  - セクター共通の観点から環境、社会及びガバナンスのトピックをカバーする10のトピック別基準
- これらの要求事項を適用する企業にとって、次の文書が利用可能である。
- 2024年11月、ECは、90のよくある質問（FAQ）のセットを官報（official journal）に公表した。FAQは、ESRS、EUタクソノミ規則開示、デジタル・フォーマットの要求事項、保証、サステナブル・ファイナンス開示規則に関する多くのFAQとともに、CSRDに基づく特定のサステナビリティ報告の要求事項の解釈を明確にしている。
  - 2024年5月、EFRAGは、EFRAG IG 1号「重要性評価」、EFRAG IG 2号「バリューチェーン」、EFRAG

IG 3号「詳細なESRSデータポイント」及び付属する説明文書の3つのESRS適用ガイダンス文書を公表した。

さらに、EFRAGは、EFRAG ESRS Q&Aプラットフォームを通じて受け取ったテクニカルなESRSの質問を含む説明文書の編集物を公表した。これらEFRAGの文書には権威がない。

2025年のESMAの共通の執行優先事項には、改訂されたESRS（上記参照）はEU官報に掲載された後にはのみ適用されること、したがって、企業は2025年の事業年度の開示を作成するために、EFRAGの公開草案又はECへの最終的な技術的アドバイスを頼るべきではないことをリマインドすることが含まれている。

さらに、ESMAは、サステナビリティ・ステートメントに関連する2025年の優先事項として、以下の項目を識別している。

ESRSに基づく報告におけるマテリアリティの検討に関して、ESMAは、

- 企業は、ESRS 2のマテリアリティ評価プロセスに関する開示に特に注意を払い、ボイラープレートな開示を避け、ESRSの要求事項を企業の事実と状況にどのように適用したかについて十分な洞察を提供する必要があることを強調する。
- マテリアリティ評価プロセスへの入力パラメータに関するデータポイント、閾値の開示（特に、そのマテリアリティについて、企業が評価プロセス中に最も不確実性があった事項について）、企業がグロスの影響をどのように考慮したか（すなわち、予防、緩和、又は是正措置の効果が現れる前）、及び影響を受けるステークホルダーとのエンゲージメントに関する情報を強調する。
- 評価プロセスの結果に関するESRS 2の開示の重要性を強調し、IROの説明に関する要求事項及び推奨事項（例えば、関連する期間、IROが企業自身の事業で発生する又はバリューチェーンで発生するか、重要性があるIRO間の相互依存性の説明、プラスの影響とマイナスの影響の軽減の区別の促進）、及びIROとトピックの開示とのつながり（connection）（例えば、IROをESRSのトピック及びサブトピックにマッピングし、IROの説明におけるESRS用語の使用を通じて）を強調し、及び優れた実務として、ステートメント内で簡単に識別できるように、企業固有の開示を体系的に示すことを奨励する。
- ESRSが認めている場合、重要性がない情報は明確に識別され、重要性がある情報を不明瞭にする

<sup>20</sup> IAS Plusのウェブサイト参照いただきたい。（<https://www.iasplus.com/en/news/2026/05/dda-esrs-revision>）

<sup>21</sup> IAS Plusのウェブサイト参照いただきたい。

（<https://www.iasplus.com/en/news/2026/05/ec-draft-voluntary-standard>）

べきではないことを企業にリマインドする。  
サステナビリティ・ステートメントの範囲及び構成に関して、ESMAは、

- サステナビリティ・ステートメントは、財務諸表と同じ報告企業のものでなければならないことをリマインドする。
- サステナビリティ・ステートメントで提供される情報は、企業のバリューチェーンにつながりがある（connected）重要性があるIROに関する情報を含むように拡張されていることに留意し、バリューチェーン内の企業に関する範囲限定の開示の考慮事項についてリマインダーを提供する。
- 内部の相互参照及び参照による組込みを使用する意向である企業は、読みやすさ及び明確性の全体的な目的を損なう情報の分散を生じさせないことを提言する。
- 関連する情報を開示する際にサステナビリティ・ステートメントのアクセス可能性及び読みやすさを高めるために、開示要求への参照を含めるといふ実際上の解決策に留意し、内部参照を容易にするためにハイパーリンクの使用を奨励する。
- 金額又はその他の定量的情報がサステナビリティ・ステートメントと財務諸表の両方に含まれている場合、ESRS第1号124項は前者から後者への参照を要求することをリマインドする。

以下のデロイトのニュースレターは、さらなる情報を提供している。

- iGAAP in Focus欧州サステナビリティ報告「欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）の最終化」<sup>22</sup>は、ESRSの1stセットを解説している。
- iGAAP in Focus欧州サステナビリティ報告「企業サステナビリティ報告指令（CSRD）に基づく『適正な表示』」<sup>23</sup>は、CSRDの下での「適正な表示」に関連する考慮事項及びサステナビリティ報告書の作成に対する影響について解説している。

## EUタクソノミ

EUタクソノミ規則は、企業の経済活動が環境的にサステナブルであるかどうかを、定義された6つの環境目標の1つ以上に対する貢献度に基づいて識別するためのシステムを定めている。EUタクソノミの目的は、このような活動への投資を支援することである。

上述の包括的提案の一部として、ECはEUタクソノミ規則の下でのタクソノミ開示、気候及び環境委任法も修正した。これらの提案は、委任法により2025年7月に最終化され、委任法は2026年1月8日にEU官報に掲載

された。本修正は、企業がサステナビリティに関する記述に含めるべきタクソノミの開示を簡素化するものである。

委任法は2026年1月1日に発効し、2025会計年度を対象とする。しかし、企業は、より都合が良いと考える場合には、2026会計年度から修正された要求事項を適用することができる。

2026年4月、ECは、2025年7月の委任法によって導入された開示委任法の修正に関する解釈及び実施ガイドランスを提供するFAQ形式の委員会通知の最終版を公表した。

## 米国

### ● 証券取引委員会（SEC）

2025年3月27日、SECは、2024年3月の気候関連情報開示の最終規則に法的に異議を申し立てた当事者に対する法律上の抗弁を取り消すことを決議した。規則は、登録企業に対し、年次報告書及び登録届出書において気候関連の開示を要求することになっていた。以前、SECは、最終規則に異議申立の司法審査が行われるまでの間、最終規則の発効日を延期（一時停止）した。

2026年5月4日、SECは、行政管理予算局（OMB）に対して正式な規則の撤回を提出した。OMBによる審査が完了次第、SECは当該規則の撤回案を公表する見込みであり、その後、最終決定に先立ち意見募集の対象となる。

### ● カリフォルニア

2023年10月、カリフォルニア州知事は、カリフォルニア州で事業を行う特定の米国の公開及び非公開企業が定量的及び定性的の双方の気候関連の開示を提供することを、一括して要求する3つの法案に署名した。

法案SB-253「気候関連企業データ説明責任法（Climate Corporate Data Accountability Act）」及びSB-261「温室効果ガス：気候関連の財務リスク（Greenhouse Gases：Climate-Related Financial Risk）」は、米国において温室効果ガス排出及び気候変動リスクの企業報告を義務付ける、最初のインダストリー共通の米国の規則を定める。

さらに、カリフォルニア州議会法案であるAB-1305「自主的な炭素市場開示（Voluntary Carbon Market Disclosures）」は、気候関連の排出権のグリーンウォッシングに対抗することを目的としており、カリフォルニア州内で自主的なカーボン・オフセット（VCO）を市場売却又は売却する米国及び国際的な企業、及びカリフォルニア州で事業を行い、カリフォルニア州で特定の気候関連排出権を行う企業（VCOを購入又は使用して

<sup>22</sup> デロイトトーマツのウェブサイト参照いただきたい。  
(<https://www.deloitte.com/jp/ja/services/audit/perspectives/igaapinfocus-20230922.html>)

<sup>23</sup> デロイトトーマツのウェブサイト参照いただきたい。( <https://www.deloitte.com/content/dam/assets-zone1/jp/ja/docs/services/audit-assurance/2024/jp-crd-igaapinfocus-20241010.pdf>)

いるかどうかにかかわらず) に対する要求を定める。

SB-219「温室効果ガス：気候に関する企業の説明責任：気候関連の財務リスク」は、2024年9月に署名され、SB-253の準拠に伴う財務上の負担を軽減することに役立つために、以下のことを認めている。

- 企業が、連結親会社レベルでの排出量開示報告書を提出する。
- カリフォルニア州大気資源局 (CARB) は、スコープ3のGHG排出量報告のスケジュールを設定する。

SB-253では、企業は2025年のGHG排出量データに基づいて、2026年からスコープ1及びスコープ2のGHG排出量を報告することになる。CARBは、2025年2月2日から2026年2月1日に終了する会計年度について、報告の期限を2026年8月10日とすることを提案している。企業は、2026年のGHG排出量データに基づいて、2027年にスコープ3のGHG排出量の報告を開始する。

CARBは、SB-253が要求する報告に関する規則を公表することが要求されている。SB-219によって修正されたSB-253には、2025年7月1日の期限が含まれているが、規制の実施について、CARBは、当該期限を満たさなかった。むしろ、CARBは2026年2月26日に、手数料 (fees)、主要な定義、最初の報告期限を扱った最初の規則策定のパッケージを承認した。CARBのスタッフはまた、2026年3月23日にワークショップを開催し、具体的なGHG報告要求に対処する規制策定の次の段階について議論した。

SB-261では、企業は2026年1月1日以前に、その後は隔年で、気候関連の財務リスク報告書をウェブサイトに掲載しなければならない。しかし、以下に説明するように、米国第9巡回区控訴裁判所は一時的差止命令を認め、CARBは、2026年1月1日の期限を執行せず、差止命令が解除された場合には新たな期限を設けることを示している。

SB-253及びSB-261に対する異議申立は続いている。2024年1月に提訴した「Chamber of Commerce of the United States of America v. California Air Resource Board」の原告は、SB-253とSB-261が「気候変動に関連する言論を違法に規制しようとしている」と主張し、これらの法案は憲法修正第1条及びその他の連邦法に違反していると主張している。彼らは、カリフォルニア州中央地区連邦地方裁判所に対し、SB-253及びSB-261を無効と宣言し、いかなる強制力も効力もないと宣言するよう求めている。

2025年11月18日、米国第9巡回区控訴裁判所は、SB-261については一時的差止命令を認めたが、SB-253については同様の一時的差止命令を認めなかった。裁判所は2026年1月9日にこの訴訟の弁論を聞いたが、まだ判決を下していない。仮差止命令は、裁判所が判決を下すまで有効である。

iGAAP in Focusサステナビリティ報告「カリフォルニア州の気候法—新しい州議会法案での報告期限に変更なし」<sup>24</sup>は、州議会法案の内容を説明している。また、デロイトUSのSustainability Spotlight<sup>25</sup>は、より詳細を解説している。

### 気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD)

IFRS S1号及びIFRS S2号の公表後、金融安定理事会 (FSB) は、TCFDがその権限を果たしたと結論付け、ISSB基準がサステナビリティ開示のグローバルなフレームワークとして機能するべきであることを認識した。そのため、FSBは、2024年から気候関連情報開示のモニタリングを、TCFDからIFRS財団に移管することを発表した。

しかし、TCFDの報告義務の対象となる企業は、関連性がある当局がISSB基準に基づく報告を認める又は要求するように要求事項を修正しない限り、TCFD提言に沿った開示を継続しなければならない。

規制当局は、企業が公表した気候変動の影響についての情報の品質に焦点を合わせている。例えば、2022年に英国財務報告評議会 (FRC) は、TCFDの開示及び財務諸表における気候関連報告のテーマ別レビューを実施した。レビューの結果は、ベストプラクティスの例が存在するため、これらの分野での報告及び開示に対してより伝統的な「様子見」アプローチを採用している企業への期待をより明確にしている。FRCは、気候報告は取締役会レベルのトピックとしてしっかりと設定しなければならないことを強調した。

FRCのテーマ別レビューでは、企業が改善できる重要な問題が指摘された。これらの分野は、英国外のTCFD又はサステナビリティ情報についてより広範に報告する企業にとって、有用な考慮事項を提供する可能性がある。

- 粒度と特定性**—企業は、企業全体のリスク及び機会に関する情報を提供し、必要に応じて事業 (business)、セクター及び地域別に分解して提供しなければならない。
- バランス**—気候関連のリスク及び機会に関する議論は、気候関連の機会の可能性を説明する際に、新技術

24 IAS Plusのウェブサイト参照いただきたい。  
(<https://www.iasplus.com/en/publications/global/igaap-in-focus/2024/california-climate-update>)

25 IAS Plusのウェブサイト参照いただきたい。  
(<https://www.iasplus.com/en/publications/member-firms/united-states/sustainability-spotlight/california-climate-legislation-update--status-of-carb-rulemaking-and-next-steps>)

の開発への依存についての議論を含め、予想される規模に比例しなければならない。また、リスク及び機会の可能性及び依存関係を記述する際に、バランスも必要である。例えば、現在の炭素集約型の収益源の喪失は、脱炭素化の必然的な機能であるかもしれない、代替的な収益源は現在、初期段階又は開発中の技術に依存しているかもしれない。これらの依存関係の開示は、移行リスクが低炭素経済における機会によって自然に相殺されるという印象を与えないために重要である。

- **他のナラティブ開示との相互リンク**—TCFDの開示は、例えば、シナリオ分析の結果をナラティブ・レポート内の企業による全体戦略の説明に組み込むことにより、ナラティブ・レポートの他の要素と統合しなければならない。
- **重要性（マテリアリティ）**—企業は、TCFDの全セクターガイダンス及び補足ガイダンス<sup>26</sup>をどのように組み込むかについての説明を提供しなければならない。開示が行われていない場合は、省略の理由を含めなければならない。特に、企業がこれらの開示を検討し、重要性がないと判断したかどうか、又はこれらの開示の対象となる事項が企業の内部評価で対処されていないかどうかを明確にしなければならない。
- **TCFDと財務諸表開示のつながり**—TCFD報告で識別された気候関連リスクと機会は、財務諸表の裏付けとなる判断及び見積りに適切に統合されなければならない。企業はまた、気候変動と移行計画に対応して、セグメント別報告の表示と分解された収益開示を再評価することを検討しなければならない。
- **ガバナンス**—企業は、気候関連のパフォーマンス目標の検討及び主要な資本的支出、買収及び処分に関する決定に対する気候の影響など、気候関連事項の監督に関する具体的な情報を提供しなければならない。また、気候関連リスクをどのように管理しているか及び気候関連指標が報酬方針に与える影響についても開示を検討しなければならない。
- **戦略**—戦略に関する情報はきめ細かく、シナリオ分析に含まれる詳細レベルは、定量的指標を含め整合していなければならない。リスクと機会に関する企業の議論は、機会に不釣り合いに重み付けしてはならない。
- **リスク管理**—気候関連事項は、全体的なリスク管理プロセスに統合しなければならない。特に、気候関連リスクの優先度及び重要性を評価するプロセスを十分に説明しなければならない。気候関連のリスク及び機会の潜在的な影響は、「高い」や「低い」などの用語のみで説明するのではなく、可能な限り定量化しなければならない。これは、気候関連の機会の影響が、リスクの影響をどの程度上回るかもしれないか又は上回らないかもしれないかを示す上で特に重要である。

● **指標と目標**—指標は、スコープ1及び2の排出量のみ

に焦点を絞るのではなく、他の気候関連のリスクと機会の指標も含めなければならない。目標に対する進捗状況の読者の理解をサポートするために、過去データ及び変動の説明を提供しなければならない。

● **保証**—企業は、与えられた保証のレベル及びそれがカバーするものを明確に説明しなければならない。「検証済み（Verified）」などの用語は、実際に取得されたよりも高いレベルの保証を意味する可能性があるため、避けなければならない。

2023年7月、英国FRCは、気候関連の指標と目標の開示の品質に関するテーマ別レビュー<sup>27</sup>の結果を公表した。本レビューは、ネット・ゼロ・コミットメントと中間排出目標に関する企業の開示の品質が徐々に向上していることを示している。しかし、報告書は、以下の点を指摘している。

- 目標を達成するための具体的な行動及びマイルストーンの開示が不明確な場合があり、企業間の指標の比較可能性は依然として困難である。
  - 表示する情報の量が多いため、多くの企業は、低炭素経済への移行計画を明確かつ簡潔に説明するのが難しいと感じている。
  - 気候目標が財務諸表にどのように影響するかについての説明にはまだ改善が必要である。「検討されている」といった気候に関する定型的（ポイラプレート）な文章は、影響に関する洞察をほとんど提供しない。
- 気候関連リスクの広範な内容及び重大さ、及び利害関係者の期待の高まりと規制当局の注目に鑑み、企業は、自主的又は強制的なTCFD開示を提供している、又はISSB基準又はESRSを適用してサステナビリティ関連情報を提供する準備をしているかどうかに関係なく、上記の点を考慮しなければならない。

## 通貨と超インフレ

高レベルの全般的なインフレ水準による、超インフレ（この用語はIAS第29号「超インフレ経済下における財務報告」で定義されている）の対象となる法域の数が増加している。したがって、企業は以下の課題にますます直面している。

- 経済がIAS第29号で定義されている超インフレであるかどうかを判断することに、困難な場合がある。当該定義には、3年間の累積インフレ率が100%に近づいているか又は超えるかどうかを含む、超インフレのいくつかの特徴が含まれている。また、財務諸表の金額にどの一般物価指数を適用するべきかを決定することも難しい可能性がある。
- 現地通貨と国際通貨の両方が一般的に使用されている

<sup>26</sup> TCFDのウェブサイトを参照いただきたい。(https://www.fsb-tcf.org/publications/#implementing-guidance)

<sup>27</sup> 英国FRCのウェブサイトを参照いただきたい。

(https://media.frc.org.uk/documents/Thematic\_review\_of\_climate-related\_metrics\_and\_targets\_2023.pdf)

状況での、企業の機能通貨を決定する際の困難。これは、現地通貨が超インフレである場合に特に重大になる可能性がある。IAS第29号は、（その経済で活動する企業によってではなく）機能通貨が超インフレ経済の通貨である企業によってのみ適用される。また、IAS第21号「外国為替レート変動の影響」では、「企業は、IAS第29号に従った修正再表示を、例えば、本基準に従って決定される機能通貨以外の通貨（親会社の機能通貨など）を機能通貨として採用することによって、避けることはできない。」と具体的に規定されていることにも留意すべきである。

- 現地通貨とグローバルに取引される通貨間の交換が制限されている場合、単体財務諸表の貨幣性項目を換算し、在外営業活動体の財務諸表を親会社の表示通貨で換算するための適切な為替レートを識別することが困難な場合がある。この問題は超インフレ経済に特有ではないが、「ハード」通貨の不足、したがって為替制限の必要性は、現地通貨が価値を失っている経済の特徴であることが多い。

iGAAP in Focus財務報告「IASBは、通貨が交換可能な場合、及び交換可能でない場合に為替レートをどのように決定するかを明確にするためにIAS第21号を修正する」<sup>28</sup>は、通貨が交換可能である場合及び交換可能でない場合に為替レートをどのように決定するかを定めるガイダンスを提供する、2023年8月にIASBが公表した「交換可能性の欠如」（IAS第21号の修正）を解説している。

インフレ又は為替の問題が重大な判断につながる、又は見積りの不確実性の発生要因となる場合、IAS第1号122項及び125項で要求されているように開示を提供しなければならない。

2026年4月に公表された国際通貨基金（IMF）の直近のインフレ予測やIAS第29号で定められた指標を含む、執筆時点の入手可能なデータに基づいて、以下の経済は、2026年6月30日以後終了する報告期間の財務諸表においてIAS第29号を適用する目的及びIAS第21号に従った在外営業活動体の再換算を行う超インフレにあると広く考えられている。

- |          |         |
|----------|---------|
| ● アルゼンチン | ● スーダン  |
| ● ハイチ    | ● シリア   |
| ● イラン    | ● トルコ   |
| ● レバノン   | ● ベネズエラ |
| ● マラウイ   | ● ジンバブエ |
| ● 南スーダン  |         |

#### ブルンジ、ミャンマー及びシエラレオネ

ブルンジ、ミャンマー及びシエラレオネは、2026年

6月30日以後終了する報告期間について、もはや超インフレ経済として識別されないが、継続してモニターするべきである。

#### ナイジェリア

2026年3月現在、ナイジェリアの3年間の累積インフレ率は95.7%である（ナイジェリア国家統計局による）。2026年4月に公表されたIMF世界経済見通しの報告書においては、2026年末までに3年間の累積インフレ率は82%に下がると予想され、2027年にはさらに下がる見通しである。

現在の3年間の累積インフレ率はわずかではあるが100%を下回っており、今後も当該基準を下回ると予想されているため、ナイジェリアは現在のところ超インフレ経済とは識別されていないが、注意深くモニターするべきである。

#### エジプト

2026年3月現在、エジプトの3年間の累積インフレ率は74.5%である（エジプト中央銀行による）。2026年4月に公表されたIMF世界経済見通しの報告書には、2026年12月の予測は含まれていないが、2027年6月に3年間の累積インフレ率が45%となる予測が含まれている。

現在の3年間の累積インフレ率は100%を下回っており、今後も当該基準を下回ると予想されているため、エジプトは現在のところ超インフレ経済とは識別されていないが、継続してモニターするべきである。

#### その他の国

2026年4月30日現在、超インフレをモニターすべき通貨である他の国には、アンゴラ及びイエメンが含まれる。

企業は、IAS第29号適用の目的のために超インフレと広く考えられる経済のリストが、その報告日までに変更になる可能性があることを、理解しなければならない。

### 主な新たな会計上の要求事項

今後の会計上の要求事項の完全なリストについては、このニュースレターの付録を参照いただきたい。

IAS第8号30項は、企業に対し、（財務諸表の公表が承認された日までに）公表はされているが未発効の新規及び改訂されたIFRS会計基準の起り得る影響を検討し、（年次財務諸表で）開示することを要求している。これらの開示の十分性は、現在、規制当局が焦点している分野である。

<sup>28</sup> 本誌2023年10月号iGAAP in Focus財務報告「IASBは、通貨が交換可能な場合、及び交換可能でない場合に為替レートをどのように決定するかを明確にするためにIAS第21号を修正する」を参照いただきたい。

## 2026年1月1日以後開始する事業年度に発効

### 自然依存電力を参照する契約

2024年12月IASBは、以下についてIFRS第9号及びIFRS第7号を修正する「自然依存電力を参照する契約」を公表した。

- 自然条件に依存する源泉から生成される電力を購入する契約が企業の自己使用の予想のために保有されているかどうかを取り扱う適用指針を、IFRS第9号に追加する。
- 企業がIFRS第9号のヘッジ会計の要求事項を適用し、変動する名目数量の自然依存電力を参照する契約をヘッジ手段として指定する場合、企業がヘッジ対象として電力の変動する名目数量を指定することを認める。
- IFRS第7号に関連する開示要求を追加する。

iGAAP in Focus財務報告「IASBは、自然依存電力を参照する契約についての修正を最終化」<sup>29</sup>は、IFRS第9号及びIFRS第7号の主要な修正点を解説している。

### 金融商品の分類及び測定の見直し

2024年5月IASBは、IFRS第9号及びIFRS第7号を修正し、以下の項目を取り扱う「金融商品の分類及び測定に関する修正」を公表した。

- 電子送金で決済される金融負債の認識の中止
- 金融資産の分類—基本的な融資の取決めと総合的な契約条件
- 金融資産の分類—ノンリコース要素を有する金融資産
- 金融資産の分類—契約上リンクしている商品
- 開示—その他の包括利益を通じて公正価値で測定するもの（FVTOCI）として指定した資本性金融商品に対する投資
- 開示—偶発的事象の発生（又は不発生）に基づいて契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変化させる可能性のある契約条件

iGAAP in Focus財務報告「IASBが金融商品の分類及び測定の要求事項の修正を公表」<sup>30</sup>は、IFRS第9号及びIFRS第7号の主要な修正点を解説している。

## 2027年1月1日以後開始する事業年度に発効

### IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」

2024年4月、IASBは、IAS第1号を置き換えるIFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」を公表した。新基準は、IAS第1号の要求事項の多くを変更せずに引き継ぎ、以下の新しい要求事項でそれらを補完する。

- 純損益計算書において、指定された区分（営業、投資、財務、法人所得税及び非継続事業）と定義された小計を表示する。
- 財務諸表の注記における経営者が定義した業績指標（MPM）に関する開示を提供する。
- 集約と分解を改善する。

IAS第1号の要求事項の一部は、IAS第8号及びIFRS第7号に移動する。IASBはまた、IAS第7号及びIAS第33号「一株当たり利益」に若干の修正も行う。

iGAAP in Focus財務報告「IASBが財務諸表における表示及び開示に関する新しい基準を公表」<sup>31</sup>は、IFRS第18号の主要な要求事項を解説している。

### IFRS第19号「公的説明責任のない子会社：開示」

2024年5月、IASBは、要件を満たす子会社が財務諸表にIFRS会計基準を適用する際、削減された開示を提供することを認める、IFRS第19号「公的説明責任のない子会社：開示」を公表した。

子会社が公的説明責任を有しておらず、最終的な又は中間的な親会社が、IFRS会計基準に準拠した、一般の使用のために利用可能な連結財務諸表を作成している場合、子会社は削減された開示の要件を満たす。

IFRS第19号の適用は、要件を満たす子会社にとって任意であり、そのような子会社は、連結、個別又は単独財務諸表に適用が可能である。

2025年8月、IASBは、新たな又は最近修正されたIFRS会計基準について削減された開示を提供するIFRS第19号の修正を公表した。本修正は、IFRS第19号と同じ発効日である。

iGAAP in Focus財務報告「IASBは、子会社に対する削減された開示のフレームワークを導入する」<sup>32</sup>はIFRS第19号の主要な要求事項を、iGAAP in Focus財務報告「IASB、新たな又は最近修正されたIFRS会計基準の開示要求を削減するIFRS第19

29 本誌2025年3月号iGAAP in Focus財務報告「IASBは、自然依存電力を参照する契約についての修正を最終化」を参照いただきたい。

30 本誌2024年8月号iGAAP in Focus財務報告「IASBが金融商品の分類及び測定の要求事項の修正を公表」を参照いただきたい。

31 本誌2024年6月号iGAAP in Focus財務報告「IASBが財務諸表における表示及び開示に関する新しい基準を公表」を参照いただきたい。

32 本誌2024年8月号iGAAP in Focus財務報告「IASBは、子会社に対する削減された開示のフレームワークを導入する」を参照いただきたい。

号の修正を公表」<sup>33</sup>は本修正を解説している。

### ハイパーインフレ表示通貨への換算

2025年11月、IASBは、IAS第21号が以下を要求するように修正する「超インフレ表示通貨への換算」を公表した。

- 企業が、超インフレではない経済の通貨である機能通貨から超インフレ経済の通貨である表示通貨に財務諸表を換算する場合（比較対象金額を含む）すべての金額を、直近の財政状態計算書日の決算日レートを使用して換算する。
- 機能通貨及び表示通貨が超インフレ経済の通貨である企業が、超インフレではない経済の通貨を機能通貨とする在外営業活動体を換算する場合—当該在外営業活動体の比較数値を、IAS第29号の下で比較数値を修正再表示するために使用する一般物価指数を適用して修正再表示する。
- 新しい換算方法を適用して換算した在外営業活動体に関する要約財務情報を含む、新しい換算方法を適用していることを開示する。

iGAAP in Focus財務報告「IASB、超インフレ表示通貨への換算に関するIAS第21号の修正を公表」<sup>34</sup>は、本IAS第21号の主な修正を解説している。

## その他の報告に関する検討事項

### IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」

IFRS第15号は数年前から企業が適用してきたが、規制当局は、この分野における執行活動において引き続き重大な発見事項を得ている。これらの発見事項は、多くの場合、不適切な開示、特に収益認識に関連して行われた重大な判断に関連している。企業は、財務諸表に含める情報の適切性及び明確性を、例えば以下の点で考慮しなければならない。

- すべての重大な収益の源泉。具体的な会計方針、収益認識の時期、一定の期間にわたる収益認識の基礎、適用する方法論を含む。
- 契約、特に長期契約がIFRS第15号の適用範囲における顧客との契約の定義を満たしているかどうかを評価する際に行った重大な判断。
- 企業が顧客に財又はサービスを提供する際に、企業が本人又は代理人として行動しているかの評価（例えば、企業がオンライン・ショッピングのプラットフォームを運営している、又はソフトウェアのライセ

ンスなどのサービスを提供する場合）。

- 企業が既存の契約について認識すると見込んでいる収益の金額及び時期に関する情報を開示するIFRS第15号120項の要求事項。この情報には、見積りを決定する際に使用した重大な判断、及び変更による潜在的な影響の説明を含めなければならない。企業は、例えば、期中の新規契約及び解約された契約、発行した請求、グループ構造の変更（例えば、企業結合又は処分）の影響、為替の変動の影響を示す、残存履行義務の期首残高と期末残高の間の調整表を含めることを検討する必要がある。

さらに、顧客との長期契約（例えば、工事契約）では、対応する義務の履行が複数の事業年度にまたがっているため、しばしば収益及びコストに関して不確実性が生じる。現在の地政学的及びマクロ経済環境を考慮すると、企業は、特に収益が一定の期間にわたって認識される場合に履行義務の完全な充足に向けて進捗度を測定する際に、使用する予測が合理的で裏付け可能であることを確認しなければならない。契約が不利になった場合、IAS第37号を適用して引当金を認識及び測定し、IAS第37号の開示要求を適用しなければならない（特に、経済的便益の流出の量又は時期の不確実性の開示、及び関連性がある場合には、将来の事象に関して行われた主要な仮定の開示について）。

### キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フローの適切な報告は、投資家及び規制当局にとって引き続き焦点が当たる分野である。規制当局が提起した主要な問題には以下が含まれる。

- キャッシュ・フローの営業、投資、又は財務への分類は、IAS第7号の定義に準拠しなければならない。
- 現金及び現金同等物として表示する金額は、IAS第7号の規準を反映しなければならない。特に、
  - 要求払債務で、企業の資金管理の不可欠な部分の一部となっている銀行当座借越のみを、現金及び現金同等物の構成要素として含めなければならない。銀行の借入枠は、実務において残高がマイナスとプラスの間で通常は頻繁に変動しない場合、財務活動の一部として表示しなければならない。
  - 取得時に満期が3か月以内の短期投資のみが、通常、現金同等物として適格である。
- 現金及び現金同等物の構成要素は開示しなければならない。
- 限定的な状況を除き、キャッシュ・フローは総額ベースで表示しなければならない。
- 非資金取引は、キャッシュ・フロー計算書に表示してはならない。

<sup>33</sup> 本誌2025年11月号iGAAP in Focus財務報告「IASB、新たな又は最近修正されたIFRS会計基準の開示要求を削減するIFRS第19号の修正を公表」を参照いただきたい。

<sup>34</sup> 本誌2026年1月号iGAAP in Focus財務報告「IASB、超インフレ表示通貨への換算に関するIAS第21号の修正を公表」を参照いただきたい。

- 投資及び財務活動に関連する重要性がある非資金取引は、財務諸表の他の箇所において開示しなければならない。
- キャッシュ・フローの分類に関する重要性がある会計方針及び判断（例えば、利息、配当金、制限の対象である現金）を開示しなければならない。

## セグメント報告

### 事業セグメントの識別及び集約

IFRS第8号「事業セグメント」は、事業セグメントの識別及び開示セグメント情報の測定にマネジメント・アプローチを採用しているため、企業は、経営者報告、最高経営意思決定者（CODM）への報告と財務諸表に含まれるセグメント情報の整合性を確保しなければならない。

事業セグメントを識別する際に、企業は、特定の要件を満たす場合に限り、2つ以上の事業セグメントを1つの事業セグメントに集約することが認められている。当該要件は厳密であり、集約は、非常に均質な事業でのみ可能である。

地政学的な不確実性又は気候問題により、企業の事業セグメント又は集約要件の適用の変更が生じる可能性がある。例えば、企業は、新しい関税の導入のため、組織再編を通じて事業構造を変更する可能性があり、また気候変動の予想される影響により、セグメントが長期的に類似した経済的特徴を持たない可能性があるという指標（indicator）が生じる場合がある。事業セグメントに変更があった場合、企業は、事業セグメントよりも大きいCGU又はCGUグループへののれんの配分はできないため、IAS第36号を適用した減損テストの実施に与える影響に留意しなければならない。

企業は、集約された事業セグメントの簡潔な記述、及び該当する場合は、それらのセグメントが類似した経済的特徴を共有していることを示す指標を含む、セグメントを識別するために使用したすべての重要性がある要素及び集約要件を適用する際に行った判断について、企業固有の開示を提供しなければならない。

### 地域及び主要な顧客に関する情報

貿易障壁及び地政学的な不確実性が高まっている現在の環境では、IFRS第8号で要求されている地域及び主要顧客に関する全社的な開示は、財務諸表の利用者にとって特に関連性がある可能性がある。例えば、企業の重要性がある収益のすべて（又はほとんどすべて）が外国に帰属しているという事実は、重要性がある情報である可能性がある（特に、それらの外国が貿易制限の対象となる場合）。個々の外国に帰属する外部顧客からの収益又はそこに所在する非流動資産に重要性がある場合、当該収益又は非流動資産は区分して開示しなければならない。また、企業は、顧客の地理的位置に基づいて、又は販売が行われた場所に基づいて、個々の国又は地域に収益がどのように配分されているかを開示する必要がある。

る。

最後に、IFRS第8号は、原則として、取締役会又は経営者が企業の利益を損なうとみなす開示の免除を提供していないことは注目に値する。

2024年6月、IFRS解釈指針委員会は、「報告セグメントに係る収益及び費用の開示」というタイトルのアジェンダ決定を公表した。本アジェンダ決定は、IFRS第8号「事業セグメント」の23項（f）の、各報告セグメントに関して、IAS第1号97項に従って開示する重要性がある収益及び費用の項目を開示するという要求事項を取り扱っている。

アジェンダ決定で強調された主要なポイントは次のとおりである。

- 企業は、以下いずれかの場合に、各報告セグメントに関して所定の金額を開示することが要求される。
    - たとえCODMに個別に提供されたりレビューされたりしていなくても、CODMがレビューしているセグメント純損益の測定値に含まれる場合
    - たとえセグメント純損益の測定値に含まれていなくても、CODMに定期的に提供されている場合
  - 開示すべき重要性がある項目には、IAS第1号98項に列挙されている項目（例えば、資産の評価減、リストラクチャリング費用又は処分損益）が含まれるが、これらに限定されない。
  - 企業は、純損益計算書に表示又は注記に開示されている収益及び費用の各項目を、報告セグメント別に開示することは要求されない。
  - 各報告セグメントについて開示すべき情報を決定するにあたり、企業は判断を適用し、以下の点を考慮する。
    - IAS第1号における重要性及び集約の原則
    - IFRS第8号の中核となる原則。その原則は、企業が従事している事業活動及び事業を営んでいる経済環境の性質及び財務上の影響を財務諸表の利用者が評価できるようにするための情報を、企業が開示することを要求している。
- 企業は、以下の場合、セグメント情報で開示されている情報がIFRS解釈指針委員会のアジェンダ決定の説明資料と整合しているかどうかを検討しなければならない。
- （たとえCODMに個別に提供されたりレビューされたりしていなくても、）CODMがレビューしているセグメント純損益の測定値に重要性がある収益及び費用の項目が含まれる場合。
  - （たとえセグメントの純損益の測定値に含まれていなくても、）そのような重要性のある項目に関する情報がCODMに提供されている場合。

## 繰延税金資産の認識及び移転価格を含む法人所得税

企業は、現在の地政学的及びマクロ経済環境に起因する利益水準の低下又は激しい変動が法人所得税会計にどのように影響するかを検討しなければならない。例えば、当期の収益の減少又は損失の発生は、予想利益の減少と相まって、企業の繰延税金資産の一部又は全部を回収可能である可能性が高いかどうかの再評価につながる可能性がある。利益の減少又は減損により損失が生じる場合、企業は、関連する繰延税金資産の全部又は一部を実現するために、税法で利用可能な繰戻し及び繰越期間内に十分な所得があるかどうかを検討する必要がある。

IAS第12号「法人所得税」を適用して、企業は、子会社、支店及び関連会社、及び共同支配の取決めの持分に関連する将来加算一時差異に対する繰延税金負債を認識していない可能性があるが、これは、一時差異を解消する時期をコントロールすることができ、当該一時差異が予測可能な期間内に解消しない可能性が高いとみなされたことと結論づけたためである。逆に、企業は、一時差異が予測可能な期間内に解消する可能性が高いと判断した（及び繰延税金資産を回収できる可能性が高いと判断した）ため、そのような投資に関連する将来減算一時差異について繰延税金資産を認識した可能性がある。企業又はその子会社が流動性の問題又は現在の地政学的又はマクロ経済環境に起因する他の課題を有しており、投資先の未分配利益の本国送金に関する意図に変更がある場合、これらの結論を再検討することが適切である可能性がある。

開示は、この分野でも重要である。特に、近年の損失の履歴がある場合の繰延税金資産の認識を裏付ける証拠の内容に関する企業固有の情報、及び関連性のある感応度及び／又は今後12か月で起こりうる結果の範囲を含む、繰延税金の判断及び見積りについてである。

世界貿易の変化の結果として、企業は、移転価格の方針を変更する可能性がある。IFRIC第23号「法人所得税の税務処理に関する不確実性」を適用し、企業は、関連性がある税務当局が結果として生じる税務処理を認める可能性が高いかどうかを検討しなければならない。そうではない場合、企業は、IFRIC第23号の要求事項を適用して、関連する税金を算定する際に不確実性の影響を反映しなければならない。移転価格の変更及び関連する不確実な税務処理について、重要性がある場合、関連性がある開示を検討しなければならない。

### 税源浸食と利益移転に関するOECD/G20の包摂的枠組み

2021年12月、経済協力開発機構（OECD）は第2の柱モデルルールを公表した。グローバル税源浸食防止（GloBE）ルールは、テスト対象年度の直前の4会計年度のうち少なくとも2会計年度において、最終親会社の連結財務諸表における年間収益が7億5,000万ユーロ以上である多国籍企業グループ

の構成企業に適用される。本ルールの目的は、大規模多国籍企業が事業を行う各法域で生じる所得に対して最低水準の税金を支払うことを確保することである。この目的を達成するために、ルールは、法域ベースで決定されるGloBE実効税率が最低税率15%を下回る場合にはいつでも、法域で発生する超過利益に対してトップアップ課税を課す。

2023年5月に修正されたIAS第12号は、第2の柱における法人税等に関連する繰延税金資産及び繰延税金負債の認識、及びそれらに関する情報の開示を禁止している。しかし、第2の柱の法制が発効した後は、本基準は、第2の柱の法人所得税に関連する当期税金費用（収益）の別個の開示を要求する。

その導入以来、ルールは進化を続けており、当該枠組みを採用した法域における現地の法律の変更もある。IAS第12号46項は、報告期間の末日までに制定又は実質的に制定された税率及び税法を用いて、当期税金負債又は資産を測定することを要求している。しかし、報告期間の末日後に法律の改正が発表又は制定された場合には、企業は、IAS第10号21項の要求事項を満たすために開示が要求されるか否かを検討すべきである。

### 米国の新税法- 「One Big Beautiful Bill Act」

2025年7月4日、「An Act to Provide for Reconciliation Pursuant to Title II of H. Con. Res. 14」（一般に「One Big Beautiful Bill Act」と呼ばれる）（以下、「同法」という）が米国連邦法として署名された。

同法は、特に、次の内容を規定している。

- 適格事業用不動産の全額費用化（「100%ボーナス減価償却」）の恒久的な延長、国内研究開発（R&D）費用の即時損金算入、純事業利息を損金算入するためのより寛大な計算式を含む、2017年の減税及び雇用法の多くの規定を延長する。
- 税源浸食及び乱用防止税（BEAT）に適用する税率を0.5%引き上げる。これは、議会の行動がなければ適用されたであろう引上げよりも低いものである。
- 2026年に適用されるはずだったグローバル無形資産低課税所得（GILTI）制度及び外国稼得無形資産所得（FDII）制度の両方に対する特別控除額の削減を廃止する。

同法には、いくつかのクリーンエネルギー税制優遇措置の段階的廃止及び制限等、いくつかの増税規定も含まれており、またGILTI及びFDIIに広く適用されるさまざまな変更が加えられており、これらの制度の変更の全体的な影響は、個別の企業の実態と状況による可能性が高いことを意味する。

IAS第12号を適用する目的では、これらの変更は、2025年7月4日に実質的に制定されたものと考えな

なければならない。その日より前に終了する報告期間については、法人所得税の認識及び測定は影響を受けないが、IAS第10号（又は期中報告期間については、IAS第34号「期中財務報告」）に基づく修正を要しない後発事象の開示の必要性を検討しなければならない。

2025年7月4日以後終了する報告期間について、同法は、米国で事業を展開する企業の当期税金と繰延税金残高の両方に影響を与える可能性がある。

#### 当期税金

同法の規定の多くは、将来の課税年度に発効する予定である。しかし、当期利益に対する税金支払額に影響を与える又は以前の課税年度に遡及して適用される場合は、財務業績計算書で認識される当期税金に反映される。

同法が当期税金に与える影響は、（例えば、2021年12月31日より後2025年1月1日より前に支払った又は発生した資産化された国内R&Dの残りの未償却残高を損金算入する選択の使用、又は2025年1月19日より後に取得及び使用された不動産の100%ボーナス減価償却の復活を通じた）減少と（例えば、2025年9月30日より後に取得した車両に対する適格事業用クリーン自動車クレジットの終了、又は法人代替ミニマム税制の下でより高い税額の対象となる企業は、同法による税負担の増加を通じた）増加の両方をもたらす可能性があるため、総合的に検討しなければならない。

#### 繰延税金

将来年度に解消が見込まれる一時差異に関する繰延税金資産及び負債は、その解消が発生したときに適用されると予想される実質的に制定された税法に基づいて認識及び測定しなければならない。その結果、2025年に当期税金負債が変動しない場合でも、同法は（2025年7月4日以後終了する期間について）以下に影響を与える可能性がある。

- 例えば、国内R&Dコストの即時費用化又はボーナス減価償却の復活による一時差異の金額
- GILTI税制の変更の結果として、繰延税金残高の測定
- 同法により将来の課税所得の予想を変更する場合、繰延税金資産の認識

米国のデロイトの次のニュースレターは、さらなる情報を提供している。

- Heads Up-Accounting Considerations Related to the New U.S. Tax Legislation<sup>35</sup>
- A closer look-Inside the new tax law<sup>36</sup>

さらに、デロイトのIFRS in Focus「米国税制改正法のIFRSにおける影響の会計処理」<sup>37</sup>では、2017年の減税及び雇用法に関するさらなる背景を解説している。

#### 非GAAP及び代替的業績指標

重大な経済変化又は通例ではない事象は、しばしば、業績への影響又は事象が発生しなかった場合の企業の利益を強調したいという欲求につながる。しかし、このようなアプローチに従う場合には注意が必要である。

このような変化又は事象の影響が広範囲であるという性質は、別個の表示が企業の全体的な財務業績を忠実に表現せず、利用者の財務諸表の理解に誤解を招く可能性があることを意味する。

一般的に、経済的又は地政学的な事象の影響が非GAAP指標又は代替的業績指標（APM）を通じて適切に反映できるかどうかを評価する際には、以下を含むがこれらに限定されない要因を検討しなければならない。

- 調整された指標から除外される項目は、事象又は経済状況に直接関係していることを証明できるか？
- 当該項目は「ニューノーマル」の反映ではなく、通常の営業に増分なものであるか？
- 当該項目は、見積り又は予測とは対照的に、客観的に定量化可能であるか？

このような事象の広範な影響を純損益に別個に表示しようとするのではなく、資産、負債、及び純損益の数値への影響の認識、測定及び表示に適用される重大な影響、判断及び仮定に関する定性的及び定量的情報を注記で開示することが適切である可能性が高い。

そのような影響は、明確かつバイアスのない方法で提供しなければならない。

さらにAPMの定義及び計算は、期間にわたり一貫していなければならない。

非GAAP指標又はAPMをマネジメント・レポートに含める場合、企業は、引き続き関連性がある非GAAP財務指標に関する証券監督者国際機構（IOSCO）の声明（2026年に更新）<sup>38</sup>そして代替的業績指標に関するESMAのガイドライン（2020年に更新）<sup>39</sup>又は法域における同等のものについて、協議しなければならない。

35 IAS Plusのウェブサイト参照いただきたい。  
(<https://www.iasplus.com/en/publications/member-firms/united-states/heads-up-1/2025/us-tax-legislation>)

36 デロイトUSのウェブサイト参照いただきたい。  
(<https://www.deloitte.com/us/en/services/tax/articles/inside-the-new-tax-law.html>)

37 IAS Plusのウェブサイト参照いただきたい。  
(<https://www.iasplus.com/en/publications/global/ifrs-in-focus/2018/effects-of-the-u-s-tax-reform>)

38 IOSCOのウェブサイト参照いただきたい。( <https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD814.pdf> )

39 ESMAのウェブサイト参照いただきたい。( [https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/library/esma32-51-370\\_qas\\_on\\_esma\\_guidelines\\_on\\_apms.pdf](https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/library/esma32-51-370_qas_on_esma_guidelines_on_apms.pdf) )

## 後発事象

期末以降の新たな問題又は新たな進展の出現は、報告期間の末日に存在した状況についての証拠を提供する修正を要する後発事象と、報告期間後に発生した状況を示す修正を要しない後発事象を区別するために、慎重な検討が要求される場合がある。この評価は、判断が要求されることが多い。

この区別は、当該事象自体をどの報告期間に会計処理すべきかを決定するだけでなく、将来の見通しに関する計算及び関連する開示にとっても重要である。例えば、IAS第36号に基づく減損レビュー、IFRS第15号に基づく履行義務の完全な充足に向けての進捗度を測定するために使用する場合がある完了までのコストの見積り、IFRS第9号に基づく予想信用損失計算、又は合理的に考え得る予測の変化に対する感応度の開示は、報告日の状況に基づかなければならず、その後の修正を要しない後発事象の影響を受けない。報告日以降に評価がどのように変化したかについて追加の開示を提供することは有益かもしれないが、これは報告日現在の情報とは異なるものとして明確に識別しなければならない。

例えば、報告日後に新しい関税又は既存の関税の変更が発表された場合、企業は、当該発表が報告日に合理的に予想できたかどうかを評価するために判断を適用しなければならない。そうである場合、企業は、減損の分析の実施に使用したキャッシュ・フロー（関連性がある場合には、シナリオの確率加重を含む）を、報告日に合理的に予想される条件を反映するように更新しなければならないかどうかを検討しなければならない。報告日時点では、新しい関税又は既存の関税の変更が合理的に予想できなかったと企業が判断した場合、減損の計算は修正されず、代わりに（重要性がある場合には）当該発表に関する関連性がある情報を開示しなければならない。

## 企業結合及び他の取得取引

企業結合及び他の類似の取引は複雑になる可能性があり、その会計処理には、例えば、以下の決定のために重大な判断が伴う場合がある。

- 取引が企業結合の定義を満たしているか、又は資産の購入として会計処理しなければならないか。
- 取引が企業結合である場合、企業結合の一部を構成する取引の要素と、別個の取引として会計処理しなければならない要素を識別する（例えば、特定の支払いが購入価格の一部を形成するか、報酬としなければならないか）。
- 当該取引が投資先に対する支配、共同支配、又は重要な影響力をもたらすかどうか。この評価は、議決権以外の要因が関係する場合に特に判断が要求される場合がある。例えば、
  - 株主間の契約に基づく、議決権行使又は取締役の指名に関する特別な権利の存在

-投資先が特定の法制度の対象となる場合（例えば、政府機関の関与又は取締役の指名）

-例えば、投資先への資本の関与を制限するなど、企業（投資者）が法的規定の対象となるかどうか。

-企業又は第三者が保有するオプション又はその他の潜在的な議決権

企業結合及び他の取得取引は非常に重大となる可能性があり、企業は、当該取引の影響及び当該取引をどのように会計処理するかを決定する際に行った重大な判断について明確で整合的な説明を行わなければならない。これには、以下が含まれる場合がある。

- 資産のグループが企業結合であり、IFRS第3号「企業結合」を適用して会計処理しなければならないかどうかを決定する際に伴う判断。
- のれんを生じさせる要因の説明。定型的な開示ではなく、対象の企業結合を参照する。
- 条件付対価の取決め説明及び支払額の潜在的な変動性の説明。
- IFRS第12号「他の企業への関与の開示」の7項から9項で要求される、支配、共同支配、及び重要な影響力を評価する際に行った重大な判断に関する情報。

2023年12月、IOSCOは、財務諸表で認識及び開示されたのれんの信頼性、忠実な表現及び透明性を向上することを目的とした「のれんの会計処理に関する提言」<sup>40</sup>を公表した。IOSCOは、財務諸表の作成者に対して4つの提言を行っている。

- すべての識別可能な無形資産を適切に認識し、企業結合で認識したのれんを構成する要因の企業固有の開示を提供する。
- 減損テストで使用される仮定が、合理的で裏付け可能であることを立証するのに十分な証拠を得る。
- のれんの減損テストで使用される仮定と非財務情報開示の整合性を確保する。
- 主要な仮定をどのように決定しているかを含む、のれんの減損テストを明確に開示する。  
最後の提言に関して、IOSCOは、好事例には次の開示が含まれることを指摘している。:
- 公正価値又は使用価値がCGU又はCGUのグループの帳簿価額を超える割合（特に、翌事業年度中にのれんの帳簿価額に重要性がある修正が生じる重大なリスクがある場合）
- 主要な仮定に関連する不確実性の程度。例えば、評価モデルにおける仮定に関する不確実性は、不確実性のある時間軸を有する可能性のある景気後退からの景気回復に対する将来の期待を伴う可能性がある。
- 主要な仮定に悪影響を与えることが合理的に見込まれ得る潜在的な事象及び/又は状況の変化

40 金融庁のウェブサイトを参照いただきたい。(https://www.fsa.go.jp/inter/ios/20231221/20231221.html)

## IAS第33号「1株当たり利益」

基本的1株当たり利益（EPS）及び希薄化後EPSは、多くの場合、企業の業績の重要な指標と考えられているため、多くの場合、ある期間の決算発表及び財務諸表に含まれている。しかし、当該数値の計算は非常に複雑になる可能性があり、利用者が常によく理解できるとは限らない。<sup>41</sup>財務諸表の作成においてなされた重大な判断を開示するというIAS第1号の一般的な要求事項は、EPSの計算にも適用されることに留意すべきである（例えば、株式再編の実質を決定する際に判断が必要な場合）。

誤って適用されやすいEPSの計算についてのIAS第33号の要求事項を、以下に記載する。

- 潜在的な普通株式が希薄化又は逆希薄化であるかどうかの決定は、継続事業からの利益又は損失に基づいて行わなければならない。
- 無償部分を含む株式再編成では、表示するすべての期間の基本的EPS及び希薄化後EPSの計算に使用される普通株式の加重平均数を適時的に調整することが要求される。
- 優先株式が資本に分類される場合、基本的EPS及び希薄化後EPSの計算に使用される利益は、配当及び償還において生じるプレミアムを含む、優先株式のすべての影響を調整する。

非GAAP指標の使用に関するガイダンス（**非GAAP及び代替的業績指標**を参照）は、調整後EPS数値の表示にも適用される。特に、IAS第33号で要求されているように、EPS指標よりも目立たせてはならず、その算定方法（調整項目に対する税金に対して使用する基礎を含む）を明確に開示しなければならない。

## IFRS第17号「保険契約」

IFRS第17号は、2023年1月1日以後開始する事業年度に発効した。2024年10月、ESMAは「From “black box” to “open book” ?—IFRS第17号『保険契約』の最初の適用による証拠」<sup>42</sup>を公表し、欧州の保険会社のサンプルの財務諸表のレビューからの所見及び推奨事項を提供している。

IFRS第17号の継続的な適用に関連する事項について、ESMAは、会計方針、判断及び見積りに関連する開示が、しばしば企業固有のものではなく、又は限定的な場合では欠落していると指摘している。この点に関して、本報告では、例を挙げている。

また、一部の企業が、財務諸表の外（例えば、経営者による説明又はリスクレポート）において、財務諸表からの相互参照の使用を含む、保険契約から生じるリスク

の性質及び範囲に関する開示を表示していることを、ESMAは観察しているが、これはIFRS第17号では認められていない。IFRS第17号が要求する開示は、財務諸表の注記に含めなければならない。

## 経営者による説明

2025年6月、IASBは、経営者による説明及び類似の報告書の改善を支援するため、要求事項のグローバルな整合性の強化も含む、経営者による説明に関する改訂実務記述書を公表した。改訂実務記述書は、どの企業が経営者による説明を作成することが要求されるか、どのくらいの頻度で作成しなければならないか、誰が経営者による説明の発行を承認すべきか、又は経営者による説明が対象となる外部保証の水準を明記していない。改訂実務記述書は、規制当局が国内の要求事項及び経営者による説明に関するガイダンスを更新又は開発する際に使用する、グローバルなベンチマークを提供するとともに、企業が投資者のニーズを満たす情報を提供するための包括的な資源を提供することを目的としている。iGAAP in Focus財務報告「IASB、経営者による説明に関する改訂実務記述書を公表」<sup>43</sup>は、経営者による説明に関する実務記述書について詳細に解説している。

## 期中財務報告

適時性がありかつ高品質の期中開示は、財務諸表の主要な利用者にとって重要である。期中財務諸表を作成する際に最も関連性がある可能性が高い検討領域について、本ニュースレターにおいてすでに説明されているものに加え、以下で説明する。

## 重要な事象及び取引

要約期中財務諸表を作成する企業は、IAS第34号「期中財務報告」15項に従い、「直近の年次報告期間の末日以降の企業の財政状態の変動及び業績を理解する上で重大な事象及び取引の説明」を提供することが要求される。重大である場合に、開示を検討する可能性がある事象の網羅的ではないリストは、IAS第34号15B項に示されている。さらに、IAS第34号16A項は、会計方針及び計算方法の変更に関するものを含め、要約期中財務諸表の注記において行うべき開示を規定している。

現在のマクロ経済的及び地政学的環境から生じる継続的な不確実性に企業が対応するため、要約期中財務諸表の注記で開示する必要がある可能性がある他の重要な事象が存在する可能性が高い。

<sup>41</sup> 例えば、2022年9月に公表された英国FRCの1株当たり利益のテーマ別レビューでは、EPSの計算におけるより一般的な誤りを強調しており、企業に特定の主要な要求事項をリマインドしている。

<sup>42</sup> ESMAのウェブサイトを参照いただきたい。（[https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/2024-10/ESMA32-1188985980-1046\\_-\\_From\\_black\\_box\\_to\\_open\\_book.pdf](https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/2024-10/ESMA32-1188985980-1046_-_From_black_box_to_open_book.pdf)）

<sup>43</sup> 本誌2025年10月号「IASB、経営者による説明に関する改訂実務記述書を公表」を参照いただきたい。

## 見積り

不確実性の継続的なレベルを考慮すると、企業は期中報告期間中に（例えば、新しい関税の賦課又は金利の変化の結果として）見積りを修正し、IAS第34号16A項(d)に従って開示を提供する必要があるかもしれない。この場合、開示は、特に資産及び負債について、直近の年次報告日より見積り方法の使用が多い場合は、見積りの変更の理由及び使用した見積り方法を明確に説明しなければならない。

## 資産の減損

減損損失及び減損損失の戻入れに関するIFRS会計基準の要求事項は、要約期中財務諸表に適用される。

多くの資産（のれん、有形固定資産、使用権資産、無形資産、及び子会社、共同支配企業及び関連会社への投資を含む）については、IAS第36号に従って、報告日に、減損又は以前の減損の戻入れの兆候があるかどうかを評価し（禁止されている以前ののれんの減損の戻入れを除く）、もしそうである場合、回収可能価額（使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか高い方）を算定することを意味する。企業は、直近の年次報告日に到達した結論に関係なく、期中報告日時点での減損の兆候の存在を評価しなければならない。

環境の不確実性により、直近の年次報告日における使用価値又は処分コスト控除後の公正価値の計算において、以前に使用された予測キャッシュ・フローは、その後の期中報告日の状況をもはや反映しない可能性がある。この場合、企業は、期中報告日における経営者の改訂した予想と更新した状況を反映した、新しい又は更新した予測を作成する必要がある。

期中報告期間中に重要性のある減損損失が認識された場合、企業はIAS第34号15B項(b)により要求されるように、当該損失に関する追加の開示を検討しなければならない。

## 継続企業

IAS第1号25項及び26項が定める継続企業の要求事項は、期中財務諸表に適用される。したがって、経営者は、期中報告期間の終了から少なくとも12か月間継続企業として存続する企業の能力に重大な疑義を生じさせるような事象又は状態に関連する重要性のある不確実性があるかどうかを検討する必要がある。この評価を行うにあたり、企業は期中財務諸表の承認日までに入手可能なすべての情報を考慮しなければならない。

さらに、企業は、新しい情報又は更新された情報により、要約期中財務諸表に継続企業の評価について開示することが要求されるかどうかを検討する必要がある。

## 認識及び測定

要約期中財務諸表の資産、負債、収益及び費用を認識する原則は、年次財務諸表と同じである。IAS第34号

41項は、期中財務諸表で使用される測定の手続が、信頼性のある情報をもたらす、すべての重要性があり関連性がある財務情報が、適切に開示されることを要求している。したがって、本ニュースレターの他の箇所に記載されている課題、例えば非金融資産の回収可能価額及び金融資産の予想信用損失引当金の測定は、期中財務諸表でも同様に取扱いしなければならない。それにもかかわらず、IAS第34号は、年次財務諸表及び期中財務諸表の両方に合理的な見積りがしばしば使用されるが、期中財務諸表は一般に年次財務諸表よりも見積り方法をより多く使用することが必要になることを認めている。

## 法人所得税の会計処理

期中財務報告書には、次の年次財務諸表に適用されるものと同じ会計上の認識及び測定原則を適用すべきであるという基本原則と一致して、期中報告期間の法人所得税費用は、年間の見積利益総額に適用される税率、すなわち、期中報告期間の税引前利益に適用される見積平均年次実効税率を用いて計上する。

実務的な範囲内で、見積平均年次実効税率は租税区域ごとに決定され、租税区域ごとの期中税引前利益に個別に適用される。利益の種類が異なるごとに異なる税率が適用される場合にも、同じ原則が適用される。世界貿易の変化及びマクロ経済の不確実性によってもたらされる不確実性の結果として、企業はそのような精度で期中税金計算を行う際に、困難に直面する可能性がある。この場合、企業は、より個別の税率を使用した場合の結果に比して合理的な近似値となるものであれば、各租税区域全体又は各種利益全体の加重平均を使用することが認められる。

また、IAS第34号に基づく期中財務報告のために、予測キャッシュ・フローの調整（非金融資産の減損の文脈で議論されるものなど）も、企業の見積年次実効税率(AETR)に織り込む必要があるかもしれない。さらに、不確実性のあるビジネス環境の状況では、これらのキャッシュ・フローの見積りはより頻繁に改訂される可能性が高く、それに伴い、AETRが変更された場合、ある期中報告期間に法人所得税費用として計上した金額も、その後の期中報告期間で調整する必要が生じる可能性がある。AETRは、累計ベースで再見積りされる。

IAS第12号の繰延税金資産の認識を裏付ける規準は、各期中報告期間の末日に適用され、それらが満たされた場合に限り、当期の税務上の欠損金の便益を見積平均年次実効税率の計算に反映することができる。

## その他の開示

上記で説明したように、IAS第34号の包括的な目的は、期中財務諸表が年次財務諸表に含まれる関連性のある情報の説明及び更新を提供することである。上記の具体的な検討事項に加えて、企業は、包括的な目的を達成するために必要となる可能性のある追加の開示を検討する必要がある。現在の不安定で不確実性のある環境では、期

中報告期間の後発事象の結果として生じる重大な影響について追加の開示が要求される場合がある。

IAS第1号は、一般に、IAS第34号に従って作成された要約期中財務諸表の構成及び内容には適用されないが、IAS第1号4項は、IAS第1号15項から35項が期中財務諸表に適用されることを明確にしている。IAS第1号17項及び31項はいずれも、特定の取引、その他の事象及び状況が企業の財政状態及び財務業績に与えている影響について利用者が理解できるようにするために必要な場合、IFRS会計基準で規定されている情報に対する追加情報を要求する。企業の財務状況が直近の年次財務諸表から著しく変化した可能性がある現在の状況では、(年次)財務諸表の完全なセットについてのみに通常要求される開示の一部は、期中報告期間中に発生した状況の結果に関する関連性のある情報を提供する場合がある。

## 付録

### 新しい及び改訂IFRS会計基準及び解釈指針

IAS第8号30項は、新しい及び改訂IFRS会計基準が公表されたが未発効の場合、その潜在的な影響を検討し、(年次財務諸表において)開示することを企業に要求している。これらの開示の十分性は、現在の規制上の焦点となっている領域である。

以下のリストは、2026年5月29日時点のものを反映している。当該日以後、財務諸表が発行される前に、IASBが公表した新しい及び改訂IFRS会計基準の適用による潜在的な影響についても検討し、開示しなければならない。

下表に記載の新しい又は修正されたIFRS会計基準についての解説は、デロイトトーマツのウェブサイト「IFRS基準別の解説」を参照いただきたい。  
(<https://www.deloitte.com/jp/ja/services/audit-assurance/perspectives/ifrs-kaisetsu-1.html>)

以下の表は、さまざまな四半期報告期間について、2026年3月31日現在の基準等の概要を示している。

この表は、すべての事業年度に使用可能である。2026年3月31日に終了する第1四半期は、事業年度が2026年1月1日に開始することを意味する。同様に、2026年3月31日に終了する第2四半期は2025年10月1日に開始する事業年度を指し、2026年3月31日に終了する第3四半期は2025年7月1日に開始する事業年度を指し、2026年3月31日に終了する第4四半期は2025年4月1日に開始する事業年度を指す。

基準等	発効日	2026年3月31日での適用			
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
「交換可能性の欠如」(IAS第21号の修正)	2025年1月1日	適用済	強制適用	強制適用	強制適用
「金融商品の分類及び測定に関する修正」(IFRS第9号及びIFRS第7号の修正)	2026年1月1日	強制適用	早期適用可	早期適用可	早期適用可
「IFRS会計基準の年次改善—第11集」	2026年1月1日	強制適用	早期適用可	早期適用可	早期適用可
「自然依存電力を参照する契約」(IFRS第9号及びIFRS第7号の修正)	2026年1月1日	強制適用	早期適用可	早期適用可	早期適用可
IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」	2027年1月1日	早期適用可	早期適用可	早期適用可	早期適用可
IFRS第19号「公的説明責任のない子会社：開示」(2025年8月に修正)	2027年1月1日	早期適用可	早期適用可	早期適用可	早期適用可
「超インフレ表示通貨への換算」(IAS第21号の修正)	2027年1月1日	早期適用可	早期適用可	早期適用可	早期適用可
IFRS第20号「規制資産及び規制負債」	2029年1月1日	早期適用可	早期適用可	早期適用可	早期適用可

### 最近のIFRS解釈指針委員会のアジェンダ決定

IFRS解釈指針委員会は、アジェンダに追加しないことを決定した論点の要約を、通常提出された会計上の論点の議論とともに、定期的に公表している。

2020年8月、IFRS財団の評議員会は、最新版IFRS財

団デュー・プロセス・ハンドブックを公表し、IFRS解釈指針委員会が公表したアジェンダ決定の説明的資料が、IFRS会計基準自体から権限を得ており、したがって、アジェンダ決定が会計方針の変更をもたらす場合に適用される遡及適用について、IAS第8号の一般的な要

求事項により適用が要求されることを確立した。

IFRS財団のデュー・プロセス・ハンドブック及び各IFRIC Updateはまた、企業がその決定を行い、必要な会計方針の変更を決定し実施するための十分な時間（例えば、新たな情報の入手又はそのシステムの適応）を与えられることが期待されていることを指摘している。会計方針の変更を行うために十分な時間がどのぐらいなの

であるかの決定は、企業の具体的な事実と状況に応じて決まる判断の問題である。それでも、企業は、どのような変更も適時に実施し、重要性がある場合には、当該変更に関連する開示が、IFRS会計基準で要求されているかどうかを検討することが期待される。

過去12か月間に、以下のアジェンダ決定が委員会によって公表された。<sup>44</sup>

2025年6月 IFRIC Update	超インフレ経済の指標の評価（IAS第29号）
2025年11月 IFRIC Update	組み込まれた早期償還オプション（IFRS第9号） 取引コストの決定及び会計処理（IFRS第9号） IFRS 第 18 号に係る委員会のアジェンダ決定の更新
2026年3月 IFRIC Update	グループ内の貨幣性負債（又は資産）から生じる為替差額の分類（IFRS第18号） オフテイク契約に基づく蓄電池の使用から生じる経済的便益（IFRS第16号） 適正な表示及び IFRS 会計基準への準拠（IAS 第 1 号） 親会社の個別財務諸表の目的上の特定の主要な事業活動の評価（IFRS 第 18 号） 費用を性質別に開示する要求の範囲（IFRS 第 18 号） 為替エクスポージャーを管理するデリバティブに係る利得及び損失の分類（IFRS第18号）

## IASBによる公開草案

### 関連会社及び共同支配企業に対する投資についての公正価値オプションの修正

2026年2月、IASBは、公開草案「関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資の公正価値オプションの修正」に示されているように、IAS第28号を修正することを提案した。

IASBは、関連会社又は共同支配企業に対する投資を、持分法を適用する代わりに、IFRS第9号に従って純損益を通じて公正価値で測定することを選択できる企業の範囲を明確化することを提案する。

公開草案に対するコメント期間は、2026年4月20日までであった。

デロイトのiGAAP in Focus財務報告「IASBは、関連会社及び共同支配企業に対する投資の公正価値オプションの修正を提案」<sup>45</sup>は、IAS第28号の修正案を解説している。

### リスク軽減会計

2025年12月、IASBは、公開草案「リスク軽減会計」に示されているように、IFRS第9号及びIFRS第7号の修正を提案した。

IASBは、金利改定リスクを純額ベースで管理しており、その事業活動及びリスク管理活動が特定の特性を有する企業に対して、リスク軽減会計モデルを含めることを提案する。リスク軽減会計の適用は、そのような企業にとって任意であることが提案されている。

本提案では、企業は金利改定リスクを管理するための戦略及びリスク管理活動の影響を開示することが要求される。リスク軽減会計を適用することを選択した企業に関する開示要求に加えて、IASBは、リスク軽減会計を適用することに適格であるが適用しないことを選択した企業に対する定性的な開示要求を提案する。

公開草案において、IASBは、IAS第39号の廃止の提案についてもフィードバックを求めている。

公開草案に対するコメント期間は、2026年11月30日までである。

デロイトのiGAAP in Focus財務報告「IASBは、リスク軽減会計に関する新基準を提案」<sup>46</sup>は、IFRS第9号及びIFRS第7号の修正案について解説している。

以上

<sup>44</sup> 一連のアジェンダ決定については、ASBJのウェブサイトの「IASBの活動」の「IFRS-IC会議」のページ（[https://www.asbj.jp/jp/iasb\\_activity/ifric.html](https://www.asbj.jp/jp/iasb_activity/ifric.html)）を参照いただきたい。

<sup>45</sup> 本誌2026年4月号「IASBは、関連会社及び共同支配企業に対する投資の公正価値オプションの修正を提案」を参照いただきたい。

<sup>46</sup> 本誌2026年4月号「IASBは、リスク軽減会計に関する新基準を提案」を参照いただきたい。

# 会計基準等開発動向

2026年6月12日時点

【企業会計基準委員会 ASBJ】

## ■確定公表済

項目	内容	ステータス
譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化	2024年12月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化について、検討が行われていた。	2026年6月2日付で、改正企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」等が公表された。

## ■公開草案公表中

項目	内容	ステータス
金融商品に関する会計基準	日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損並びに金融商品の分類及び測定についての会計基準の開発に向けて、検討が行われている。	予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損について、2025年10月29日付で、企業会計基準公開草案第89号「金融商品に関する会計基準(案)」等が公表され、2026年2月6日まで意見募集が行われていた。 現在、公開草案に寄せられたコメントへの対応が検討されている。  金融商品の分類及び測定（減損プロジェクトの範囲に含めた領域を除く）について、2026年2月より見直しに着手されている。 フェーズ1として予想信用損失モデルの適用範囲と関連する領域について優先して検討を行い、その他の領域（株式を含む）についてはフェーズ1の検討が一巡した後にフェーズ2として検討を開始することが予定されている。
法人税等に関する会計基準	2025年3月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（以下「法人税等会計基準」という）において、法人税等会計基準の適用対象となる税金についての原則的な定めを置くとともに、関連する実務上の取扱いに関する指針の見直しを行うことについて、検討が行われている。	2026年1月9日付で、企業会計基準公開草案第94号「法人税等に関する会計基準(案)」等が公表され、2026年3月9日まで意見募集が行われていた。現在、公開草案に寄せられたコメントへの対応が検討されており、2026年7月に最終化することが目標とされている。

## ■専門委員会で審議中

項目	内容	ステータス
金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い	資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについて検討が行われている。	資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについては、2022年3月15日に、「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」が公表された。2022年6月8日にコメントが締め切られ、現在、論点整理に寄せられたコメントへの対応が検討されている。 このうち、暗号資産の発行者が発行時に自己に割り当てた暗号資産の会計上の取扱いについて、2022年11月7日の第490回企業会計基準委員会において審議が行われ、ASBJにおける議論の内容を周知するために、議事概要別紙 ( <a href="https://www.asb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/4/20221107_490g_02.pdf">https://www.asb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/4/20221107_490g_02.pdf</a> ) が公表された。

項目	内容	ステータス
子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係	JICPAから公表されている会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」（2024年7月1日に移管指針第4号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」としてASBJに移管）に定められる連結財務諸表におけるのれんの追加的な償却処理について、子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係を踏まえ、検討が行われている。	2017年10月より検討が開始されている。
継続企業に関する会計基準	JICPAが公表した実務指針等のうち会計に関する指針に相当すると考えられる記載の移管を行うことに焦点を当てて、継続企業に関する会計基準の開発が行われている。	2025年2月より検討が開始されている。
繰延資産に係る会計上の取扱い	2024年7月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、繰延資産に係る会計上の取扱いについて、今後、検討する予定とされている。	今後、他のプロジェクトの状況やリソースの状況を踏まえて、検討を開始する予定とされている。
排出量取引制度に係る会計上の取扱い	2025年7月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」に基づく法的義務を伴う排出量取引制度の対象事業者を対象とした会計処理及び開示に関して、検討が行われている。あわせて、実務対応報告第15号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」との関係を整理する予定とされている。	2025年12月より検討が開始されている。
後発事象に関する会計基準	JICPAが公表した実務指針等のうち会計に関する指針に相当すると考えられる記載の移管を行うことに焦点を当てて、後発事象に関する会計基準の開発が行われている。	第1段階として、監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を踏襲し移管することとされ、2026年1月9日付で、企業会計基準第41号「後発事象に関する会計基準」等が公表された。 当該会計基準等では、計算書類等の確認日後、財務諸表の公表の承認日までに生じた修正後発事象を開示後発事象に準じて取り扱う特例的な取扱いが踏襲されており、この特例的な取扱いの抜本的な見直しを行うか否かの検討時期については、有価証券報告書と事業報告等の一体開示の検討の状況等を踏まえて今後判断することとされている。
資金決済法等の改正に伴う電子決済手段に係る会計上の取扱い	資金決済に関する法律、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令等の改正に伴う実務対応報告第45号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」の改正に関する検討が行われている。	今後検討を開始する予定とされている。

■基準諮問会議でテーマアップの可否を審議中

項目	内容	ステータス
のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更	(1)のれんの非償却を導入 (2)のれん償却費の計上区分変更	第54回基準諮問会議（2025年7月11日開催）において経済同友会等より会計基準レベルの新規テーマとして提案された。 審議の結果、まず主にスタートアップ関係者に対する意見聴取を行いつつ可能な限り聴取対象の範囲を拡大した上で、企業会計基準として改善が見込まれるかどうかの観点から意見聴取をASBJに依頼することとされた。 第55回基準諮問会議（2025年11月17日開催）においては、ASBJにおいて公聴会の形式で行われた意見聴取について報告がなされ、可能な限り追加的な意見聴取をASBJに依頼して進めていくとともに、事務局においてのれんを非償却とすることに伴う関連の改正から生じるコストなど幅広い影響も含めて会計基準としての改善に繋がるかどうかの評価を進めるとされた。 第56回基準諮問会議（2026年3月13日開催）においては、これまでに行われた意見聴取及び情報収集について報告が行われ、基準諮問会議事務局による分析について審議が行われた。また今後の進め方として、これまでに収集した情報の整理をウェブサイト公表し、基準諮問会議においてテーマ提案に関する判断を行うための材料として上乘せすべきものがないかどうかについて情報要請を行うこととされた。さらに、これまでに収集した情報の整理に対して強い意見を有する利害関係者が存在する場合には、必要に応じて追加的な公聴会の開催をASBJに依頼することとされた。これを受けて、2026年4月1日付で「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関する情報要請文書（情報要請）が公表され、2026年6月5日まで意見募集が行われていた。
連結財務諸表における取扱い	(1)連結子会社における親会社株式の売却損益の会計処理 (2)連結子会社における追加取得時のその他の包括利益累計額の会計処理	第54回基準諮問会議（2025年7月11日開催）において学識経験者より会計基準レベルの新規テーマとして提案された。 第56回基準諮問会議（2026年3月13日開催）において、次回以降、事務局の分析を提示する予定であるとされた。

■今後、開発に着手するか否かを判断

項目	内容	ステータス
該当なし		

■その他の日本基準の開発に関する事項

項目	内容	ステータス
該当なし		

【サステナビリティ基準委員会 SSBJ】

■確定公表済

項目	内容	ステータス
温対法におけるSHK制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いて「気候基準」の定めに従う場合の開示	「地球温暖化対策の推進に関する法律」（温対法）における「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」（SHK制度）の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いてサステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」（気候基準）の定めに従う場合の開示について、その取扱いについて実務上の解釈が分かれていることが指摘されていることから、明確化を図るために、サステナビリティ開示実務対応基準の開発が検討されていた。	2026年6月11日付で、サステナビリティ開示実務対応基準第1号「温対法におけるSHK制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いて『気候基準』の定めに従う場合の開示」が公表された。

■今後開発が予定されるSSBJ基準

項目	内容	ステータス
「SASBスタンダード」の修正及び「IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス」の修正	ISSBより、ISSB基準を適用する企業に対して適時の支援を行うための「SASBスタンダード」の向上を目的として、次の公開草案が公表された。 (1)2025年7月3日公表、公開草案『「SASBスタンダード」の修正案』及び公開草案『「IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス」の修正案』（いずれもコメント期限：2025年11月30日） (2)2026年3月26日公表、公開草案『「SASBスタンダード」及び「IFRS S2号産業別ガイダンス」に対する修正案』（コメント期限：2026年7月24日） ISSBにより確定基準が公表される時期は未定である。 SSBJ基準では、サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」において、「SASBスタンダード」（2025年12月最終改訂）を参照し、考慮することが要求されるガイダンスの情報源として定めている。 このため、ISSBによって「SASBスタンダード」が修正された場合、参照先の「SASBスタンダード」を最新のものに更新することについて、検討を行うことになるとされている。	ISSBによって「SASBスタンダード」が修正された場合、SSBJにおける対応を検討することが考えられるとされている。

【日本公認会計士協会 JICPA】

会計制度委員会実務指針、監査・保証実務委員会実務指針及び業種別委員会実務指針のうち会計処理の原則及び手続を定めたもの

項目	内容	ステータス
該当なし		

【金融庁】

項目	内容	ステータス
コーポレートガバナンス・コード改訂案	「コーポレートガバナンス・コードの改訂に関する有識者会議」においてコーポレートガバナンス・コードの改訂案が取りまとめられたことを踏まえ、有価証券上場規程の別添「コーポレートガバナンス・コード」を改訂するもの。	2026年4月10日付で左記改訂案が金融庁及び(株)東京証券取引所により公表され、2026年5月15日まで意見募集が行われていた。
金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案	我が国の金融・資本市場の変化に対応しつつ、成長資金供給を拡大するとともに、市場の公正性・透明性及び投資者保護を確保するため、「サステナビリティ情報の開示・保証」(①一定のプライム市場上場企業に対し、サステナビリティ開示基準に基づく情報開示及び第三者保証を義務付け ②保証の提供業者に対し、登録制・業規制を導入)等、各種制度を整備するものである。	2026年4月10日付で左記改正案が第221回国会に提出され、現在審議されている。

【法務省】

項目	内容	ステータス
会社法制(株式・株主総会等関係)の見直しに関する中間試案	2005年に成立した会社法(平成17年法律第86号)については、二度にわたって実質的な見直しがされたが、近年の社会経済情勢の変化等に伴い、検討することが必要な課題が複数指摘されるに至っている。 これを受けて、法制審議会会社法制(株式・株主総会等関係)部会において「会社法制(株式・株主総会等関係)の見直しに関する中間試案」が取りまとめられ、意見募集が行われるものである。	2026年4月2日付で左記中間試案が公表され、2026年5月22日まで意見募集が行われていた。今後、中間試案に対して寄せられた意見を踏まえ、要綱案の取りまとめに向けて、引き続き審議を行う予定とされている。

# 会計情報

発行日 令和8年6月20日(毎月20日発行)  
第599 7月号

発行所 有限責任監査法人トーマツ  
テクニカルセンター  
〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-2 丸の内二重橋ビルディング  
冊子の宛先変更・配送停止をご希望の方は以下メールアドレスまでご連絡ください。  
JPTOKYOTRC\_Mailing@tohmatu.co.jp

有限責任監査法人トーマツ <http://www.deloitte.com/jp/audit>  
トーマツ会計情報 <http://www.deloitte.com/jp/atc>

本誌掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

# Deloitte.

## デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーである合同会社デロイト トーマツ グループならびにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイト トーマツ、デロイト トーマツ税理士法人およびDT弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内30都市以上に2万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループWebサイト、[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited(“Deloitte Global”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して“デロイトネットワーク”)のひとつまたは複数指します。Deloitte Globalならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。Deloitte Globalおよびその各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Globalはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Globalのメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市(オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

Deloitte(デロイト)は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート(非公開)企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来180年の歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス(存在理由)として標榜するデロイトの約46万人の人材の活動の詳細については、[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)をご覧ください。

本冊子は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、Deloitte Touche Tohmatsu Limited(“Deloitte Global”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して“デロイトネットワーク”)が本冊子をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本冊子における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約(明示・黙示を問いません)をされるものではありません。またDeloitte Global、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本冊子に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対しても責任を負いません。Deloitte Globalならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001